

# 会計情報

Vol. 595  
2026.3

Accounting, Tax & Consulting

企業会計基準公開草案第94号「法人  
税等に関する会計基準(案)」等の解説

金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証の  
あり方に関するワーキング・グループ」報告の概要

金融審議会「ディスクロージャー  
ワーキング・グループ」報告の概要

排出量取引制度(GX-ETS第2フ  
ェーズ)の概要の解説



# Contents

	ページ	
	2	企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準(案)」等の解説 公認会計士 佐藤 勇介
	7	企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等の解説 公認会計士 山田 正顕
	11	2025年IPO市場の動向 IPO監査事業部 公認会計士 加藤 彰人
	20	金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告の概要 公認会計士 清水 恭子
会計・監査	29	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の概要 公認会計士 清水 恭子
	36	排出量取引制度(GX-ETS第2フェーズ)の概要の解説 公認会計士 南 貴士
	44	SSBJ:サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示(案)」の公表 『会計情報』編集部
	45	金融庁:内閣官房による「人的資本可視化指針(改訂版)」(案)に関する意見募集 『会計情報』編集部
IFRS	46	iGAAP in Focus財務報告 Closing Out—財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域(2025年12月更新版) トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
会計基準等開発動向	73	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	78	新刊書籍のご案内

# 企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等の解説

公認会計士 さとう ゆうすけ 佐藤 勇介

## 1. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）より、2026年1月9日に、企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準案」、現行の基準を「法人税等会計基準」という。）が公表された<sup>1</sup>。

これに関連して以下の公開草案等も合わせて公表されている。

- ・企業会計基準適用指針公開草案第94号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下「税効果適用指針案」、現行の基準を「税効果適用指針」という。）
- ・実務対応報告公開草案第73号（実務対応報告第42号の改正案）「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「実務対応報告第42号案」、現行の基準を「実務対応報告第42号」という。）
- ・移管指針公開草案第19号（移管指針第6号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」（以下「キャッシュ・フロー実務指針案」という。）
- ・企業会計基準公開草案第95号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（そのX）（案）」（以下「税効果会計基準一部改正案」という。）
- ・企業会計基準公開草案第96号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（そのX）（案）」（以下「キャッシュ・フロー作成基準一部改正案」という。）
- ・補足文書（案）「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて（案）」（以下「補足文書案」という。）

これらの公開草案等に対するコメント募集の期限は2026年3月9日（月）である。

また、2025年11月20日に実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告公開草案第72号案」という。）が公表された<sup>2</sup>。

この公開草案に対するコメント募集は2026年1月20日（火）を期限として行われた。

## 2. 法人税等会計基準案等の公表の経緯

法人税等会計基準は、具体的な税金を挙げて、当該税金について規定する税法を参照することにより適用対象となる税金を特定して会計処理及び開示について定めていたことから、個別の税金の創設を受けて都度改正を行ってきた。2024年年次改善プロジェクトの審議の過程において、その適用対象となる税金に関して、具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより特定するのではなく、原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法に見直すことを検討してはどうかとの意見が聞かれたことから、2024年11月の公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」の公表時に、法人税等会計基準の適用対象となる税金を特定する方法を見直すことについて、市場関係者からコメントを募集したところ、概ね支持するコメントが寄せられた。これらを受けて、ASBJで審議され、今般、法人税等会計基準案等が公表された。

## 3. 法人税等会計基準案の概要

### （1）防衛特別法人税の創設への対応

現行基準である法人税等会計基準は、主として法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税など、具体的な税金を特定し、当該税金に関する会計処理及び開示を定めている。そのため、令和7年度税制改正により防衛特別法人税が創設され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることに伴い、税効果会計の取扱いを明確にすることを目的として、2025年2月20日に、補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」が公表された。

さらに、2025年11月20日に、税効果会計だけでなく当期税金の取扱いも明らかにすることを目的とし

1 リンク先のASBJのホームページを参照のこと。  
([https://www.asb-j.jp/project/exposure\\_draft/y2026/2026-0109.html](https://www.asb-j.jp/project/exposure_draft/y2026/2026-0109.html))

2 リンク先のASBJのホームページを参照のこと。  
([https://www.asb-j.jp/project/exposure\\_draft/y2025/2025-1120.html](https://www.asb-j.jp/project/exposure_draft/y2025/2025-1120.html))

て、実務対応報告公開草案第72号案が公表されている。防衛特別法人税は、法人税額から基礎控除額を控除した額を課税標準として課すこととされているため、法人税に対する付加税という点において、地方法人税と共通の性質を有していると考えられる。このような防衛特別法人税の性質を考慮して、防衛特別法人税に関する会計処理及び表示については、地方法人税と同様に行うものとして、法人税等会計基準の定めに従うことが提案されている（実務対応報告公開草案第72号案7項、13項、BC7項及びBC12項）。

## (2) 法人税等会計基準案の改正の内容

個別の税金が税制改正により創設される都度、法人税等会計基準を改正する場合、税制改正から適用までの短期間で会計基準等の改正を行う必要があり、場合によっては上述したように、補足文書等で対応することもあった。

法人税等会計基準案では、個別の税金が税制改正により創設されてもその都度会計基準等を改正しなくてもよいよう、具体的な個別の税金に関する会計処理及び開示を定めることを目的とするのではなく、主として法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金に関する会計処理及び開示を定めることを目的としたうえで、課税対象利益を基礎とする税金と課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものに区分し、各々の取扱いを定めることが提案されている。

ここで、法人税等会計基準案では、「課税対象利益」と「課税対象利益を基礎とする税金」を以下のように定義することが提案されている。

- ・「課税対象利益」とは、課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるものをいう（法人税等会計基準案4項(1)）。
- ・「課税対象利益を基礎とする税金」とは、課税対象利益を基礎として、課税当局の定めに従って算定された税金及びその付加税をいう。課税対象利益を基礎とす

る税金には、例えば、我が国の法人税、住民税のうち法人税額を課税標準として課すもの（以下「住民税（法人税割）」という。）及び事業税のうち所得によって課すもの（以下「事業税（所得割）」という。）が含まれる（法人税等会計基準案4項(2)）。

なお、課税対象利益は、課税年度の法人所得に対して課される税金の課税標準となるものであり、我が国における課税対象利益に該当するものの例として、法人税法における「所得の金額（又は欠損金額）」が挙げられている（法人税等会計基準案28-3項）。課税対象利益を基礎とする税金には、定義の中の例示に示されたように、所得の特定の部分を課税標準として課される税金及びその付加税が含まれると考えられる（法人税等会計基準案28-4項）とされている。

法人税等会計基準案で提案されている課税対象利益を基礎とする税金と課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの会計処理と開示の概要は【図表1】の通りである。なお、【図表1】では当事業年度に生じたものの会計処理と開示のみ記載しているため、還付や更正等の取扱いは法人税等会計基準案を参照いただきたい。

提案されている主な改正点として、①住民税（均等割）は法人税等会計基準で損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目をもって表示する取扱いとしているが、法人税等会計基準案では損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示することが提案されている（法人税等会計基準案18-2項）。また、②事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）は、法人税等会計基準で、「原則として、損益計算書の販売費及び一般管理費として表示する。ただし、合理的な配分方法に基づきその一部を売上原価として表示することができる。」（法人税等会計基準10項）としているが、法人税等会計基準案では損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示することが提案されている（法人税等会計基準案18-2項）。

【図表1】

項目		会計処理	開示
課税対象利益を基礎とする税金		当事業年度の納付済みの額に納付予定の額を加算した額（又は還付が見込まれる額を減算した額。これには税務上の欠損金の繰戻しにより還付を請求する額及び税額控除の際に法人税額等から控除しきれないことにより還付される額を含む。）を法令を適用して算定し、損益に計上する（法人税等会計基準案5項）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税等」などの適切な科目をもって表示する（法人税等会計基準案9項）。</li> <li>・納付されていない税額は、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは、貸借対照表の流動負債の区分に、「未払法人税等」などその内容を示す科目をもって表示する。また、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、貸借対照表の固定負債の区分に、「長期未払法人税等」などその内容を示す科目をもって表示する（法人税等会計基準案11項）。</li> </ul>
課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの	住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）	法令を適用して算定した額を損益に計上する（法人税等会計基準案8-3項）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示する（法人税等会計基準案18-2項）。</li> <li>・貸借対照表の表示は課税対象利益を基礎とする税金と同様（法人税等会計基準案18-3項）。</li> </ul>
	受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等	損益に計上する（法人税等会計基準案8-4項）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税額控除の対象となる税額               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 税額控除を選択する場合 「法人税等」などの適切な科目に含めて表示する。</li> <li>(2) 税額控除を選択しない場合 損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示する。（法人税等会計基準案18-4項）</li> </ol> </li> <li>・税額控除の対象とならない税額 損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示する（法人税等会計基準案18-5項）。</li> </ul>
	親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの	損益に計上する（法人税等会計基準案8-5項）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税額控除の対象となる税額               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 税額控除を選択する場合 「法人税等」などの適切な科目に含めて表示する。</li> <li>(2) 税額控除を選択しない場合 損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示する。（法人税等会計基準案18-7項）</li> </ol> </li> <li>・税額控除の対象とならない税額 損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示する（法人税等会計基準案18-8項）。</li> <li>・外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける外国子会社（法人税法第23条の2）から受ける配当に係る外国源泉所得税の額 「法人税等」などの適切な科目に含めて表示する（法人税等会計基準案18-9項）。</li> </ul>

#### 4. 税効果会計基準一部改正案及び税効果適用指針案の概要

法人税等会計基準案にて「課税対象利益を基礎とする税金」の定義が提案されたことを受けて、税効果会計基準の「第一 税効果会計の目的」の定めにおける法人税等の定義の改正が提案されている（税効果会計基準一部改正案BC2項）。この改正は、従来の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金と意味するところ

は変わらず、税効果会計の対象となる税金に関して変更を意図するものではないとされている（税効果会計基準一部改正案BC3項）。

税効果適用指針では、法定実効税率の具体的な算式が定められているが、税効果適用指針案では、法定実効税率を課税対象利益に対する税負担率と定義し（税効果適用指針案4項(11)）、具体的な算式は後述の補足文書にて示すことが提案されている。また、法人税等会計基準案で原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法

に見直すことが提案されていることから、税効果適用指針案は国税と地方税を定義（税効果適用指針案4項(12)(13)）したうえで、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率の定めにつき、課税主体に着目した税金の分類により文言の見直しが提案されている（税効果適用指針案150-3項）。これに伴い、「[設例10] 法定実

効税率の算定」、「[設例11] 改正地方税法等が決算日以前に成立し、当該改正地方税法等を受けた改正条例が当該決算日に成立していない場合の法定実効税率の算定」を削除し、後述の補足文書にて示すことが提案されている。

【図表2】

項目	現行基準	税効果会計基準一部改正案
第一 税効果会計の目的	税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。	税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、 <b>法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金</b> （以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。

## 5. 実務対応報告公開草案第73号（実務対応報告第42号の改正案）「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の概要

法人税等会計基準案で適用対象となる税金の定め方の見直しを行ったことを受け、実務対応報告第42号案の目的をグループ通算制度を適用する場合における法人税などのグループ通算制度の対象とされている税金及び税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的とする（実務対応報告第42号案2項）としたうえで、これに整合するよう表現の見直しを行うことが提案されている（実務対応報告第42号案36-2項）。

また、「[設例5] 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率」を削除し、後述の補足文書にて示すことが提案されている。

## 6. 企業会計基準公開草案第96号『「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（そのX）（案）」及び移管指針公開草案第19号（移管指針第6号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」の概要

キャッシュ・フロー作成基準一部改正案では、法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金を法人税等と定義することが提案されている（キャッシュ・フロー作成基準一部改正案2項及びBC2項）。現行基準との比較は【図表3】を参照いただきたい。

キャッシュ・フロー実務指針案では、住民税（均等割）は「営業活動によるキャッシュ・フロー」に含まれるキャッシュ・フローではあるが、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）と同様に「法人税等の支払額」に含めてはならないことが提案されている（キャッシュ・フロー実務指針案第10項及び第35-2項）。これは、法人税等会計基準案における住民税（均等割）の損益計算書における表示に関して、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）と整合的に取扱うという提案と合わせた提案をするものである。

【図表3】

項目	現行基準	キャッシュ・フロー作成基準一部改正案
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準 連結キャッシュ・フロー計算書作成基準 第二 作成基準 二 表示区分	2 法人税等（住民税及び利益に関連する金額を課税標準とする事業税を含む。）に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。	2 <b>法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金（以下「法人税等」という。）</b> に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

## 7. 補足文書（案）「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて（案）」の概要

法人税等会計基準案では個別の税金ごとの具体的な取扱いを示さないことが提案され、個別の税金ごとの具体的な取扱いは補足文書で示すことが提案されている。この補足文書案には、以下の項目に関して記載されている。

- ・我が国の税法で規定されている税金のうち課税対象利益を基礎とする税金に該当するもの
- ・法定実効税率の算定

- ・住民税（法人税割）、事業税（所得割）などの地方税についての繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率
- ・グループ通算制度を適用する場合における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率

また、税効果適用指針案と実務対応報告第42号案で削除することが提案されている税効果会計における税率に関する取扱いについての設例は、補足文書の別紙に記載することが提案されている。税効果適用指針及び実務対応報告第42号と補足文書案で示されている別紙の対応関係は以下の通りである。

【図表4】

税効果適用指針及び実務対応報告第42号の設例	補足文書案
税効果適用指針 〔設例10〕 法定実効税率の算定	（別紙1） 法定実効税率の算定例
税効果適用指針 〔設例11〕 改正地方税法等が決算日以前に成立し、当該改正地方税法等を受けた改正条例が当該決算日に成立していない場合の法定実効税率の算定	（別紙2） 改正地方税法等が決算日以前に成立し、当該改正地方税法等を受けた改正条例が当該決算日に成立していない場合の法定実効税率の算定例
実務対応報告第42号 〔設例5〕 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率	（別紙3） グループ通算制度を適用する場合における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率の算定例

## 8. 適用時期及び経過措置

法人税等会計基準案により、適用時期について以下の提案がされている（法人税等会計基準案20-7項）。

- ・20XX年4月1日〔公表した日から1年程度経過した年の4月1日を想定している。〕以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- ・ただし、最終基準公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。

また、法人税等会計基準案及びキャッシュ・フロー実務指針案では、適用初年度の比較情報について、住民税（均等割）に関して新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないことが提案されている（法人税等会計基準案20-8項及びキャッシュ・フロー実務指針案26-10項）。

また、実務対応報告第72号案は法人税等会計基準案が最終化された会計基準等の適用により、その適用を終了する予定である（法人税等会計基準案21-2項及び50項）。

## 9. おわりに

法人税等会計基準案等は住民税（均等割）の表示を除くと従来からの取扱いを大きく変更するものではないが、定義が変更されることに伴い複数の基準の定めに影響があるため留意されたい。

これらの公開草案では、適用対象となる税金に関して、具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより特定するのではなく、原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法への変更が提案されているため、どのような税金がその定め合致するかの判断は実務にゆだねられることになると考えられる。企業会計基準等の補足文書は、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書であり、企業会計基準等の一部ではないが、法人税等会計基準案で提案している定義に合致する税金について補足文書により情報提供されるという構造となる。税制改正によって個別の税金の創設又は廃止が行われたときであっても、企業会計基準等の改正を行うことなく、補足文書の変更により機動的に情報提供されることで実務上の利便性が向上することが期待される。

以上

# 企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等の解説

やまだ まさあき  
公認会計士 山田 正顕

## 1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）より、2026年1月9日に、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針が公表された<sup>1</sup>。

- 企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」（以下「後発事象会計基準」という）
- 企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」（以下「後発事象適用指針」という）
- 企業会計基準第42号『『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（その2）』（以下後発事象会計基準及び後発事象適用指針と合わせて「本会計基準等」という）
- 改正企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」（以下「期中会計基準」という）
- 改正企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「期中適用指針」といい、以下期中会計基準と合わせて「期中会計基準等」という）

また、併せて補足文書「開示後発事象の例示及び開示内容の例示について」（以下「補足文書」という）が公表された。

本会計基準等の公開草案は、2025年7月8日に公表された。その後、公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討が行われ、公開草案の内容を一部修正した上で最終化されている。本会計基準等では、原則として日本公認会計士協会（JICPA）から公表された監査・保証基準委員会監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報560実1」という）で示されている会計に関する内容を踏襲して移管することが基本的な方針とされている。その上で、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理等が行われ、新たな注記事項が定められている。なお、本会計基準等の公表に伴い監基報560実1は2026年1月9日付で廃止されているが、本会計基準等の適用までは従前のとおり監基報560実1が適用されることとなる<sup>2</sup>。

本稿では、本会計基準等の概要について解説する。

## 2. 公表の経緯

後発事象に関する取扱いについて、IFRS会計基準では国際会計基準（IAS）第10号「後発事象」（以下「IAS第10号」という）に取扱いが定められ、米国会計基準ではTopic 855「後発事象」に取扱いが定められている。

一方、我が国では、後発事象に関する取扱いを定めた包括的な会計基準はなく、監基報560実1において、定義や取扱いなどが定められ実務が行われてきた。

また、ASBJにおいては、JICPAが公表した企業会計に関する実務指針等をASBJに移管するプロジェクトが進められ、監基報560実1は、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等として、移管にあたり会計に関する内容と監査に関する内容を切り分ける必要があると考えられた。このため、監基報560実1の移管に係る実行可能性について、2024年6月21日に、ASBJから「継続企業及び後発事象に関する調査研究」が公表された<sup>3</sup>。調査研究では、監基報560実1における定めを会計に関する内容と監査に関する内容に切り分けて、会計に関する内容について会計基準で用いられる表現に見直した上でASBJに移管することは原則として可能と整理された。当該調査研究の結果を踏まえると、監基報560実1をASBJの会計基準に移管することにより、我が国の会計基準の全体像を把握しにくいなどの指摘されている課題に対応することとなり、会計基準の体系の完全性の改善が見込まれることから、ASBJにおいて検討が行われ、本会計基準等が公表された。

## 3. 移管にあたっての基本的な方針

本会計基準等の開発にあたっては、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、原則として監基報560実1で示されている会計に関する内容を踏襲して移管することが基本的な方針とされている（後発事象会計基準BC7項）。

本会計基準等では、この基本的な方針に従い、後発事象に係る会計処理及び開示に関して監基報560実1で示

1 ASBJのホームページを参照（[https://www.asb-j.jp/jp/accounting\\_standards/y2026/2026-0109.html](https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2026/2026-0109.html)）

2 JICPAのホームページを参照（[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20260109ejq.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260109ejq.html)）

3 ASBJのホームページを参照（[https://www.asb-j.jp/jp/misc/misc\\_others/2024-0621.html](https://www.asb-j.jp/jp/misc/misc_others/2024-0621.html)）

されていた「修正後発事象についての基本的な考え方」及び「開示後発事象についての基本的な考え方」を踏襲した上で、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理等が行われている（後発事象会計基準BC8項）。

## 4. 後発事象の定義

### (1) 後発事象の定義及び対象期間に関する基本的な取扱い

後発事象会計基準において、後発事象は「決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象のうち、評価期間の末日

までに発生した事象をいう。」と定義されている（後発事象会計基準第4項）。

移管にあたっての基本的な方針に従い、「決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象」という表現は監基報560実1の表現を踏襲しているが、監基報560実1の「監査報告書日」という表現は「評価期間の末日」に見直しが行われている。なお、「会計事象」という用語を「事象」という用語に見直しているが、企業会計原則の定義との整合性を図ったものであり、後発事象の対象が会計に関する事象であることには変わりはないと考えられる（後発事象会計基準BC13項）。

後発事象会計基準	監基報560実1
「後発事象」とは、決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象のうち、評価期間の末日までに発生した事象をいう。	後発事象とは、決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象をいい、このうち、監査対象となる後発事象は、監査報告書日までに発生した後発事象のことをいう。

下線は監基報560実1からの変更部分を示すため筆者が加筆している。

また、連結財務諸表においては、監基報560実1の取扱いを踏襲し、「決算日後」を「連結決算日後」と読み替え、連結子会社及び持分法適用会社（以下「連結子会社等」という）については、「連結決算日後」を「連結子会社等の決算日後」と読み替えるとされている（後発事象会計基準第4項）。

### (2) 後発事象の評価期間の原則的な取扱い

後発事象の定義における「評価期間の末日」は、原則として、財務諸表の公表の承認日とされている（後発事象会計基準第7項）。この見直しにより、後発事象の評価期間の末日に係る原則的な取扱いは、IAS第10号及び我が国のサステナビリティ開示基準における取扱いと整合することになると考えられる（後発事象会計基準BC15項）。

また、後発事象会計基準では、「財務諸表の公表の承認日」について、財務諸表を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日付を指すとされている。さらに、「財務諸表を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人」は、企業の経営とガバナンスの構造に基づき決定されることが考えられるため、企業ごとに異なり得るとされている（後発事象会計基準BC16項）。

### (3) 会計監査人設置会社の計算書類等及び連結計算書類における後発事象の評価期間

会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号）において会計監査人により監査される計算書類及び附属明細書（以下「計算書類等」という）又は連結計算書類に関する後発事象の「評価期間の末日」

については、「企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に準拠して計算書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日（以下「確認日」という。）」とされている（後発事象適用指針第4項）。

ここで、会計監査人は、日本公認会計士協会監査・保証基準委員会監査基準報告書580「経営者確認書」第8項及び第9項において、財務諸表に対する最終的な責任を有し、確認事項についての知識を有する経営者に対して、監査契約書に記載されたとおり、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成する責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請することが求められている。このため、後発事象適用指針第4項の確認日は、通常、経営者確認書の日付と同一になると考えられる（後発事象適用指針BC7項）。

また、企業において監査契約上の責任を果たしたことの確認を行う者は、企業の経営とガバナンスの構造により異なると考えられるが、業務執行の権限を有する最高経営責任者（当該役職名を使用していない場合にはその他の同等の者。財務報告に関し、最高経営責任者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者を含む）が想定されると考えられる（後発事象適用指針BC6項）。

### (4) 修正後発事象及び開示後発事象の定義

後発事象会計基準では、修正後発事象と開示後発事象の定義について、監基報560実1の表現が踏襲されている。

修正後発事象	決算日後に発生した事象ではあるが、その実質的な原因が決算日現在において既に存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断又は見積りをする上で、追加的又はより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない事象をいう（後発事象会計基準第5項）。
開示後発事象	決算日後において発生し、当期の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌期以降の財務諸表に影響を及ぼす事象をいう（後発事象会計基準第6項）。

## 5. 会計処理

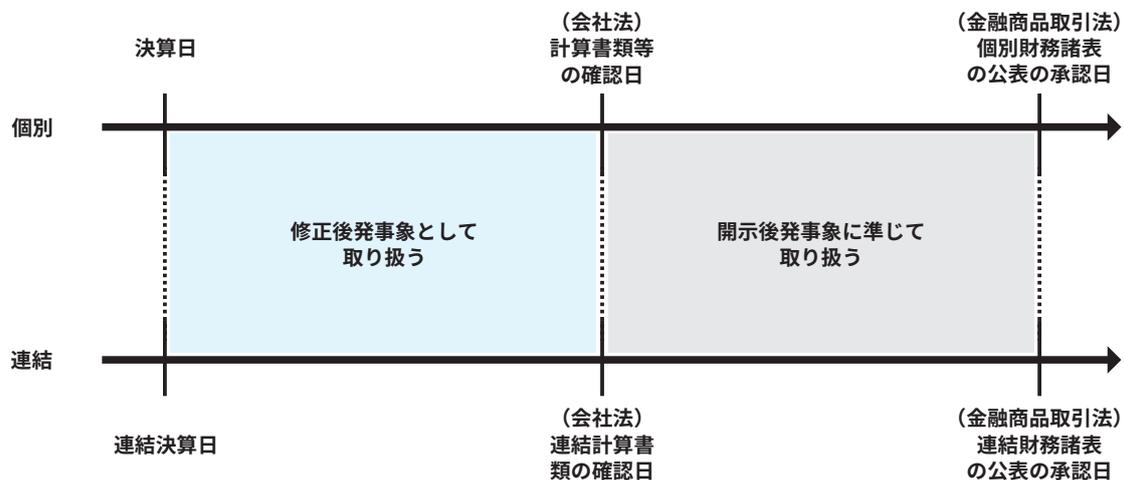
### (1) 修正後発事象に関する基本的な取扱い

重要な修正後発事象については、財務諸表を修正するとされている（後発事象会計基準第8項）。

### (2) 会計監査人設置会社における確認日後に発生した修正後発事象の取扱い

会計監査人設置会社における計算書類等又は連結計算

書類に関する確認日後に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき作成される個別財務諸表又は連結財務諸表の公表の承認日までに修正後発事象が発生した場合には、監基報560実1の特例的な取扱いを基本的に踏襲し、修正後発事象として取り扱わず、開示後発事象に準じて取り扱うとされている（後発事象適用指針第5項）。



なお、監基報560実1では、連結財務諸表に関する特例的な取扱いとして以下が定められていたが、①については踏襲せず、②について表現の見直しを行った上で引き継いでいる。

- ① 親会社の計算書類等に係る監査報告書日から連結計算書類の監査報告書日までに発生した修正後発事象（連結子会社等に係るものを含む）については、開示後発事象に準じて取扱う。
- ② 親会社の計算書類等に係る監査報告書日から連結財務諸表の監査報告書日までに発生した修正後発事象（連結子会社等に係るものを含む）については、開示後発事象に準じて取り扱う。

これは、連結計算書類に関する確認日と連結財務諸表の公表の承認日との間に発生した修正後発事象を対象とする方がより整合的な取扱いとなると考えられることや、現行実務においては基本的に計算書類等と連結計算書類の監査報告書日が同一日付となっているためである。（後発事象適用指針BC9項）。

## 6. 開示

### (1) 開示目的

重要な開示後発事象に関する注記における開示目的は、開示後発事象が発生した場合に当該開示後発事象が将来の企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響を財務諸表利用者が理解できるように十分な情報を開示することにあるとされている（後発事象会計基準第9項）。

### (2) 注記事項

後発事象会計基準では、後発事象の評価期間の末日に係る原則的な取扱いを財務諸表の公表の承認日としたため、財務諸表の公表の承認日後に発生した事象は、財務諸表本表及び注記には反映されないこととなる。このため、どの時点までに発生した事象が財務諸表本表及び注記に反映されているかに関する情報は、財務諸表利用者が財務諸表を理解する上で必要な情報であると考えられる。また、財務諸表の公表の承認日は、財務諸表を公表することを承認する適切な権限を有する社内の機関又は

個人が公表を承認した日付であると考えられ、当該承認を行う権限を有する者は、企業ごとに異なり得ると考えられるため、財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称に関する情報は、財務諸表利用者が財務諸表の公表の承認日を理解する上で重要な補足情報となると考えられる。これらを踏まえ、後発事象会計基準では、新たな注記として、後発事象が生じているかどうかにかかわらず、財務諸表の公表の承認に関する注記が定められている（後発事象会計基準BC21項及びBC22項）。なお、当該注記については、連結財務諸表を作成している場合で

あっても個別財務諸表における注記の省略は認められていない（後発事象会計基準BC30項）。

一方、従前から求められていた重要な開示後発事象に関する注記については、監基報560実1で求められていた内容が踏襲されている（後発事象会計基準BC23項及びBC25項）。なお、当該注記について、連結財務諸表を作成している場合に連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一の内容であるときは、個別財務諸表においてはその旨の記載をもって代えることができる（後発事象会計基準BC30項）。

従前との比較	注記事項	連結	単体
<b>新たな注記</b>	財務諸表の公表の承認に関する次の事項（後発事象会計基準第10項） ① 財務諸表の公表の承認日 ② 財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称	開示	開示
<b>既存の注記</b>	重要な開示後発事象に関する次の事項（後発事象会計基準第11項） ① 重要な開示後発事象の内容及び影響額等 ② 影響額の見積りができない場合、その旨及び理由	該当する場合 開示	該当する場合 開示（連結を 参照可）

### (3) 期中の取り扱い

後発事象会計基準において新たに注記を求めた「財務諸表の公表の承認日」及び「財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称」について、期中会計基準等では、注記を求められていない（期中適用指針BC25-3項）。

## 7. 適用時期等

### (1) 適用時期

早期適用の定めを設けず、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされている（後発事象会計基準第13項）。

### (2) 経過措置

適用初年度においては、遡及適用を行わず、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から将来にわたって適用するとされている（後発事象会計基準第14項）。

## 8. 補足文書

廃止された監基報560実1において示されていた開示後発事象の例示及び開示内容の例示の内容を提供することを目的として、ASBJから補足文書が公表されている。

補足文書は、監基報560実1において示されていた開示後発事象の例示及び当該例示に対応する付表2「開示後発事象の開示内容の例示」がそのまま示されている。例えば、開示後発事象の例示として、重要な事業の譲受が示されており、この場合に開示する事項として、「その旨及び目的」、「譲り受ける相手会社の名称」、「譲り受ける事業の内容」、「譲り受ける資産・負債の額」、「譲受の時期」及び「その他重要な特約等がある場合にはその内容」が例示されている。

以上

# 2025年IPO市場の動向

IPO監査事業部 公認会計士 <sup>かとう あきと</sup> 加藤 彰人

## 1. はじめに

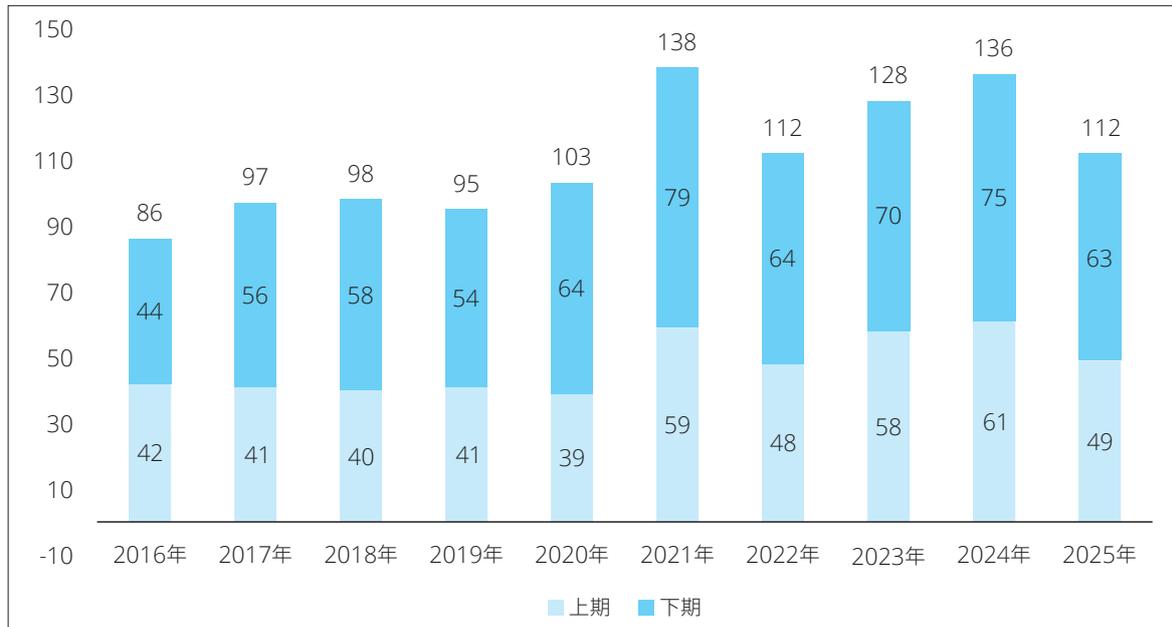
2025年の株式市場は、日経平均株価が、4月のトランプ政権の関税引き上げ策により31,000円台まで急落した後、2025年10月に発足した高市政権による積極財政への期待から一時52,000円を突破し史上最高値を記録するなど、株価変動の大きい一年となった。一方、日銀の利上げ観測が強まったことで、相対的に金利感応度の高い新興企業への逆風が意識されグロース市場指数は低迷した。

このようななか、図表1のとおり国内IPO企業数(TOKYO PRO Market (以下、TPM) への上場及び

TPMを経由した上場を含む)は112社と、2024年の136社から24社減少した。TPMを含まない一般投資家向け市場へのIPO企業数も図表2のとおり66社と2024年の86社から20社減少しており、直近10年で最も低い水準となっている。この他、2025年に発生した新規上場時の会計不正事例を踏まえた、東京証券取引所(以下、東証)の上場審査体制の質的向上の公表もあり、株価の変動に反映されるようにグロース市場を中心とする新興市場の環境は不安定な状況である。

以下、2025年の国内IPO市場の動向と特徴を整理してみることにする。

【図表1】 国内IPO企業数の推移 (単位: 社)



(注) TPMへの上場、TPMを経由した上場を含む。

【図表2】 TPMと一般投資家向け市場における国内IPO企業数の推移（単位：社）



## 2. 2025年のIPOの特徴

2025年のIPOの主な特徴を要約すると、以下のとおりである。各項目の詳細については後述する。（以下、各項目の企業数及び比率はTPMを除く）

- ① 市場別…グロース市場へのIPO企業数は41社と前年64社から大きく減少した。
- ② 業種別…情報通信業21社、サービス業18社と2業種合計が全体の59%を占めた。
- ③ 発行総額…発行総額100億円を超えるIPO企業は12社となり、前年から増減ないものの、大型IPOとして発行総額1兆円以上の(株)SBI新生銀行や7,000億円以上のJX金属(株)が上場。また、海外での募集・売出しを実施したIPOは12社（前年28社）となった。
- ④ IPOのタイミング…期越え上場数は26社となり、全体の39%を占める結果となった。
- ⑤ IFRS（国際財務報告基準）適用によるIPO…IFRS適用IPO企業は7社（前年4社）となった。
- ⑥ 時価総額…初値時価総額1,000億円以上の企業は5社となり、前年6社から減少した。

- ⑦ 赤字上場…上場直前期の当期純損失企業は10社であり、前年21社から減少した。

### ① 市場別

直近の市場別のIPO企業数は、図表3のとおりである。2025年のプライム市場へのIPO企業数は7社、スタンダード市場へのIPO企業数は12社と2024年と同程度であった一方、グロース市場へのIPO企業数は、41社と前年比23社の大幅に減少しており、また、東証の市場区分（TPMを除く）におけるIPO企業数に占める割合も68%と減少している。この変動は日銀の利上げによる金利負担の増加や、事業譲渡や被買収などのIPO以外のイグジットの増加などもあるなか、主に東証による「上場10年経過後以降、時価総額40億円以上」から「上場5年経過後以降、時価総額100億円以上」へのグロース市場の上場維持基準の変更の影響とグロース市場指数の低迷に起因すると考えられる。なお、TPMへのIPO企業数は46社と前年から4社減少したが、IPO企業数の全体に占める割合は41%と前年の36%を上回る水準となった。

【図表3】市場別IPO企業数の推移（単位：社）

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
新市場区分（注1.2.3）					
プライム		2	2	4	7
スタンダード		10	23	13	12
グロース		60	66	64	41
旧市場区分（注1.2.3）					
東証一部	6	1			
東証二部	8	3			
JASDAQ	16	1			
マザーズ	93	10			
TOKYO PRO Market	13	21	32	50	46
その他（注4）	2	4	5	5	6
合計	138	112	128	136	112

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
グロース市場IPO企業数割合（注5）		83%	72%	79%	68%

（注1）2022年4月の東証市場区分の変更に伴い、「2023年上期IPO市場の動向」から表の記載を変更している。

（注2）重複上場した会社については、東証側でカウントしている。

（注3）TPMを経由した上場を含む。

（注4）2025年の「その他」は、札幌証券取引所アンビシャス市場1社、名古屋証券取引所ネクスト市場3社、名古屋証券取引所メイン市場1社、福岡証券取引所Q-Board1社である。

（注5）グロース市場IPO企業数割合は、東証へのIPO企業数（TPMに上場した企業は除く）に対するグロース市場へのIPO企業数の割合である。

## ② 業種別

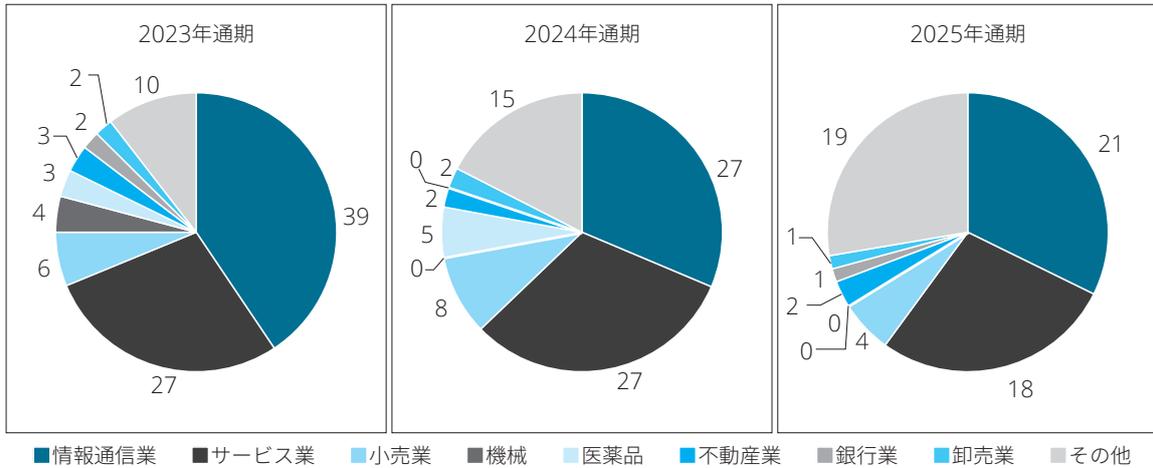
2025年にIPOした企業の業種別の内訳（TPMを除く）は図表4のとおりである。情報通信業21社、サービス業18社となり、2業種合計では39社と全体の59%（前年63%）を占めている。2業種の推移では、前年は情報通信業とサービス業がともに27社と最多であったところ、2025年はサービス業の減少の影響が大きく、情報通信業が最多となっている。

代表的な情報通信業では、ライトノベル・コミック・アニメにおける作品の企画・編集・プロデュースを行う(株)オーバーラップホールディングスや自動運転・先進運

転支援システム等に利用される高精度3次元地図データの生成・販売等を行うダイナミックマッププラットフォーム(株)があり、代表的なサービス業では、経営・財務アドバイザーサービスを行う(株)ノースサンドや産業機械・建設機械及び産業車両等のレンタル事業を行う(株)レントがある。

また、2024年はリガク・ホールディングス(株)など精密機器業3社が立て続けにIPOしている特徴があった一方、2025年は医薬品業が2016年以來の新規上場ゼロとなっている。

【図表4】業種別IPO企業数（単位：社）



(注) TPMは社数から除いている。

初値と公開価格の倍率が高かったIPO企業は図表5のとおりである。いずれも公募時価総額が20億円～50億円前後のIPOであったが、ビジネスのデジタル化を推進可能とする技術やサービスの提供により将来の成長が期待される企業であり、投資家の期待が高い傾向にあった。

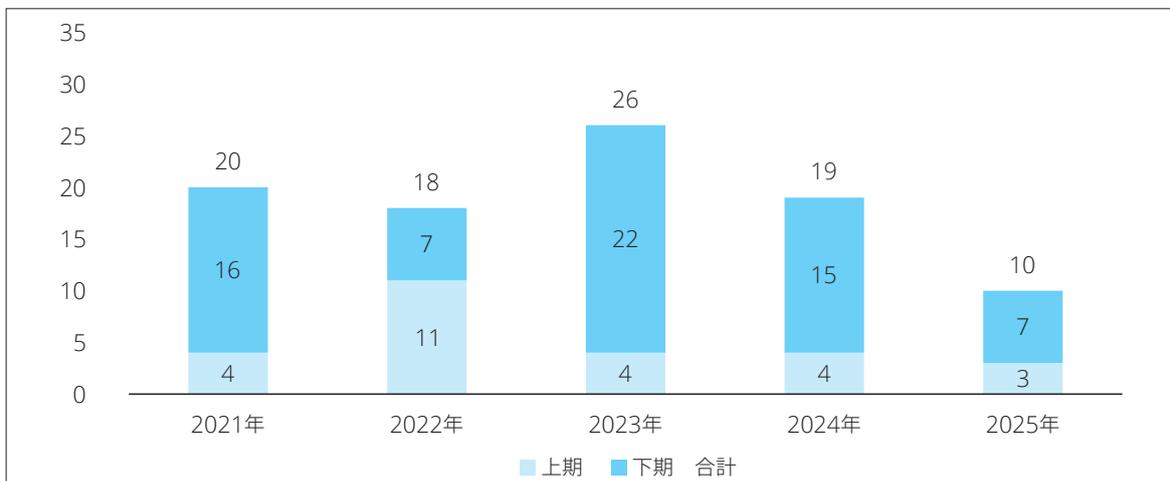
一方で、初値が公開価格を下回った公開価格割れの

IPO企業数の推移が図表6のとおりである。公開価格割れのIPO企業数は、2025年では10社と2024年の19社と比較し減少している。これは特に下期において、2024年は下期に円高の影響等による株価の下落局面となったことに対して、2025年は高市政権の発足による積極財政への期待から株価上昇局面があったことの反動によるものと考えられる。

【図表5】2025年において公開価格比（初値と公開価格の比）が高かった企業

上場日	会社名	市場	業種	公開価格比	主な業務内容
3月24日	(株)ミライロ	グロース	情報通信業	2.45倍	デジタル障害者手帳「ミライロID」の開発・提供、ユニバーサルデザインに関する研修、手話通訳派遣・遠隔通訳など情報保障及び手話講座の提供
3月27日	(株)ZenmuTech	グロース	情報通信業	3.16倍	暗号技術の応用である秘密分散技術を利用したセキュリティソリューションおよび秘密計算ソリューションの開発・販売
7月24日	フラー(株)	グロース	情報通信業	4.44倍	スマートフォンアプリを中心としたデジタル領域全般における事業開発コンサルティング・UI/UXデザイン・システム開発、アプリ利用データ分析等

【図表6】初値が公開価格を下回ったIPO企業数の推移（単位：社）



(注) TPMは社数から除いている。

### ③ 発行総額

公募金額及び売出し金額を合計した発行総額レンジ別のIPO企業数は、図表7のとおりである。発行総額1,000億円を超えるIPO企業は3社であり前年と同数であるが、発行総額1兆円以上の大型IPOとして(株)SBI新生銀行が

上場している。一方、発行総額50億円未満のIPO企業数の割合は69%と前年比で減少しているものの、割合としては高く未だ小型のIPOが多数を占めている状況である。

【図表7】発行総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
1,000億円以上	1	0	1	3	3
500億円以上1,000億円未満	3	1	3	1	0
100億円以上500億円未満	14	2	9	8	9
50億円以上100億円未満	14	7	8	8	8
10億円以上50億円未満	62	43	51	43	30
10億円未満	31	38	24	23	16
合計	125	91	96	86	66

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
100億円以上の社数割合	14%	3%	13%	13%	18%
50億円未満の社数割合	74%	89%	78%	76%	69%

(注1) TPMは社数から除いている。

(注2) ダイレクトリスティングのため公募・売出しを行っていないソニーフィナンシャルグループ(株)は、10億円未満に含めている。

また、2025年に海外での募集・売出しを実施したIPOは、グローバル・オフアリング1社、旧臨時報告書方式11社（前年はグローバル・オフアリング7社、旧臨時報告書方式21社）となった。

グローバル・オフアリングを実施したJX金属(株)は発行

総額4,386億円にも上り過去5年間で最大の発行金額の大型IPOとなった。旧臨時報告書方式は、11社中7社が発行総額200億円未満と、中型のIPOにおいて株式の一部を海外投資家へ販売する方法が中心となっている。

【図表8】グローバル・オフアリングおよび臨時報告書方式によるIPOの推移（単位：社）

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
グローバル・オフアリング	5	3	7	7	1
旧臨時報告書方式	25	15	26	21	11
合計	30	18	33	28	12

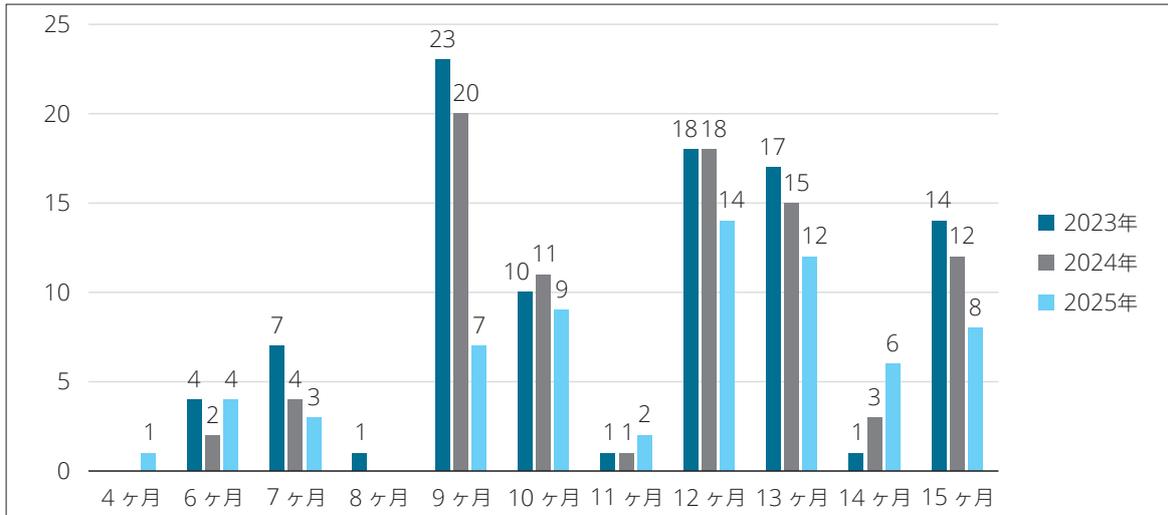
(注) TPMは社数から除いている。

### ④ IPOのタイミング

最近ではIPOのタイミングが上場申請期の期初から長い企業が多い傾向にあるが、2025年も同様の傾向にある。

図表9では、2023年、2024年及び2025年の上場申請期の期初からIPOするまでの月数別の企業数を示している。

【図表9】 上場直前期末からIPOするまでの月数別企業数（単位：社）



(注) TPMは社数から除いている。

2023年から2025年にかけての傾向を見ると、上場申請期の第4四半期期末月（＝上場申請期の期初から数えて12ヶ月目）の上場と上場申請期の期初から数えて13ヶ月目から15ヶ月目での上場（いわゆる「期越え上場」）が、他の月と比較して多い傾向は継続しており、図表10で示すとおり2025年の「期越え上場」の割合は39%と前年から継続して高い水準となっている。一方で、第3四半期に相当する9ヶ月目での上場が7社（前年は20社）と大きく減少している。いずれもの傾向も、業績予想の達成状況を慎重に見極めてからIPOする会社が多いことに起因していると考えられる。

【図表10】 期越え上場の件数と割合

	件数	割合
2023年	32社	33%
2024年	30社	34%
2025年	26社	39%

(注) TPMは社数から除いている。

### ⑤ IFRS適用によるIPO

最近のIFRSを適用して上場した企業は図表11のとおりであり、プライベート・エクイティファンド（以下PEファンド）が株式の大半を保有しているか若しくは資本上位会社がIFRSを適用している会社を中心となっている。IPOマーケットにおいては、PEファンドが多くを出資するケースでは上場する際にIFRSを適用する傾向が見受けられる。

2025年にIFRSを適用して上場した企業は7社である。そのうち2社（JX金属株、テクセンドフォトマスク株）は初値時価総額1,000億円を超える大型IPOとなったが、昨年の3社から1社減少している。

【図表11】 IFRSを適用したIPO企業

2021年 (10社)	ウイングアーク1st株 Appier Group株 株デコルテ・ホールディングス 株ペイロール 株アシロ シンプレクス・ホールディングス株 P H Cホールディングス株 株AB&Company 株ネットプロテクションズホールディングス 株ハイブリッドテクノロジーズ
2022年 (0社)	—
2023年 (11社)	株ハルメクホールディングス 株モンスターラボホールディングス AnyMind Group株 株シーキューシー 株ノバレーゼ Japan Eyewear Holdings株 インテグラル株 株KOKUSAI ELECTRIC 株トライト 株ナレルグループ 株ライズ・コンサルティング・グループ
2024年 (4社)	株アストロスケールホールディングス リガク・ホールディングス株 黒田グループ株 キオクシアホールディングス株
2025年 (7社)	JX金属株 プログレス・テクノロジーズグループ株 プリモグローバルホールディングス株 株オーバーラップホールディングス サイプレス・ホールディングス株 テクセンドフォトマスク株 NSグループ株

(注) TPMは除いている。

## ⑥ 時価総額

初値時価総額1,000億円を超えるIPOは、2024年は(株)トライアルホールディングス、(株)アストロスケールホールディングス、(株)タイミー、東京地下鉄(株)、リガク・ホールディングス(株)、キオクシアホールディングス(株)の6社であった。2025年においてはJX金属(株)、オリオンビール(株)、ソニーフィナンシャルグループ(株)、テクセンドフォトマスク(株)、(株)SBI新生銀行の5社が初値時価総額1,000億円以上のIPOとなった。

9月に上場したソニーフィナンシャルグループ(株)は、テクノロジーを駆使しながら生命保険・損害保険・銀行業等を行っている。上場初値は205円をつけ、初値時価総額は1兆4,656億円となった。ただし、ダイレクトリスティングのため公募・売出しは行っていない。12月

に上場した(株)SBI新生銀行は、銀行とノンバンクの機能を併せ持つ総合金融サービスを行っており、上場初値は1,586円（売出価格1,450円に対し+9.3%）をつけ、初値時価総額は1兆4,733億円となった。いずれも2024年10月に上場した東京地下鉄(株)の初値時価総額9,470億円を超える、直近5年間でも最大の大型上場となっている。

また、初値時価総額レンジ別のIPO企業数は、図表12のとおりであり、初値時価総額500億円以上のIPOは前年と同数の10社となった。2025年の初値時価総額500億円以上の企業の割合は全体の15%、100億円以上は全体の54%となっている。

【図表12】 初値時価総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
1,000億円以上	6	3	6	6	5
500億円以上1,000億円未満	8	1	6	4	5
200億円以上500億円未満	21	12	15	12	11
100億円以上200億円未満	38	24	28	20	15
50億円以上100億円未満	41	30	20	17	18
50億円未満	11	21	21	27	12
合計	125	91	96	86	66

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
100億円以上の社数割合	58%	44%	57%	49%	54%
500億円以上の社数割合	10%	4%	12%	11%	15%

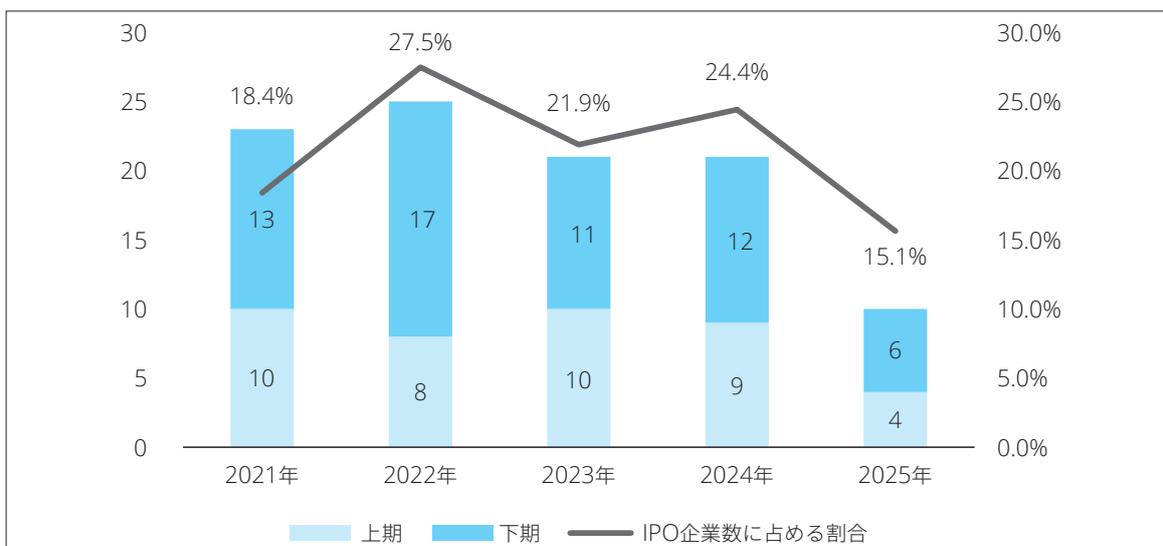
(注) TPMは社数から除いている。

## ⑦ 赤字上場

2025年においては、図表13のとおり上場直前期に当期純損失を計上した企業は10社と2024年から減少しており、割合についても15.1%と減少している。また、

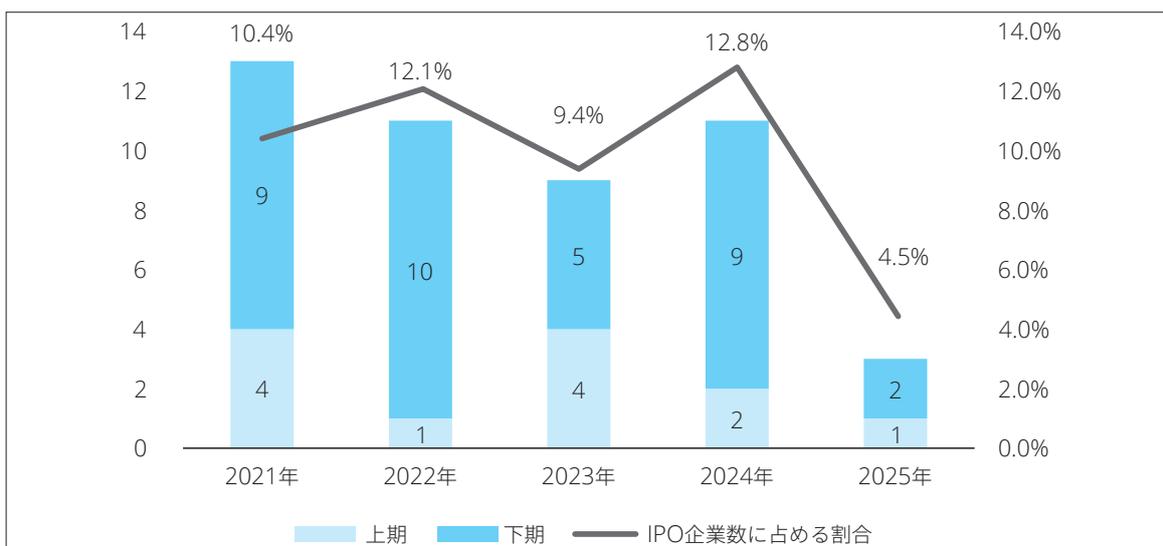
上場申請期においても図表14のとおり当期純損失の業績予想をしている企業は3社と減少しており、割合についても4.5%と減少している。

【図表13】 当期純損失を上場直前期に計上、申請期に予想したIPO企業の推移（単位：社）



(注) TPMは社数から除いている。

【図表14】 当期純損失を上場申請期の業績予想で予想したIPO企業の推移（単位：社）



(注) TPMは社数から除いている。

### 3. おわりに

2025年は、112社（TPMへの上場及びTPMを経由した上場含む）がIPOを果たした。全体としては2022年のIPO企業数と同程度であるものの、そのうち46社はTPMへの上場であり、TPMを除いた一般投資家向け市場へのIPO企業数は66社と過去10年間で最も低い水準となっており、特にグロース市場へのIPO企業数は41社と前年の64社と比べ減少が顕著であった。

この変動は、日銀の金利の利上げによる上場準備企業側の金利負担の増加、IPO以外のイグジットの増加、東証グロース市場の上場維持基準の変更、グロース市場指数の低迷などが、上場準備会社の中長期的戦略に影響して、IPOのそもそもの目的や時期の再検討等を促したことを示すものと考えられる。また、「新規上場ガイド

ブック（グロース市場編）」が2025年12月に改訂された。この中でも、株式上場はあくまでも企業価値向上のための手段であり、株式を上場する目的や上場後の企業価値向上の取り組みを十分に検討することが重要であると明記されている。このことから、企業価値向上のためには中長期的な戦略と株式上場の目的整合性が重要であり、これが広く上場準備企業へ浸透することを期待している状況があると言える。これを受けて上場準備企業でも、未上場の早い段階から、上記を意識した事業計画や成長戦略、ガバナンス体制の構築が求められる一方で、新しい上場維持基準を見据えた成長戦略の充実化や長期的な成長を見据えた経営者の視座の変化など、IPO後の成長を見据える企業側の変化も見られている状況である。

加えて東証では、2025年に発生した新規上場時の不

正会計事例を受けて、「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」を公表した。この中では、上場審査機能の質的向上及び再発防止のための取引所の取り組みとして、上場準備企業のビジネスモデルや上場準備期間中の監査法人及び主幹事証券会社の交代状況などに応じた上場審査の実施、経営者に向けた上場の責任などの啓発活動の強化、監査法人や主幹事証券会社などIPO関係者とのさらなる連携・協力などが公表されている。併せて、上場準備企業に対しても、不正会計事例が関係者からの情報提供を契機として発覚する可能性があることを踏まえ、内部通報体制の整備状況の確認や、取引所通報窓口の上場準備企業の役職員等に対する周知活動の実施が公表されている。この内部通報制度は、上述の新規上場ガイドブックにも反映されている。一見するとIPOを目指す上場準備企業に負担を強いるものと取れるが、これら一連の取り組みは、スタートアップ育成の観点も踏まえ上場準備企業の過度な負担に対して留意することも記載されており、監査法人や主幹事証券会社においては、公表された背景や担当する上場準備企業のビジネスモデルなどに照らした説明や対応が必要と考える。

一方で政府の対応に着目すると、2022年をスタートアップ創出元年とした「スタートアップ育成5か年計画」は、高市政権の発足に伴い設置された日本成長戦略本部でも引き継がれるものとされており、直近では金融庁において2025年12月に「スタートアップへの成長資金供

給に関するラウンドテーブル」が開催された。この中では5か年計画の後半戦として、令和7年度補正予算で閣議決定されたスタートアップ企業支援の補助金や債務保証の拡充などによる成長期（レイター期）を中心とした資金支援や、海外投資家の呼び込みを目的とした海外への派遣プログラム等の施策の充実によるグローバルエコシステムへの参入などの施策が経済産業省より示されており、引き続きスタートアップ成長を支援する方向性が見て取れる。

2025年のIPO市場を振り返ると、IPO企業数の減少や、グロース市場における上場維持基準のうち時価総額に係る基準額の引き上げ、東証による不正会計事例への取り組みの公表への対応など、上場準備企業にとって考慮すべき事項が新たに発生した側面と、IPOの目的やIPO後の成長戦略の充実について企業価値向上を主眼に置いて検討するという経営者の意識変化やそれをサポートする政府の多様な支援などポジティブな側面が混在した状況と言える。このような環境下でIPO市場をさらに活性化させるためには、上場準備企業による自助努力のみならず、取引所、証券会社、監査法人、VCに代表される投資家など関係団体による密な連携、上場準備企業のビジネスモデルや様々な制度の趣旨に対する深度ある理解などの、基本動作を改めて徹底することが重要と考える。

以 上

# 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告の概要

公認会計士 しみず きょうこ 清水 恭子

## はじめに

2026年1月8日に金融庁金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「サステナWG」という）から、「金融審議会『サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ』報告」（以下「サステナWG報告」）が公表された。

サステナWG報告は、2025年7月に公表された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理」（以下「中間論点整理」という）で、サステナWGにおいて引き続き検討し、2025年中を目途に結論を出すこととされた事項（時価総額1兆円未満5,000億円以上のプライム市場上場企業のサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の適用時期、第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長、第三者保証の担い手など）について、2025年10月以降3回にわたりサステナWGで検討を行った結果を取りまとめたものである。本稿ではサステナWG報告の概要について解説する。

## 1. 公表の経緯・目的

### (1) サステナWGの設置

サステナWGは、2024年2月に開催された第52回金融審議会総会・第40回金融分科会合同会合における金融担当大臣からの諮問「サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行うこと。」<sup>1</sup>を受けて設置された<sup>2</sup>。

### (2) 中間論点整理の公表

サステナWGではサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）が2025年3月に公表したSSBJ基準に準拠した情報開示を求めること、当該情報に関する第三者保証制度を導入することなどについて、2024年3月から2025年6月にかけて8回の審議を行った。また、第三者保証に関する専門的な論点については、別途、サステナWGの下にサステナビリティ情報の保証に関する専門グループを設け、2025年2月以降4回の審議を行った。

サステナWGでは、これらの検討結果を2025年7月に中間論点整理として公表した。中間論点整理は、SSBJ基準の有価証券報告書への適用開始時期や第三者保証制度の導入時期、さらに当初の保証の範囲などについて企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から、引き続き検討すべき事項は残されているものの、それまでのサステナWG等での議論の状況を整理し公表したものである（中間論点整理の内容については、会計情報 Vol.589/2025年9月号金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（2025年7月17日）を参照されたい）。

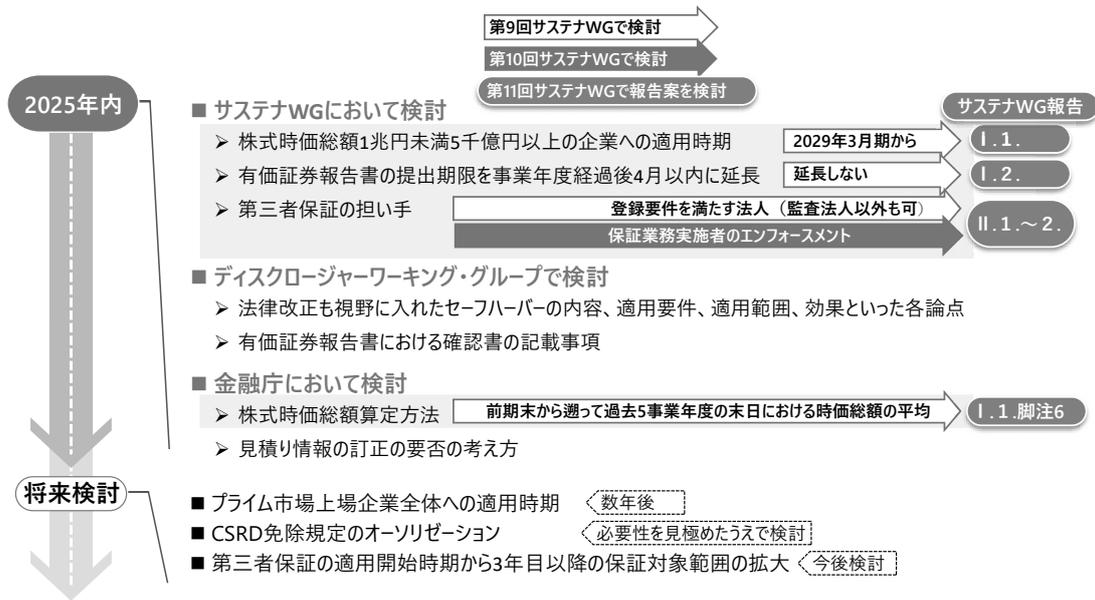
### (3) サステナWG報告の公表

中間論点整理で、サステナWGにおいて引き続き検討し2025年中を目途に結論を出すこととされた事項（時価総額1兆円未満5,000億円以上のプライム市場上場企業のSSBJ基準の適用時期、第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長、第三者保証の担い手など）について、第9回サステナWG（2025年10月30日開催）及び第10回サステナWG（2025年11月28日開催）で検討され、その結果を取りまとめたサステナWG報告案が、第11回サステナWG（2025年12月22日開催）で事務局より示され、審議が行われた（【図表1】参照）。

1 金融庁第52回金融審議会総会配布資料「諮問事項」（2024年2月19日）

2 サステナWGは、大学教授等の学識経験者、有価証券報告書の利用者である投資家、有価証券報告書の作成者である企業、ISO認定機関、公認会計士、弁護士など、座長と20名の委員により構成され、様々な立場の資本市場のステークホルダーから意見が聴取されている。またオブザーバーとして、SSBJ、東京証券取引所、日本監査役協会、日本経済団体連合会、関西経済連合会、日本公認会計士協会、日本労働組合総連合会、日本銀行、法務省、財務省、経済産業省、環境省が参加している。

【図表1】 中間論点整理で引き続き議論するとされた論点とサステナWG報告



参考：金融庁ウェブサイト金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理（2025年7月17日）及び金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告（2026年1月8日）

## 2. サステナWG報告の概要

にサステナWG報告が公表された。構成は【図表2】の通りである。

### (1) サステナWG報告の構成

サステナWGでの検討結果を踏まえて2025年1月8日

【図表2】 サステナWG報告の構成

はじめに	
I. サステナビリティ情報の開示	
1. 国際動向及び我が国における制度導入に向けたロードマップ	本稿2(2)①
2. 有価証券報告書の提出期限の延長	本稿2(2)②
II. サステナビリティ情報の第三者保証	本稿2(3)①
1. 保証業務実施者に関する基本的な考え方	本稿2(3)②
2. 保証業務実施者に関する規律のあり方	
(1)保証範囲・水準、保証基準	
(2)登録要件	
(3)行為規制	
(4)検査・監督等	
(5)エンフォースメント	
3. その他の論点	本稿2(3)③
おわりに	

参考：金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告（2026年1月8日）

## (2) サステナビリティ情報の開示

### ① 国際動向及び我が国における制度導入に向けたロードマップ

サステナWG報告では、SSBJ基準の適用開始時期と第三者保証の導入時期について、中間論点整理で示されたロードマップに基づき進めることが示されている（【図表3】参照）。

時価総額1兆円未満5,000億円以上のプライム市場上場企業のSSBJ基準の適用時期については、中間論点整理において、2029年3月期からの適用を基本との案を示した上で、国内外の動向等を注視しつつ引き続き検討

し、2025年中を目途に結論を出すとしていた。

サステナWG報告では、時価総額1兆円未満5,000億円以上のプライム市場上場企業のSSBJ基準の適用は、**中間論点整理で示されたとおり2029年3月期からとし、第三者保証の導入時期はその翌年（2030年3月期）とすることが適当である**との考えが示された（【図表3】参照）。また、株式時価総額5,000億円未満の企業へのSSBJ基準の適用と第三者保証の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて引き続き検討していくことが重要であるとの考えが示されている（【図表3】参照）。

【図表3】サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ

部分が、サステナWG報告で方向性が示されている事項である。



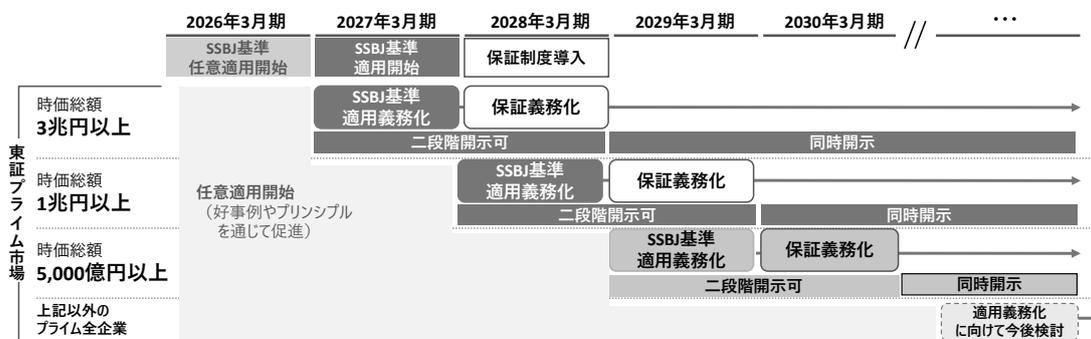
#### 開示基準の適用

- グローバルな投資家との建設的な対話を志向する**プライム市場上場企業**を対象に、**時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける**
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り適用開始する
  - i. 時価総額3兆円以上の企業 : 2027年3月期
  - ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業 : 2028年3月期
  - iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業 : 2029年3月期
- (注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討
- (注2) 「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定
- 経過措置としての二段階開示は、**適用開始から2年間とする**
- **有価証券報告書の提出期限の延長について実施しない**



#### 保証

- **開示基準の適用義務化の翌年から保証を義務付ける**
- 保証水準は**限定的保証**（合理的保証への移行は検討しない）
- **保証範囲は当初2年間はScope1・2、ガバナンス並びにリスク管理**（3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）
- 保証基準、品質管理基準、倫理・独立性基準は国際基準と整合的なものを策定（企業会計基準審議会等で策定）
- **保証業務実施者を登録制（法人）とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能とする**
- **自主規制機関は当面おらず、金融庁が検査・監督を行う**



参考：金融庁ウェブサイト 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告の概要（2026年1月8日）

### ② 有価証券報告書の提出期限の延長

有価証券報告書の提出期限は、現行制度では事業年度経過後3月以内とされている。サステナWGでは、財務諸表監査に加えて、サステナビリティ情報の第三者保証への対応が今後必要になることを踏まえ、諸外国の年次報告書の公表期限を参考に、有価証券報告書の提出期限を事業年度4月以内に延長することについて検討が行われた。

中間論点整理では、これまでのサステナWGの議論において、早期の情報開示を望む意見があったこと（特に財務情報の開示が遅れることに懸念あり）や、当初2年間の保証の範囲をScope1・2、ガバナンス及びリスク管理に限定する方向で検討されていること、欧州におい

て比較的早期にCSRDに基づく情報開示が行われていることといった観点を踏まえ、引き続き検討し、2025年中を目途にサステナWGで結論を出すことが適当とされた（【図表1】参照）。

サステナWGでは、中間論点整理の公表以降、サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国内外の動向に特段の変化がみられていないことや、経過措置としての二段階開示をSSBJ基準の適用開始から2年間としていることを踏まえ検討を行った。検討の結果、提出期限を延長しないことについて肯定的な意見が多数を占めたことから、**有価証券報告書の提出期限の延長は実施せず、事業年度経過後3月以内とする現行制度を維持することが適当である**との考えが示された（【図表3】参照）。

ただし、やむを得ない理由により事業年度経過後3月以内に提出できないと認められる場合には、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン」という）の改正により、SSBJ基準に準拠した情報開示と保証制度の導入の初期の段階における承認プロセスを明確化し、個別的な対応として、有価証券報告書の提出の延長承認制度<sup>3</sup>を柔軟に活用できるようにすることは、円滑な制度導入に資するとの考えが示されている。

### (3) サステナビリティ情報の第三者保証

#### ① 保証業務実施者に関する基本的な考え方

サステナビリティ情報の保証業務の実施者については、国際的には監査法人が担い手となっている法域と監査法人に限定せず広く専門家が担い手（profession-agnostic）となっている法域がある。また、サステナビリティ保証に関する国際基準として開発されたISSA5000（国際サステナビリティ保証基準）やIESSA（サステナビリティ保証に関する国際倫理基準）は、監査法人だけでなくそれ以外の者も利用することが想定されており、保証業務を担う主体は各国の判断に任されている。このような国際的な動向を踏まえ、保証業務の担い手について、監査法人に限定すべきとの意見と、限定すべきではないという意見など、様々な意見が委員から

示されたため、中間論点整理では保証業務の担い手や関連する論点（保証実施者、登録要件、品質管理体制、自主規制機関、検査・監督のあり方など）については、2025年中を目途にサステナWGで結論を出すことが適当であるとされた（【図表1】参照）。

サステナWG報告では、我が国におけるサステナビリティ情報の保証は、国際基準（保証基準（ISSA5000）、倫理・独立性基準（IESSA）のほか、国際品質マネジメント基準（ISQM1））と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとし、こうした保証を実施できる者が監査法人であるかどうかにかかわらず保証業務実施者とするを制度設計の基本的な考え方とすることが適当であるとされた。

#### ② 保証業務実施者に関する規律のあり方

サステナWG報告では、上記の基本的な考え方を踏まえ、保証業務実施者を登録制（法人）とし、監査法人・監査法人以外のいずれも要件を満たす場合は、登録可能な制度とすることが示された（【図表3】及び【図表4】参照）。

サステナWG報告で想定されているサステナビリティ情報の第三者保証制度における登録業者の規制概要及び保証業務のイメージは以下のとおりである（【図表4】参照）。

【図表4】 サステナビリティ情報の第三者保証制度の登録業者の規制概要と保証業務のイメージ

- 一定のプライム市場上場企業に対し、有価証券報告書等におけるSSBJ基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付ける
- サステナビリティ情報の保証は、国際基準と整合性が確保された基準に準拠して実施することとする
- 保証業務実施者を登録制（法人）とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能

#### 登録業者の規制概要

##### 登録要件

- 業務執行責任者の設置など人的体制整備（業務執行責任者ハサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求）
- 品質管理部門の設置など必要な業務体制の整備、一定の財政的基礎等

##### 行為規制

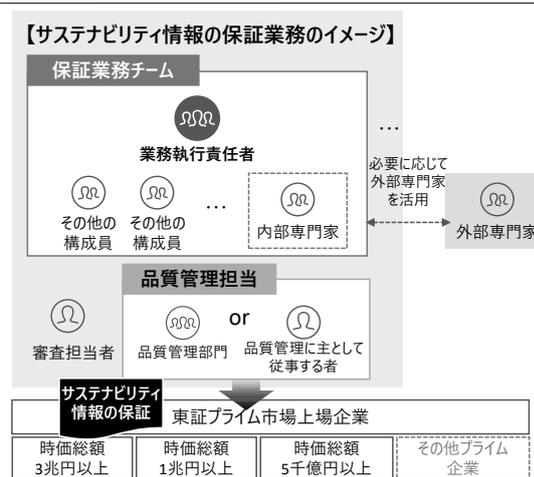
- 国際基準（倫理・独立性基準）で求められる義務の遵守
- 具体的には、守秘義務、一定の非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション等
- 登録業者への検査・監督は当面（自主規制機関ではなく）金融庁において実施

##### エンフォースメント

- 登録業者の法令違反等に対する行政処分（課徴金、業務改善命令等）を規定
- 虚偽「保証」について故意過失の立証責任が転換された民事責任を規定<sup>(注)</sup>

(注) 企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任（立証責任が転換された責任）を負わないこととされている（いわゆるセーフハーバー・ルール）。この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないこととする。

参考：金融庁ウェブサイト 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告の概要（2026年1月8日）



3 有価証券報告書は、やむを得ない理由により、事業年度経過後3月以内に提出できないと認められる場合には、内閣総理大臣の承認を得た期間内に提出できることとされている（金融商品取引法第24条、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2、開示ガイドライン24-13）。

### ■保証範囲・水準、保証基準

中間論点整理では、サステナビリティ情報の保証範囲及び保証水準について、**第三者保証制度の適用開始時期から2年間は、有価証券報告書等におけるサステナビリティ関連財務開示のうち、Scope1・2、ガバナンス及びリスク管理に対する第三者保証を義務付けることとし、3年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当であるとされた。**また、企業に過度な負担を課すことなく、第三者保証制度を円滑に導入するためには、**保証水準は限定的保証とし、合理的保証への移行の検討はしないことが適当である**との考えが示された（【図表3】参照）。

サステナWG報告では、中間論点整理の公表以降、サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国内外の動向に足元大きな動きはないことから、**保証範囲及び保証水準**

【図表5】サステナビリティ保証業務実施者に求める登録要件

体制	登録要件
人的体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証業務を実施する責任者（業務執行責任者）を明らかにして行う必要があるため、サステナビリティ情報の開示・保証に必要な専門的知識・経験及び能力を有する業務執行責任者を十分確保すること</li> <li>十分な業務従事者が配置されていること</li> </ul>
品質管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証業務の品質管理を適切に評価するため、品質管理部門又は品質管理に主として従事する者を設置すること</li> <li>個々の保証業務に携わるチームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価を実施する審査担当者が十分確保されていること</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理のためのガバナンスを実効的なものとするため、保証業務実施者が「法人」であること</li> <li>保証業務実施者による虚偽の証明などで投資者が損害を被った場合における賠償資力の確保といった投資者保護の観点から一定の資本金や出資金などの財産的基礎を求める</li> </ul>

参考：金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告（2026年1月8日）

なお、サステナWGにおいて議論された、業務執行責任者について公認会計士資格を有する者に限定すべきか、という論点については、財務情報とのつながりを確認、検証できる能力は重要であるものの、研修等を通じて必要な会計知識を取得するといった方法や、必要に応じて外部専門家の知見を活用するといった方法も考えられることから、公認会計士資格を有する者に限定する必要はないとの考えが、サステナWG報告において示され

に関しては、**中間論点整理のとおり制度設計をすることが適当である**との考えが示された。

また、**我が国における保証基準や品質管理基準などの必要な基準については、企業や保証業務実施者にとって十分な準備期間を確保することにも留意しつつ、国際基準と整合性が確保された基準に準拠して保証業務を実施するという基本的な考え方を踏まえながら、企業会計審議会において審議し、結論を出すことが適当である**との考えが示されている。

### ■登録要件

サステナWG報告では、保証業務実施者に求める体制整備として、保証の質を確保できるよう国際基準を満たす必要があるとして、以下のような登録要件が示されている（【図表5】参照）。

ている。

### ■行為規制

サステナWG報告では、保証の質を確保できるよう、独立性の確保その他の国際基準を満たす必要があるとして、財務諸表監査において監査法人に求められる公認会計士法の規定を参考としながら、以下のような行為規制を課すべきとの考えが示されている（【図表6】参照）。

【図表6】サステナビリティ保証業務実施者に課すべき行為規制

行為規制	保証業務実施者に求められる行為規制
ローテーションルール	少なくとも業務執行責任者については、一定期間で同一企業に対する保証業務を外れる、いわゆるローテーションルールを求める
非保証業務との同時提供禁止等	保証業務における利益相反を回避し、また利益相反の外観を呈しないよう、例えば、サステナビリティ情報の作成業務を提供した企業に対して保証業務を提供することや自らが出資する企業に対して保証業務を提供するといった一定の場合には、サステナビリティ保証業務実施者による保証業務の提供を禁止する
守秘義務	保証業務に関与する者に対する守秘義務を規定し、正当な理由なく業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を他人に漏らす行為やこれを盗用する行為を禁止する
その他	保証業務を通じて、企業による有価証券報告書等において開示が求められるサステナビリティ情報の適正性の確保に影響を及ぼすようなおそれがある事実（法令違反等事実）を発見し企業において是正されない場合、当局へその旨を通知することなどを求める

参考：金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告（2026年1月8日）

■検査・監督等

サステナWG報告では、保証業務実施者により提供される保証の質が確保されているかどうかをモニタリングする第三者機関について、以下の理由から**当面の間は自主規制機関ではなく、金融庁において検査・監督すべきである**との考えが示されている。

- ・サステナビリティ情報の開示・保証実務は、企業による任意の取組が見られるものの発展途上にある。
- ・今後、法令に基づいて義務化された開示・保証実務が蓄積され、それに合わせた当局による検査・監督実務の蓄積も踏まえながら、当局及び関係者間で議論を進め、自主規制機関のあり方を検討することが望ましい

と考えられる。

■エンフォースメント

サステナWGでは、保証業務実施者の業務の適切性等を確保する観点から、実効性のあるエンフォースメントが必要であるとして、エンフォースメントのあり方についても議論された。

サステナWG報告では、**エンフォースメントのあり方について、監査法人の義務・責任に係る規定を参考としつつ、一方で保証業務実施者に過度な責任を負わせないものとするのが適当である**との考えが示され、行政責任、民事責任、刑事責任の観点から以下のようなエンフォースメントが示されている（【図表7】参照）。

【図表7】 エンフォースメントのあり方

行政上の エンフォースメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証業務実施者が有価証券報告書等に記載されたサステナビリティ情報について虚偽保証をした場合<sup>4</sup>や、法令違反、不当な業務運営等があった場合に、行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）に関する規定や、これら行政処分に係る調査の手段として報告徴求命令等の規定を整備する</li> <li>公認会計士法<sup>5</sup>を参考に、虚偽保証を行った保証業務実施者に対する課徴金制度を設ける</li> </ul>
民事上の エンフォースメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証業務実施者が虚偽保証をした場合の、民事責任（故意・過失の立証責任が保証業務実施者に転換された民事責任<sup>6</sup>）を規定する</li> <li>金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下「DWG」という）において議論された有価証券報告書を作成する企業のセーフハーバー・ルール<sup>7</sup>を前提に、企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合には、保証業務実施者も金融商品取引法上の民事責任（立証責任が転換された民事責任）を負わないものとする</li> </ul>
刑事上の エンフォースメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証業務実施者に課される行為規制のうち守秘義務については、公認会計士法の規定<sup>8</sup>と同様の罰則を設ける</li> </ul>

参考：金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告（2026年1月8日）

### ③ その他の論点

#### ■任意の保証の取扱い

サステナWGでは、サステナビリティ情報に対する第三者保証制度の導入とあわせて、「任意の保証」<sup>9</sup>の取扱いについても検討された。

サステナWG報告では、企業が自主的に保証を受ける「任意の保証」は、一定の場合には、開示情報の信頼性を高め、投資者保護にも資するものであり、保証報告書によって積極的に開示されることが望ましいとされ、「任意の保証」が以下①②③を満たす場合、サステナビリティ情報の第三者保証制度に基づく保証と同様に、有価証券報告書等へ保証報告書を添付できるとするのが適

当であるとの考えが示された（【図表8】参照）。

一方、当該要件を満たさない場合は、投資家を誤認させないよう、有価証券報告書等へ保証報告書の添付を認めるべきではない（【図表9】参照）との考えが示された。また、その場合であっても、企業が任意に保証を受けた旨を有価証券報告書等に記載するときは、投資家を誤認させないよう、例えば、保証業務実施者の名称、登録の有無・準拠した基準や枠組みといった情報、保証の結論、サステナビリティ情報の第三者保証制度に基づく保証ではない旨などの開示を求めるべきとの考えが示されている（【図表8】参照）。

4 保証業務実施者が、有価証券報告書等に記載されたサステナビリティ情報について虚偽があるにもかかわらず虚偽がないと保証した場合をいう

5 公認会計士法第34条21の2

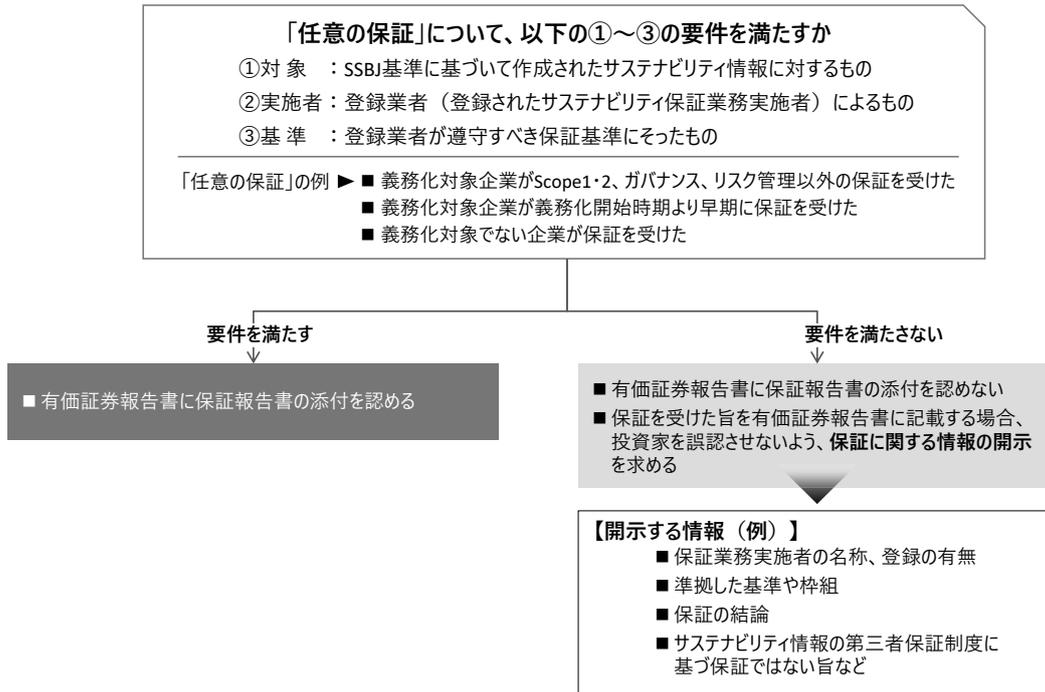
6 金融商品取引法では、有価証券報告書等における重要な事項につき虚偽の記載があった場合や記載すべき重要な事項の記載が欠けていた場合、その監査証明を行った公認会計士、監査法人の虚偽証明責任が規定されている。これらの民事責任規定は、情報の非対称性があることなどから、原告の訴訟負担が過大にならないよう、故意又は過失がなかったことの立証責任を被告となった公認会計士又は監査法人へ転換することで原告による責任追及をしやすくし、もってエンフォースメント手段としての実効性を確保しようとする規定である。情報の非対称性を踏まえた訴訟負担の軽減という民事責任規定の趣旨は、サステナビリティ情報の保証にも当てはまると考えられる。

7 企業において非財務情報のうちの将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報（以下「将来情報等」という）に関する推論過程等の開示と、確認書によって当該推論過程等が経営者等による確認対象となるという枠組を通じて、将来情報等の合理性が確保されることが期待されるとして、当該推論過程等と確認書における記載内容が真実であれば、その開示をもってセーフハーバー・ルールが適用され、金融商品取引法上の民事責任を負わないとの考えが示されている。有価証券報告書等を作成する企業におけるセーフハーバー・ルールの適用範囲や要件等については、金融審議会DWGにおいて検討が行われ、2025年12月26日に検討結果を取りまとめた報告が公表されている。

8 公認会計士法の規定の中には、業務が適切に実施されるよう、重要な行為規制の違反について罰則が科されるものがある（例えば、公認会計士及び監査法人の従業員等が守秘義務に違反した場合、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科される）。

9 「任意の保証」とは、有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること（例：義務化対象企業がScope3の保証を受けること）や、早期適用も含め義務化対象ではない企業が保証を受けることを指す。

【図表8】 任意の保証



参考：金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告（2026年1月8日）

**■有価証券報告書における保証業務実施者の選任理由及び保証報酬の開示**

サステナWG報告では、保証業務実施者による保証報告書に対する信頼性の基盤として、保証業務の公正性・独立性を確保する観点から、有価証券報告書で開示が求められている監査の状況における監査公認会計士等の選任理由や監査報酬の内容の開示を参考に、**有価証券報告書に、保証業務実施者の選任理由及び保証報酬の開示を求める**との考えが示された。

**おわりに**

サステナWG報告及びディスクロージャーワーキング・グループ報告の公表（2025年12月公表）により、有価証券報告書にSSBJ基準の適用義務化の対象となる企業や適用時期及びサステナビリティ情報に対する保証制度について大枠が明らかになっている。今後、これらの報告の内容を踏まえて、金融庁をはじめとする関係者により、法律改正などの制度整備が予定<sup>10</sup>されている（DWGから公表された報告については、本誌「ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要」を参照されたい）。さらにサステナWG報告では、今後の検討課題（【図表9】参照）とされている論点も複数残されており、引き続き今後の議論や制度整備の状況を注視していく必要があるだろう。

10 中間論点整理で方向性が示されている事項等については、企業内容等の開示に関する内閣府令等（以下「開示府令等」という）の改正案が2025年11月26日に金融庁より公表されている。改正案では、プライム上場企業のうち、平均時価総額（直近5年間）が1兆円以上の会社に、有価証券報告書におけるSSBJ基準に従ったサステナビリティ情報の開示を時価総額に応じて段階的に義務付けることや、Scope3温室効果ガス排出量の虚偽記載等に係る企業のセーフハーバー・ルールの整備として、開示ガイドライン5-16-2の改正（Scope3温室効果ガス排出量に関する定量情報について、一般に合理的と考えられる範囲で差異が生じる要因や推論過程等、社内の開示手続等に関する記載がされている場合には、虚偽記載等の責任を負うものではないとする考え方を明示）などが提案されている（本稿執筆時点では、確定後の開示府令等は未公布）。

【図表9】今後の検討課題

サステナWG報告の構成		サステナWG報告で示された今後の検討課題
はじめに	1	
I.サステナビリティ情報の開示	2	
1.国際動向及び我が国における制度導入に向けたロードマップ ①	2	<b>課題 1</b> 「国際動向及び我が国における制度導入に向けたロードマップ」のうち、株式時価総額 5,000 億円未満の企業への SSBJ 基準の適用と第三者保証の導入： → 引き続き検討
2.有価証券報告書の提出期限の延長	3	
II.サステナビリティ情報の第三者保証	5	
1.保証業務実施者に関する基本的な考え方 ②	5	<b>課題 2</b> 「保証業務実施者に関する基本的な考え方」： → サステナビリティ情報の開示・保証実務の蓄積を踏まえ、制度の詳細や運用を引き続き検討
2.保証業務実施者に関する規律のあり方	6	
(1) 保証の範囲・水準、保証基準 ③ ④	7	<b>課題 3</b> 我が国における保証基準や品質管理基準、その他必要な基準のあり方： → 企業会計審議会で審議
(2) 登録要件	7	
(3) 行為規制	8	
(4) 検査・監督等 ⑤	9	<b>課題 4</b> 3年目以降の保証範囲 → 今後検討
(5) エンフォースメント	9	
3.その他の論点	12	<b>課題 5</b> 自主規制機関の設置に向けた検討 → 今後検討
おわりに	14	

参考：金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告（2026年1月8日）

以上

# 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の概要

公認会計士 しみず きょうこ 清水 恭子

## はじめに

2025年12月26日に金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下「DWG」という）から、「金融審議会『ディスクロージャーワーキング・グループ』報告」（以下「DWG報告」という）が公表された。DWG報告は、2025年8月以降4回にわたりDWGで検討した結果を報告書として取りまとめたものである。本稿ではDWG報告の概要について解説する。

## 1. 公表の経緯・目的

### (1) DWGの設置

DWG（令和7事務年度）は、金融担当大臣からの諮問「企業情報の開示のあり方に関する検討、スタートアップ等の資金調達ニーズの高まり、非財務情報の開示の拡充等、情報開示を巡る環境変化を踏まえ、投資判断に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備について幅広く検討を行うこと。」<sup>1</sup>を受けて、企

業情報の開示のあり方に関する検討を行うため設置された<sup>2</sup>。

### (2) DWG報告の公表

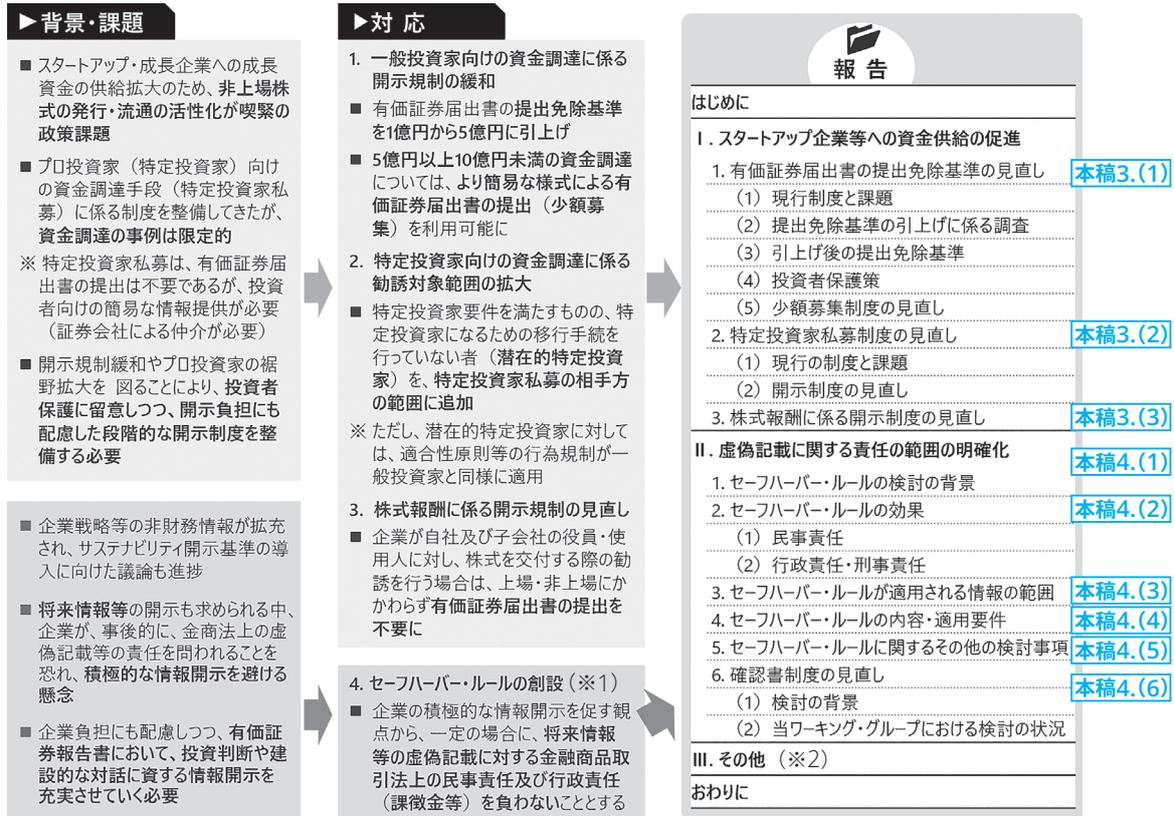
DWGでは、2025年8月以降4回にわたり、1. 有価証券届出書の提出免除基準の見直し、2. 特定投資家私募制度の勧誘対象範囲の見直し、3. 株式報酬に係る開示規制の見直し、4. 虚偽記載に関する責任の範囲の明確化について審議を行い、検討の結果をDWG報告として公表した。DWG報告は、今後の企業情報の開示の方向性を示すものであり、法制度等の見直し<sup>3</sup>や実務対応に大きな影響を与える<sup>4</sup>。

## 2. DWG報告の概要

DWG報告は、DWGで検討した事項（【図表1】「対応」1～4）について、検討の結果を取りまとめたものである。

- 
- 1 金融庁第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合「諮問事項」（2025年6月25日）
  - 2 DWGは、大学教授等の学識経験者、有価証券報告書の利用者である投資家、有価証券報告書の作成者である企業、弁護士、公認会計士など、座長と18名の委員により構成され、様々な立場の資本市場のステークホルダーから意見が聴取されている。さらに、DWGにはオブザーバーとして、東京証券取引所、日本監査役協会、日本経済団体連合会、関西経済連合会、日本公認会計士協会、日本証券業協会、法務省、財務省、経済産業省、スタートアップ協会、日本商工会議所、日本ニュービジネス協議会連合会が参加している。
  - 3 DWG報告の内容を踏まえて金融商品取引法などの法改正が必要なものについては、2026年の通常国会に法案が提出される見込みである。
  - 4 2022年6月に公表されたDWG報告（「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」）では、四半期開示について、金融商品取引法上の四半期報告書（第1・第3四半期）を廃止して取引所の四半期決算短信に「一本化」する方向性が示され、具体化に向けた課題については、引き続き検討することとされた。また、サステナビリティ開示に関し、我が国におけるサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割の明確化やロードマップについても、引き続き検討することとされた。その後、2022年12月に公表されたDWG報告では、2022年6月の報告書で引き続き検討事項とされた四半期開示とサステナビリティ開示について検討され、四半期開示制度の見直し（金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）の廃止等）や、サステナビリティ情報の開示を有価証券報告書に取り込んでいく場合、我が国の開示基準設定主体やその開示基準について法令上の枠組の中で位置づけることが重要であるとの方向性が示された。また、我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップもあわせて示された。同報告書で整理された内容を踏まえ、四半期開示については、金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止する金融商品取引法の改正が2023年11月になされ、その後必要となる企業内容等の開示に関する内閣府令や取引所規則等が整備されている。またサステナビリティ情報の開示及び保証制度について、2024年2月に金融担当大臣の諮問を受けてサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループが設置され、SSBJが開発するサステナビリティ開示基準の適用対象や適用時期、サステナビリティ情報の保証のあり方等について検討を行うこととされ、2026年1月に報告書が公表されている（詳細は本誌解説「金融審議会『サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ』報告の概要」を参照されたい）。

【図表1】 DWGで検討された主な論点とDWG報告の構成



※1 セーフハーバー・ルールについて、民事責任は法律改正、行政責任は「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」改正で対応することが予定されている。法律の改正が必要なものについては、2026年の通常国会に法案が提出される見込みである。

※2 2025年8月に開催された第1回DWGでは「有価証券報告書の記載事項の整理」もDWGでの検討事項とされていたが<sup>5</sup>、DWG報告には含まれていない。この点については、2026年春以降に審議を行う予定とされている。

参考：金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告 概要（2025年12月26日）

### 3. スタートアップ企業等への資金供給の促進

#### (1) 有価証券届出書の提出免除基準の見直し

##### ① 現行制度と課題

金融商品取引法上、50名以上の者に対する新規発行有価証券の取得勧誘は「募集」に該当し、発行価額の総額が1億円以上の場合、「有価証券届出書」を提出する必要がある<sup>6</sup>。有価証券届出書の提出義務を負うことになった場合、継続的に有価証券報告書を提出する必要がある<sup>7</sup>。

「募集」に該当しない勧誘は「私募」といい、少人数私募、適格機関投資家私募、特定投資家私募がある。「私募」は調達金額の多寡にかかわらず、有価証券届出書の提出が不要とされているが、プロ向けの私募である特定投資家私募の場合、特定証券情報を相手方に提供し、又は公表する必要がある（本稿「3.(2)特定投資家

私募制度の見直し」参照）。

##### ② 提出免除規準の引き上げ

DWGでは、投資者保護に留意しつつ、スタートアップ・成長企業への資金供給と更なる成長の促進を図る観点から、資金調達に必要な情報開示に伴うコストも踏まえ、有価証券届出書の提出が免除される発行価額の基準を現行の1億円から引き上げることについて検討が行われた。

検討の結果、DWG報告では、**有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引き上げることが適当**との考えが示されている（【図表2】参照）。

##### ③ 投資者保護策

発行価額の総額が1億円以上5億円未満の範囲の募集については、現行制度上は有価証券届出書が提出されている。提出免除基準を5億円に引き上げた場合、有価証

5 第1回DWG資料3事務局説明資料P.28

6 金融商品取引法2条3項及び4条1項5号

7 金融商品取引法24条1項3号



## (2) 特定投資家私募制度の見直し

### ① 現行制度と課題

特定投資家<sup>10</sup>制度は、投資者の属性に応じて行為規制の柔軟化を図ることを目的とする金融商品取引法の制度である。特定投資家私募制度は<sup>11</sup>、2008年のプロ向け市場<sup>12</sup>制度の整備に伴い導入され、有価証券届出書に比して簡易な特定証券情報の提供または公表を条件として、開示規制が免除される制度である。その後、特定投資家の範囲の拡大などの制度整備や、特定投資家私募の利便性向上のための解釈の明確化などの取組が進められてきたが、資金調達事例は極めて少なく、特定投資家による取引は限定的であった。その要因として、特定投資家の裾野が狭いことが指摘され、背景として、特定投資家への移行や継続のための手続が必要となることから、特定投資家への移行ニーズが乏しいことが考えられ、この点課題が識別されていた。

### ② 開示制度の見直し

当該課題に対応するために、DWGでは「潜在的特定投資家」の新設などについて検討が行われた。

DWG報告では、**特定投資家要件を満たすものの、特定投資家になるための移行手続を行っていない者を「潜在的特定投資家」とし、特定投資家私募の相手方の範囲に追加し、特定投資家私募の範囲を拡大することが適当との考えが示された。**なお、「潜在的特定投資家」を相手方とする勧誘行為に適用される金融商品取引法上の規制は、開示規制については、特定投資家を相手方とするものと同じ（金融商品取引業者の関与や特定証券情報の提供又は公表が必要）とし、行為規制については、一般投資家を相手方とするものと同じ（適合性原則等が適用される）とすることが示されている。

## (3) 株式報酬に係る開示制度の見直し

企業が、自社及びその子会社の役員・使用人に対し、自社の発行する株券・新株予約権証券を交付する際に行う勧誘行為については、「募集」に該当する場合でも有価証券届出書の提出を免除する特例措置<sup>13</sup>が存在する。ただし、対象が「株券」の場合は、日本の金融商品取引所に上場されているものに限定されている。

DWGでは、日本の非上場会社や日本市場に上場して

いない外国の会社が、（日本所在の）役員・使用人に株式報酬を交付する場合、有価証券届出書の提出が必要である点について、こうした不都合を解消し、例えば今後上場を予定している会社を含む非上場会社等についても本特例措置が利用できないか開示制度の見直しの検討が行われた。

検討の結果、DWG報告では、**上場・非上場を問わず、株券・新株予約権証券の発行会社やその子会社の役員・使用人に対する勧誘行為については、「募集」に該当しないものとし、有価証券届出書の提出を不要とすることが適当との考えが示された。**

## 4. 虚偽記載に関する責任の範囲の明確化

### (1) セーフハーバー・ルールの検討の背景

#### ① 現行のセーフハーバーの考え方

有価証券報告書の記述情報（非財務情報）は、近年、開示の拡充・充実が図られている。2022年に公表されたDWG報告の提言を踏まえて、2023年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という）が改正され、有価証券報告書の「第2事業の状況」に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載項目が追加された<sup>14</sup>。

法定開示書類である有価証券報告書には、重要な事項について虚偽記載があった場合や開示すべき重要な事項の記載が欠けているなどの場合には、その態様に応じて損害賠償責任の督促、課徴金納付命令、罰則といった規定の適用<sup>15</sup>がある。そのため、企業が、事後的に虚偽記載等の責任を問われることを恐れ、有価証券報告書での積極的な情報開示を避け、投資判断に有用な情報を提供すべき有価証券報告書の開示内容が、横並びで、定型なものになってしまう可能性があるという問題が懸念されたため、2023年1月に開示府令の改正とあわせて、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン」という）を改正（開示ガイドライン5-16-2を新設）し、将来情報等に係る有価証券報告書等の虚偽記載等の責任についての考え方（いわゆるセーフハーバーの考え方）が明確にされた（【図表3】参照）。

10 特定投資家とは、知識・経験・財産の状況から金融取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能な投資家であり（金融庁ウェブサイト特定投資家に関する情報「特定投資家制度の概要」）、その範囲は、適格機関投資家、国、日本銀行、投資者保護基金その他の法人（金融商品取引法2条31項）や、その他として一般投資家から特定投資家に移行した者も特定投資家とみなされる（金融商品取引法34条の3、34条の4）。

11 投資家を特定投資家と一般投資家に区分し、金融商品取引業者等が特定投資家を相手方として有価証券やデリバティブ取引の販売勧誘等を行う場合に、行為規制の一部を適用しないこととされている（金融商品取引法45条）。

12 買付者を特定投資家等（特定投資家・一定の非居住者）のみに限定した特定取引所金融商品市場をいい、現状、TOKYO PRO Market, TOKYO PRO-BOND Market等が存在している。

13 役員・使用人は、当該有価証券や発行企業に関する情報を既に取得し、又は容易に取得できるため、情報の非対称性が無いとして有価証券届出書の提出を免除する特例措置（金融商品取引法4条1項1号、金融商品取引法施行令2条の12）。

14 「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（2023年1月31日公布・施行）開示府令第二号様式「第二部 第2【事業の状況】」及び記載上の注意（30-2）

15 金融商品取引法21条の2、172条の4第1項、197条1項1号、207条1項1号など

【図表3】 現行の有価証券報告書等の虚偽記載等の責任（セーフハーバー）の考え方

第一部【企業情報】
第1【企業の概況】
第2【事業の状況】
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3 【事業等のリスク】
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
5 【重要な契約等】
6 【研究開発活動】
第3【設備の状況】
第4【提出会社の状況】
第5【経理の状況】

開示ガイドライン 5-16-2 の概要

- 有価証券報告書「企業情報」の「第2事業の状況」の「1経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という）で、有価証券報告書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、記載した将来情報と実際の結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられる  
 >例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる
- 経営者が、有価証券報告書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、提出日現在において認識しながら取組んで記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する

参考：開示ガイドライン5-16-2

② 中間論点整理と開示ガイドラインの改正案（2025年11月公表開示府令等改正案）

その後、金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ<sup>16</sup>（以下「サステナWG」という）において、有価証券報告書での開示の充実と虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化のための環境整備として、セーフハーバーの整備について検討が行われた。

検討の結果、2025年7月にサステナWGより公表された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理」（以下「中間論点整理」という）では、サステナビリティ情報には、定性情報、見積り情報、将来情報といった情報が多く含まれ、企業の上流・下流のバリューチェーンから排出される排出量を意味するScope3の温室効果ガス排出量（以下「GHG排出量」という）のように、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報の開示も必要になるといった特性や、財務情報と比較すると、相対的に不確実性が高いという特性があることが指摘されている。これを踏まえ、現行の開示ガイドラインを参考に、Scope3GHG排出量に係る定量情報が事後的に誤りであったことが判明したとしても、一定の場合<sup>17</sup>には、虚偽記載等の責任を負わないことが適当であり、開示ガイドラインの改正によりセーフハーバー・ルールを整備する方針が示された。

中間論点整理を踏まえて、2025年11月26日に金融

庁より公表された開示府令等の改正案<sup>18</sup>（以下「2025年11月公表開示府令等改正案」という）では、開示府令第二号様式記載上の注意(30)等の改正により、有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」に、将来情報やScope3GHG排出量に関する定量情報について、推論過程等に関する記載及びこれらの情報に係る社内の開示手続の記載を求めることが提案されている。さらに、開示ガイドライン（5-16-2）を改正し、Scope3GHG排出量に関する定量情報について、一般に合理的と考えられる範囲で差異が生じる要因や推論過程等、社内の開示手続等に関する記載がされている場合には、虚偽記載等の責任を負うものではないとする考え方を明示することが提案されている。

③ DWGにおける検討

中間論点整理では、非財務情報の開示の拡充が進む中で、サステナビリティ情報以外にも、不確実性が高いと考えられる非財務情報の開示が求められているという背景を踏まえ、セーフハーバー・ルールの効果、適用範囲、内容・適用要件といった各論点について、法律改正も視野に入れて、引き続き検討していくことが望ましいとされた。これを踏まえて、2025年8月以降4回にわたりDWGにおいて検討が行われた（次項「4(2)セーフハーバー・ルールの効果」から「4(5)セーフハーバー・ルールに関するその他の検討事項」参照）。

16 サステナWGの設置経緯については、脚注4参照

17 企業の統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含む：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合

18 『「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(案)等に対するパブリックコメントの実施について』（本稿執筆時点では、確定後の開示府令等は未公布）

## (2) セーフハーバー・ルールの効果

金融商品取引法上、法定開示書類である有価証券報告書等に虚偽記載等<sup>19</sup>があった場合、以下のような規定があるが（【図表4】参照）、DWGでは、これらのうちいずれの責任をセーフハーバー・ルールの対象とするか検討が行われた。

DWG報告では、**一定の場合には、虚偽記載等に対する**

**民事責任及び行政責任（課徴金納付命令等）については、セーフハーバー・ルールを適用し、責任を負わないとすることが適当**とされた。刑事責任については、謙抑的な運用が行われていること、故意犯処罰が原則とされていることを踏まえ、故意による虚偽記載等があれば責任を負うべきという考えから、セーフハーバー・ルールの対象としないことが適当とされた。

【図表4】 現行の虚偽記載等の責任とセーフハーバー・ルールの対象

責任の区分	虚偽記載等があった場合の規定	セーフハーバー・ルールの対象とするか
民事責任 金融商品取引法21条の2第1項、21条の2第3項	・立証責任が投資者（原告）から会社（被告）に転換された過失責任 ・損害額の推定規定もあり	一定の場合、セーフハーバー・ルールを適用する
行政責任 金融商品取引法172条の4第1項等	・600万円と時価総額の10万分の6のうち大きい額の課徴金 ・訂正報告書の提出命令等	民事責任は法律改正、課徴金納付命令等はガイドライン改正により対応
刑事責任 金融商品取引法197条1項1号、207条1項1号	・行為者：10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科 ・法人：7億円以下の罰金	セーフハーバー・ルールの適用対象としない

参考：金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告概要（2025年12月26日）

## (3) セーフハーバー・ルールが適用される情報の範囲

現行の開示ガイドラインでは、サステナビリティに関する考え方及び取組や事業等のリスクなどがセーフハーバー・ルールの適用範囲とされている（【図表3】参照）。

DWG報告では、セーフハーバー・ルールが適用される範囲については、不確実性が高く、厳格な正確性を求

めることが投資者のニーズや企業負担の観点から必ずしも相当とは言えない情報として、**非財務情報のうち、①将来情報、②見積り情報、③統制の及ばない第三者から取得した情報（以下これらを総称して「将来情報等」という）に限定することが適当**との考えが示された（【図表5】参照）。ただし、財務諸表に密接に関連する情報は除くとされている。

【図表5】 セーフハーバー・ルールの適用範囲となる将来情報等

適用対象	中間論点整理でセーフハーバー・ルールの対象範囲とされた項目
① 将来情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券報告書の作成時点からみて将来に関する情報であって、作成時点において金額、数量、事象の発生の有無等が確定していないもの</li> <li>・有価証券報告書の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（MD&amp;A）等に含まれる<b>将来の業績予想等についてはセーフハーバー・ルールの対象となるが</b>、財務数値を活用した上で当期中の業績を分析する部分については過去情報であり、対象外となる</li> </ul>
② 見積り情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>不確実性のある数値について、入手可能な情報を基に合理的に算出した数値</b></li> <li>・一般に不確実性のあると考えられる情報をセーフハーバー・ルールの対象とするとの考え方から、過去情報であっても、見積り情報である限り対象とする</li> <li>・引当金の金額等、財務諸表に記載される情報が非財務情報の項目に記載されていた場合、財務諸表に密接に関連する情報として、セーフハーバー・ルールの対象外とする（「主要な経営指標等の推移」等も同様）</li> </ul>
③ 統制の及ばない第三者から取得した情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>子会社や関連会社を除く第三者から取得した情報に基づき開示される情報</b></li> <li>・データプロバイダーから取得した情報についても、企業においてその情報の正確性を検証することは困難であり、企業にとって不確実性が高いと考えられるため、セーフハーバー・ルールの対象とする</li> </ul>

参考：金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告概要（2025年12月26日）、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ第10回事務局説明資料（2025年11月28日）

<sup>19</sup> 法定開示書類である有価証券報告書その他開示書類に、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていた場合

#### (4) セーフハーバー・ルールの内容・適用要件

DWG報告では、明確性・予見可能性を重視する観点から、非財務情報のうちの将来情報等の「**合理性が確保されていると認められる場合**」にはセーフハーバー・ルールが適用され、虚偽記載等の責任を負わないとする

ことが適当であるとの考えが示されている。

「合理性が確保されていると認められる場合」としては、**以下の事項が真実に基づき開示されていれば、セーフハーバー・ルールが適用され民事責任が免責される**との具体的な適用要件が示されている（【図表6】参照）。

【図表6】セーフハーバー・ルールの適用要件

開示媒体	合理性が確保されていると認められる追加記載事項
有価証券報告書	i. 将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程 ii. 情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続 <sup>20</sup>
金融商品取引法上の確認書	経営者が非財務情報を含む開示手続を整備している旨とその実効性を確認した旨を開示（本稿4(6)確認書制度の見直し参照）

参考：金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告及び同概要（2025年12月26日）

#### (5) セーフハーバー・ルールに関するその他の検討事項

DWGでは、有価証券報告書の虚偽記載等に係る提出会社の役員等の損害賠償責任や、提出会社及び役員等の発行市場における損害賠償責任に係るセーフハーバー・ルールのあり方について検討が行われた。

DWG報告では、提出会社が責任を負わなければその役員等も責任を負わないとすることが相当であるから、**提出会社の役員等の損害賠償責任もセーフハーバー・ルールの対象とすることが適当**との考えが示された。また、発行市場における提出会社及び役員等の損害賠償責任、すなわち有価証券届出書の虚偽記載に係る責任については、**将来情報等について有価証券報告書と同一の要件の下でセーフハーバー・ルールの対象とすべき**との考えが示されている。

された。

##### ② DWGにおける検討の状況

DWGでは、確認書の記載事項の追加は、経営者の適正な情報開示に向けた意識の向上につながることも、セーフハーバー・ルールの要件との接続といった観点のほか、諸外国の制度と比較しても整合性があり、また、企業に過剰な負荷を求めるものではないことから、中間論点整理で示されたとおり、以下の記載を追加することが適当との考えが示された。

- 経営者等が、有価証券報告書を作成し、開示するための手続を整備していること
- 経営者等が、その実効性を確認していること

#### (6) 確認書制度の見直し

##### ① 検討の背景

上場会社等は、有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを代表者及び最高財務責任者が確認した旨を記載した確認書を、有価証券報告書と併せて提出する必要がある<sup>21</sup>。

中間論点整理では、経営者等の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、経営者等が、有価証券報告書を作成し、開示するための手続を整備していること、その実効性を確認していることを確認書の記載事項として追加することについて検討が行われ、セーフハーバー・ルールの論点と併せて、検討していくことが望ましいと

## おわりに

DWG報告では、「今後、金融庁を始めとした関係者において、DWG報告の内容を踏まえて必要な対応が進められることが期待される。」とあり、法改正が必要なものについては2026年の通常国会に法案が提出される見込みである。また、第1回DWGで検討事項として示された「有価証券報告書の記載事項の整理」については、DWG報告には含まれておらず、2026年春以降に審議予定とされている。引き続き今後の検討の動向や制度整備の状況を注視していく必要があるだろう。

以上

<sup>20</sup> 「社内の手続」には、将来情報等の開示に責任を有する機関・個人の名称・役職名や、役割が含まれると考えることが適当である。

<sup>21</sup> 金融商品取引法24条の4の2。半期報告書に係る確認書については、同24条の5の2。

# 排出量取引制度（GX-ETS第2フェーズ）の概要の解説

公認会計士 みなみ たかし 南 貴士

## 1. はじめに

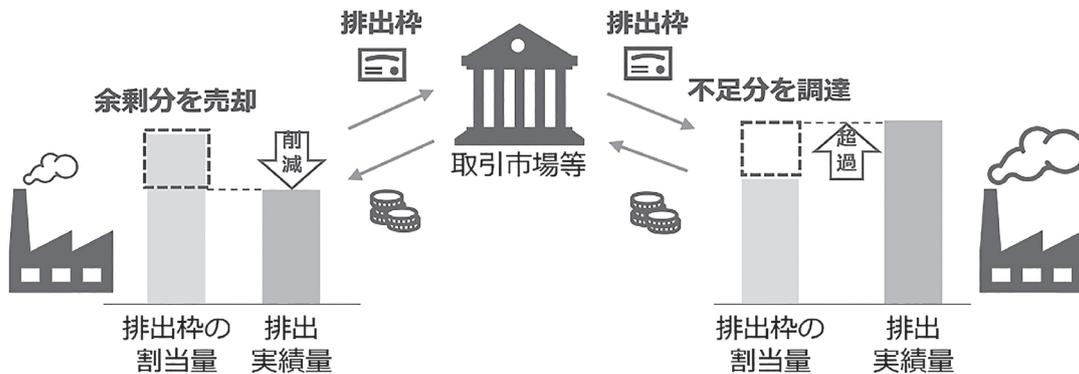
我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX<sup>1</sup>）を実現するための施策として、「成長志向型カーボンプライシング構想」<sup>2</sup>の具体化を進めている。経済産業省は、当該構想の柱の一つとなるカーボンプライシングの具体的な施策として、「排出量取引制度（GX-ETS）」を、2023年度から制度対象者による自主的な参加に基づく試行（第1フェーズ）<sup>3</sup>を経て、2026年度から第2フェーズとして制度対象者による参加の義務化を通じて本格稼働させようとしている。2025年5月には、通常国会において、2026年度（2026年4月）以降、一定規模以上の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出を行う事業者を対象にGX-ETSへの参加を義務化することを定めた改正GX推進法<sup>4</sup>が成立した。これを受けて、2025年7月以降、経済産業省の排出量取引制度小委員会は、改正GX推進法に基づくGX-ETSの制度設計に関する

技術的事項について審議を行い、2025年12月19日に中間整理<sup>5</sup>を取りまとめて公表した。本稿では、中間整理に基づき、GX-ETS第2フェーズの概要について解説する。

## 2. GX-ETS第2フェーズの概要

GX-ETS第2フェーズでは、政府が一定の基準の下、対象事業者に排出枠（排出許可証のようなもの）を割り当て、毎年度、排出実績量と同量の排出枠を法令に定める期限までに保有することを義務付けている。対象事業者は、排出枠の過不足に応じて、事業者間で排出枠を取引することができる（図表1参照）。本制度により、排出削減に向けた先行投資等の取組を推進することで、脱炭素と産業競争力強化の同時実現を目指すと考えられている。

【図表1】 排出量取引制度の概要



参考：経済産業省 排出量取引制度に関するウェブサイト ([https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/ets.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ets.html))

- 1 日本政府では、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を推進している（[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html)）。
- 2 経済産業省では、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、「GX経済移行債」を活用した先行投資支援と、先行投資を促す「カーボンプライシング」を組み合わせた「成長志向型カーボンプライシング構想」を実行している。
- 3 経済産業省は、2023年度から2025年度まで、カーボンニュートラルに向けて取り組む企業が自主的に参加する「GXリーグ」において、自主的な排出量取引制度（企業が自主的に目標設定や目標達成に取り組む制度）を試行し、日本の温室効果ガス排出量の5割超を占める企業が参加した。
- 4 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」
- 5 「産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～」（[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo\\_gijutsu/emissions\\_trading/pdf/20251219\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/20251219_1.pdf)）

## 2.1. 制度対象者

CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者を対象としている。これにより、制度の対象事業者数は300~400社程度となり、カバー率は我が国における温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込みである。

第1フェーズでは、参画企業の約4割が子会社等を含めたグループ単位で削減目標の設定や排出量の算定を実施していた実態を踏まえ、第2フェーズでは、対象事業者が密接関係者（義務対象者のみ）と一体的にGX投資を行う場合に、当該密接関係者と共同して義務を履行することも可能である。密接関係者の定義については、会社法上の子会社、関連会社及び同じ親会社を持つ子会社（いわゆる兄弟会社）を認めるとされている。

## 2.2. 移行計画の策定

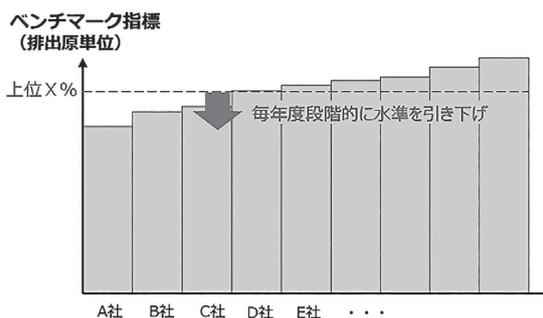
排出量取引制度の導入による投資効果を高める観点から、対象事業者は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や具体的な投資計画等を策定し、毎年度、経済産業大臣及び事業所管大臣に9月末までに提出することが求められる。

移行計画においては、①2026~2030年の排出量の見込み（目標）、②排出実績、③設備投資計画・実績、④研究開発投資の状況及び⑤その他の取組について記載することが求められる。

また、企業から提出された移行計画を国が集計し、2030年度の排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを公表するとされている。

【図表3】 ベンチマークによる割当方法の概要

### ベンチマークによる割当方法の概要



※上位X%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。

参考：産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～

他方、ベンチマークの設定が困難な業種については、基準となる年度の排出量<sup>7</sup>に目指すべき削減率を乗じる

## 2.3. 排出枠の保有義務

GX-ETS第2フェーズでは、排出枠の保有義務に関連して、対象事業者は以下のような事項への対応が求められる。

### 2.3.1. 排出枠の割当ての申請

対象事業者は、政府指針に基づいて算出した排出枠の量（排出目標量）を割当申請することが求められる。排出枠の割当量の算定方法は産業分野別（業種別）に提示される方針とされている。

業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野（多排出分野）等については、ベンチマークを定め、これに基づいて企業ごとの割当量を算定するベンチマーク方式が採用されるとされている。ベンチマーク方式では、業種ごとに、各社の基準となる活動量<sup>6</sup>（対象製品の生産量等）あたりの排出原単位（対象プロセスの排出量）を比較し、同業種内の上位X%に相当する排出原単位の水準を目指すべきベンチマークとして設定したうえで、基準活動量にベンチマークを乗じて割当量を算定するとされている。本制度では、ベンチマークの水準を毎年度段階的に引き下げていくことが想定されている（図表2、3参照）。

【図表2】 ベンチマーク指標の式

$$\text{ベンチマーク指標 (排出原単位指標)} = \frac{\text{対象プロセスの排出量}}{\text{活動量 (対象製品の生産量等)}}$$

参考：産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～

- 同業種内の上位X%水準（※）の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量（制度開始直前の3カ年度(2023年度～2025年度)の生産量等の平均）にベンチマークを乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{各年度の目指すべき排出原単位}$$

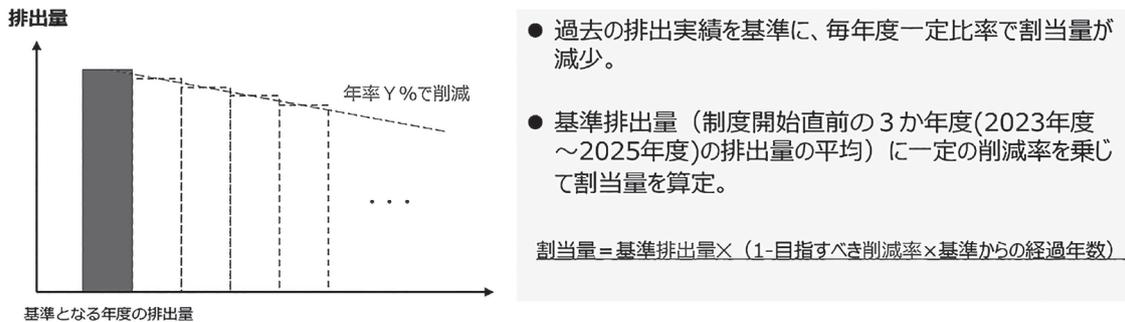
6 基準活動量については、経済活動の変動等の影響を受け、年度によってばらつきが生じ得ることから、制度対象となる直前の3カ年度の平均（2026年度から対象となる場合には2023年～2025年度の平均）を採用するとされている。

7 基準排出量については、経済活動の変動等の影響を受け、年度によってばらつきが生じ得ることから、制度対象となる直前の3カ年度の平均（2026年度から対象となる場合には2023年～2025年度の平均）を採用するとされている。

グランドファザリング方式によって割当量を決定すると減水準との公平性にも配慮して定める必要があるとされている（図表4参照）。グランドファザリングにおける割当量の削減率については、ベンチマークによる削減率

【図表4】 グランドファザリングによる割当方法の概要

### グランドファザリングによる割当方法の概要



参考：産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～

加えて、業種別のベンチマークやグランドファザリングによる割当を基礎としつつ、その他の勘案事項として、制度開始以前の過去の削減努力や、リーケージリスク（製造拠点の国外移転のリスク）、足下で削減効果が

発現していないGX関連の研究開発のための投資額、事業所の新設・廃止等による活動量の変動等に応じて割当量を調整する仕組みとするとされている（図表5参照）。

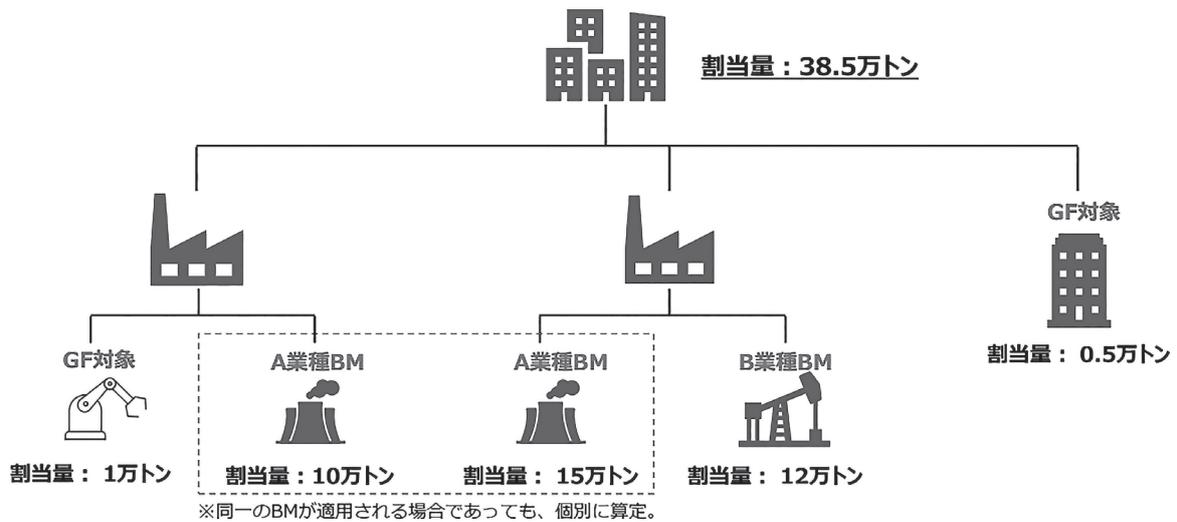
【図表5】 政府指針に基づく割当の考え方

業種別の基準	
多排出分野	業種別ベンチマーク（基準生産量×目指すべき排出原単位の水準）
その他分野	グランドファザリング（基準排出量×（1－目指すべき削減率））
+	
その他の勘案事項	
①早期削減	グランドファザリング対象の排出源において、制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を基準年度排出量に加算し、割当量を算定。
②リーケージリスク	主たる事業が、カーボンリーケージ業種に該当し、収益に占める排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）が一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。
③研究開発投資の状況	前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。
④活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。

参考：産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～

制度対象事業者ごとの割当量は、当該事業者が保有する事業所ごとの各ベンチマーク対象プロセス・グランドファザリング対象の割当量を合算した量に、その他の勘案事項による調整量を加えた量として算出するとされている（図表6参照）。

【図表6】事業者全体の割当量の算定方法



参考：産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～

割当量の申請にあたっては、あらかじめ第三者機関（国の登録を受けた登録確認機関）から割当量の確認を受けることが求められる。

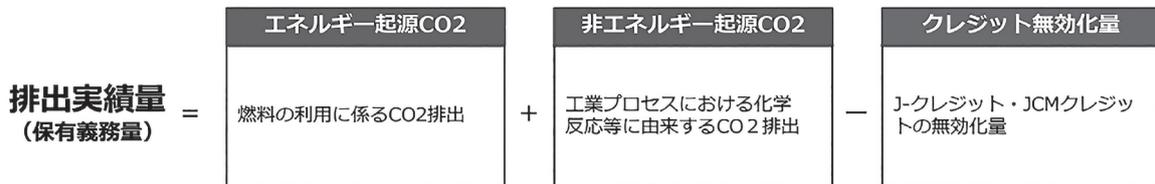
### 2.3.2. 排出量の算定・報告

対象事業者は、毎年度、自らの排出実績量について、算定し、登録確認機関による確認を受けた上で、国に報

告することが求められる。

本制度では、エネルギー起源CO<sub>2</sub>及び非エネルギー起源CO<sub>2</sub>のうち、制度対象者が直接排出したものの（いわゆるScope1<sup>8</sup>）について、算定・報告が求められている（図表7参照）。算定対象活動については、省エネ法<sup>9</sup>や温対法SHK制度<sup>10</sup>と整合的に定めていくとされている。

【図表7】排出実績量の算定



参考：産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～

本制度では、SHK制度における算定方法や国際的な算定ルールとの整合性も踏まえ、図表8の1～4の算定方法が認められている。また、万が一算定に必要な証憑類の入手が出来ず、1～4の方法による算定が出来ない場

合に保有義務量（排出実績量）を決定するための例外的な措置として、過去の排出実績や同業他社等のデータから、保守的な方法により排出量を推計する方法についても認められている。

8 「温室効果ガス（GHG）プロトコル事業者排出量算定報告基準改訂版」では、Scope1は、温室効果ガスの直接排出と規定されており、事業者が所有または管理している排出源から発生するものであり、例えば、所有や管理をしているボイラー、炉、車両、その他における燃焼からの排出、所有や管理をしている加工設備での化学品の生造からの排出などが含まれるとされている。

9 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」

10 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（SHK制度）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を国が公表する制度である。

【図表8】算定方法の種類

算定方法		算定式	ポイント
1	活動量×排出係数	活動量（燃料の使用量等）× 排出係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動量は、購買伝票や計量器等により把握</li> <li>下位法令で定める排出係数（デフォルト値）以外も使用可能とする</li> </ul>
2	物質収支	（原料中の炭素量－製品中の炭素量）×44/12※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料及び製品等に含まれる炭素量を計測し、排出量を算定</li> </ul>
3	実測（濃度×流量）	CO2濃度×排ガス等流量	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO2濃度を連続またはサンプリング測定し、流量に乘じる</li> </ul>
4	モデル計算	例：CaC2 + 2H2O → Ca(OH)2 + C2H2（+2O2 → 2CO2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学式等で理論的に算定</li> </ul>
	固定数量×時間	機械仕様値×機械稼働時間(h/日)×稼働日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様値等から活動量や排出量を把握</li> </ul>
例外	保守的推計	過去のデータ×1.075 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>やむを得ない理由により、上記の方法により排出量を算定できない場合に、過去のデータ等をもとに保守的に排出量を推計</li> </ul>

※1 二酸化炭素の分子量/炭素の原子量

※2 過去の排出実績と比較して、活動量と排出量が割当量の調整基準である7.5%を超えない範囲で増加した場合に、当該年度の実績の算定が困難であると主張することで、排出枠の余剰を得ようとする動機を生じさせないよう、過去の実績等に乘じる係数を1.075とする。

参考：産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～

また、本制度では、排出実績量の算定において使用可能なクレジットとして、J-クレジット<sup>11</sup>とJCMクレジット<sup>12</sup>が認められている。これらのクレジットの使用については、排出枠の価格形成を促し、制度対象者の削減インセンティブを確保する観点から、各年度の実排出量（クレジット無効化<sup>13</sup>量を控除する前の排出量）の10%を上限とするとされている。

### 2.3.3. 登録確認機関による確認

対象事業者は、2.3.1.及び2.3.2.に記載の通り、①排出枠割当の基礎となる排出目標量の届出や、②保有義務量確定の基礎となる排出実績量の報告にあたって、登録確認機関の確認を受けなければならないとされている。

GX-ETS第2フェーズでは、第三者機関（登録確認機関）による「保証」や「検証」ではなく、「確認」という用語が用いられており、「保証」や「検証」に関する基準だけではなく、「合意された手続」に関する基準に基づく手続も含むとされている。GX-ETS第1フェーズでは、「監査法人系」と「ISO系」の機関がいずれも保

証/検証を担当していた。第2フェーズでも、これらの機関のうち国の登録を受けた登録確認機関が確認を担当することが想定されており、2026年度以降の本格稼働後の確認ルールは、通常両者が準拠する基準を基礎に設計されている。両者が準拠する基準には、ISO14064-3:2019<sup>14</sup>、ISSA5000<sup>15</sup>、その他これに類する基準が含まれるとされており、その他これに類する基準としては、ISAE3000 (Revised)<sup>16</sup>、ISAE3410<sup>17</sup>、ISRS4400<sup>18</sup>が含まれるとされている。

確認の水準については、2026年度以降の当初3年間では限定的水準の確認のみを求めることとした上で、2029年度以降、大規模事業所を対象に、段階的に合理的水準の確認を求めることとされている。なお、大規模事業所の規模は、年間のCO2排出量100万トン以上を目安として今後検討していくとされている。限定的水準又は合理的水準の確認の量的な重要性の基準値（排出量の情報に重大な虚偽表示があると評価する基準の一種）については、確認対象の5%以下とするとされている。

11 J-クレジットとは、企業の省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度である。

12 JCM (Joint Crediting Mechanism) クレジットとは、日本とパートナー国の間で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られる温室効果ガスの削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分するクレジット制度である。

13 クレジットの無効化とは、クレジットの二重利用を防止するため、クレジットの使用に伴い、クレジットをシステム上無効化することである。

14 国際標準化機構（International Organization for Standardization：ISO）が定めたISO14064-3：2019「温室効果ガス－第3部：温室効果ガスに関する宣言の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」

15 国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board：IAASB）が定めた国際サステナビリティ保証基準（International Standard on Sustainability Assurance：ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」

16 IAASBが定めた国際保証業務基準（International Standard on Assurance Engagements：ISAE）3000（Revised）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」

17 IAASBが定めたISAE3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」

18 IAASBが定めた国際関連サービス基準（International Standard on Related Services：ISRS）4400「財務情報に関する合意された手続の実施契約」

登録確認機関になろうとする者は、事前に経済産業大臣に対して登録申請が必要とされている。登録確認機関の登録要件は、「確認業務を実施する基礎的資格」、「業務従事者の能力」、「経理的基礎」、「品質管理体制の整備」の視点から整備するとされている。

また、経済産業大臣は、登録確認機関が適切に業務を実施していることを確認するため、登録確認機関に対して報告徴収等を実施することができる。また、登録については、5年ごとに更新が求められる（図表9参照）。

【図表9】登録確認機関制度の概要



参考：産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～

### 2.3.4. 排出枠の保有

対象事業者は、確認を受けた毎年度の排出実績量と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することが義務づけられる。対象事業者は、割り当てられた排出枠と排出実績量の過不足分について、事業者間で取引することができる。

は、排出枠が不足する事業者については、上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものとみなすとされている。また、一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、排出枠の割当基準の強化を検討していくとされている。

### 2.3.5. 不履行時の扱い

対象事業者は、排出枠の保有義務を履行しない場合には、保有義務の未履行分（排出枠の不足分）×上限価格の1.1倍の支払いが求められる。

## 2.5. 排出枠取引市場

排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、GX推進法においてGX推進機構が市場を設置・運営することとされている。市場には、制度対象者に加えて、カーボンプレジットについて一定の取引経験を有する取引業者や制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者の市場参加が認められる。排出枠取引市場は、2027年度秋頃に開設が予定されている。

## 2.4. 価格安定化措置

政府は、排出枠価格の予見可能性を高め、脱炭素投資を促進する観点から、排出枠の上下限価格を設定するとされており、2026年度の上限価格は4,300円、下限価格は1,700円とするとされている。2027年度から2030年までの上下限価格については、脱炭素技術への先行投資インセンティブを高めることも勘案して、前年度の価格に、当該年度の物価の変動指数（物価上昇率）の見通しの数値に1.03を加えたものを乗じた価格を基礎として、毎年度定めていくとされている。

排出枠価格の高騰等により排出枠の保有義務の履行に支障が生じる状況として経済産業大臣が告示した場合に

## 3. 有価証券報告書におけるSSBJ基準<sup>19</sup>に基づく開示・保証との比較

金融庁のサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループは、我が国資本市場の一層の機能発揮に向けて、投資家に中長期的な企業価値の評価及び企業との建設的な対話に必要な情報が提供

19 我が国におけるサステナビリティ開示基準の設定主体として2022年7月に設立されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年3月に、「サステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』」、「サステナビリティ開示テーマ別基準第1号『一般開示基準』」、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』」の3つの基準を公表した。これらを総称して「SSBJ基準」という。

されるように、有価証券報告書におけるSSBJ基準に基づくCO2などの温室効果ガス排出量を含めたサステナビリティ情報の開示と保証の義務化について審議を行い、2026年1月8日に報告<sup>20</sup>を取りまとめて公表した。

GX-ETS第2フェーズにおける報告・確認は、有価証券報告書におけるSSBJ基準に基づく開示・保証とCO2排出量を対象とする点で類似するが、SSBJ基準の開示・保証との主な項目の比較は以下の図表10の通りである。

【図表10】 GX-ETSの報告・確認と有報SSBJ基準の開示・保証の主な項目の比較

主な項目	GX-ETS第2フェーズにおける報告・確認	有価証券報告書におけるSSBJ基準の開示・保証
制度の根拠法令	・GX推進法	・金融商品取引法 ・内閣府令 <sup>21</sup>
制度の目的	・カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）	・投資家の保護
制度の対象企業・数	・CO2の直接排出量が10万トン（直近3年平均）以上の事業者（非上場企業も対象） ・300～400社程度	・東京証券取引所プライム市場上場企業で時価総額5000億円（直近5事業年度平均）以上の企業 <sup>22</sup> ・300社程度
報告・開示の制度開始時期	・2026年度から（2026年4月以降）	・時価総額3兆円以上：2027年3月期から ・時価総額1兆円以上：2028年3月期から ・時価総額5000億円以上：2029年3月期から
報告・開示の対象情報	・CO2の直接排出（Scope1）（排出枠割当量及び排出実績量） ・移行計画	・サステナビリティ関連のリスク・機会に関連する企業のガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標等の情報全般（CO2等の7種類の温室効果ガス排出量の直接・間接排出（Scope1、2、3） <sup>23</sup> 、移行計画 <sup>24</sup> を含む）
報告・開示のバウンダリー（報告企業の範囲）	・事業者単位（密接関係者の要件を満たす場合には、密接関係者と一体での報告が可能）	・親会社及びその子会社の連結ベース（有価証券報告書に含まれる連結財務諸表の範囲と同じ）
確認・保証の制度開始時期	・2026年度から <sup>25</sup>	・時価総額3兆円以上：2028年3月期から ・時価総額1兆円以上：2029年3月期から ・時価総額5000億円以上：2030年3月期から（制度開示開始の翌年度から）

20 「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」（[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20260108/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108/01.pdf)）

21 「企業内容等の開示に関する内閣府令」

22 東京証券取引所プライム市場上場企業で時価総額5000億円未満の企業への有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、引き続き検討していくとされている。

23 SSBJ基準では、「温室効果ガス」とは、「京都議定書」に記載されている7種類の温室効果ガス、すなわち、二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、三フッ化窒素（NF3）、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF6）をいうと規定されている。また、「スコープ1温室効果ガス排出」とは、報告企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出、「スコープ2温室効果ガス排出」とは、報告企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出、「スコープ3温室効果ガス排出」とは、報告企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（スコープ2温室効果ガス排出に含まれないもの）をいい、上流及び下流の両方の温室効果ガス排出を含むと規定されている。

24 SSBJ基準では、「気候関連の移行計画」とは、温室効果ガス排出の削減などの活動を含む、低炭素経済に向けた移行のための企業の目標、活動又は資源を示した企業の全体的な戦略の一側面と規定されている。気候関連の移行計画がある場合、当該移行計画の内容（移行計画の作成に用いた主要な仮定並びに移行計画を実現するうえで不可欠な要因及び条件に関する情報を含む。）を開示することが求められている。

25 なお、「GX実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理（案）」（令和6年12月19日内閣官房GX実行推進室）では、初年度の執行スケジュール（イメージ）として、2026年4月時点では割当量の算定の根拠となる自社の排出量を正確に把握できていない可能性が高いことから、2026年度は割当申請の基礎となる自社の排出量等の算定する期間とし、これを踏まえて初回の割当を2027年度に実施する（2027年度のみ、2026年度と2027年度の2年分の排出枠の割当を申請する）とされている。このため、排出枠割当量については、2027年度から確認が開始されることが見込まれる。

主な項目	GX-ETS第2フェーズにおける報告・確認	有価証券報告書におけるSSBJ基準の開示・保証
確認・保証の担い手	・経済産業大臣に登録申請し、登録されたもの（「監査法人系」、「ISO系」の機関のいずれでも可）	・金融庁（又は金融庁が指定する先）に登録申請し、登録されたもの（「監査法人系」、「ISO系」の機関のいずれでも可）
確認・保証の対象範囲	・CO2の直接排出（Scope1）（排出枠割当量及び排出実績量）	・開示の対象情報のうちScope1、Scope2、ガバナンス、リスク管理
確認・保証の基準	・ISO14064-3:2019及びISSA5000その他これに類する基準（その他これに類する基準にはISRS4400 <sup>26</sup> が含まれる）	・ISSA5000と整合性が確保された基準を予定（今後、金融庁の企業会計審議会にて審議され結論が出される予定）
確認・保証の水準	・2026年度以降の当初3年間は限定的水準のみ（2029年度以降、大規模事業所を対象に、段階的に合理的水準に移行予定）	・限定的保証（合理的保証への移行の検討は行わない）

参考：産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～、金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告

#### 4. 制度化に向けての今後の見通し

今回2025年12月19日に、経済産業省の排出量取引制度小委員会から、中間整理が公表されたが、今後GX-ETS第2フェーズの制度化に向けて、同省から順次関連法令・ガイドラインが公表される予定である。

早速2025年12月26日には、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）に基づく登録確認機関に関する省令と登録確認機関登録ガイドラインが公表されている。また、2026年1月16日には、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）施行規則等に関する省令案等（脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針案を含む）についてのパブリック・コメント手続が開始されており、当該省令案等に対する意見募集期間は2026年1月16日から2月14日までとされている。さらに、本稿執筆（2026年1月26日）時点で、2026年3月末頃に、排出枠の割当や排出量の算定方法等に関する各種ガイドラインの公表が予定されており、引き続き今後の制度化の動向を注視していくことが必要である。

#### 5. おわりに

GX-ETS第2フェーズは、単なる排出量の報告にとどまらず、排出枠の取引を通じて、企業のコスト構造に影響を与える経済的制度である。GX-ETS第2フェーズの対象となる企業は、義務化を迎える2026年度に向けて、有価証券報告書におけるSSBJ基準に基づく開示・保証等の関連する規制動向にも配慮しつつ、必要な体制を早急に整備していく必要がある。確認への対応においては、求められる算定・報告体制（内部統制を含む）の水準も含めて、前広に登録確認機関と連携していくことが望ましいと考えられる。第2フェーズの義務化を契機に、経済合理性のある排出枠取引を支える基盤として、最適な排出量の報告体制を整備のうえ、事業戦略・事業計画と適切に連動した移行計画・投資計画を策定し、着実に実行していくことが、将来のカーボンニュートラル社会における企業の持続的な競争優位を確立していくうえで、さらに重要になってくると考えられる。

以上

26 ISRS4400は排出枠割当量（早期排出削減量）の確認にあたって適用されることが想定されている。

# SSBJ：サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」の公表

『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、第62回サステナビリティ基準委員会（2026年1月21日開催）において、サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」の公表を承認し、2026年1月22日に公表した。意見募集は、2026年3月25日までとなっている。

詳細については、SSBJのウェブページ[サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」の公表](#)を参照いただきたい。

以上

# 金融庁：内閣官房による「人的資本可視化指針（改訂版）」（案）に関する意見募集

『会計情報』編集部

内閣官房は、「人的資本可視化指針（改訂版）」（案）を公表し、意見募集を開始した。意見募集期限は、2026年2月10日である。

「人的資本可視化指針」は、人的資本に関する情報開示の在り方に焦点を当てて、既存の基準やガイドラインの活用方法を含めた対応の方向性について包括的に整理した手引きとして、内閣官房に設置された非財務情報可視化研究会にて議論が行われ、2022年8月に公表された。

その後の状況変化を踏まえ、経営戦略と人材戦略の連動を更に高め、開示情報の充実を図るべく、現在、「人的資本可視化指針」の改訂に向け、金融庁・経済産業省がオブザーバーとして参加している非財

務情報可視化研究会において、議論が進められている。

改訂に向けたパブリックコメントは、非財務情報可視化研究会が設置されている内閣官房にて実施している。

詳細については金融庁のウェブページを参照いただきたい。

[内閣官房による「人的資本可視化指針（改訂版）」（案）に関する意見募集について：金融庁](#)

以上

## iGAAP in Focus財務報告

## Closing Out—財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域（2025年12月更新版）

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター<sup>1</sup>をご参照下さい。

## トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

企業は、マクロ経済及び地政学的環境による重大な不確実性に依然として対処している。投資家及び規制当局は、企業がこの困難な状況にどのように対処しているかについて透明性を確保することを期待している。

本iGAAP in Focus「Closing Out」では、現在の環境を考慮して、関連性がある可能性のある財務報告及びより幅広い企業報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野及び会計基準の最近の変更、一貫性があり、比較可能で適時なサステナビリティ関連情報に対する投資家の需要の高まりについても強調している。

## マクロ経済と地政学的環境

## 世界貿易

関税の導入及び変更、また世界貿易への他の影響は、財務報告の複数の側面に影響を与える可能性がある。

例えば、既存及び新規の／提案された関税は、すべての企業（輸入企業及び輸出企業）に、次のように影響を与える可能性がある。

- 供給コストの増加。これは、為替の調整及び代替の供給源を見つける及び／又はコストを顧客に転嫁する能力により、利益マージンに影響を与える可能性がある。
- 価格戦略の変更。これは、価格の感応度が高い製品に対する消費者の需要に影響を与える可能性がある。
- 新しい機器、技術及び施設への設備投資の遅延又は削減、又は事業の移転による設備投資の増加
- サプライチェーンを適応させるための物流コスト及び移行コストの増加

- 在庫レベル及びそれに伴う保管コストの一時的な増加又は関税を回避するために輸送中に足止め又は紛失した棚卸資産
- 「不可抗力」条項又は類似の契約条項の発動による契約の取消し又は修正
- 訴訟費用の増加、例えばサプライヤーと顧客との間の紛争によるもの

さらに、現在の世界貿易の状況は、インフレ、外国為替レートのボラティリティ、商品価格の変動、金融市場の混乱、借入金利の上昇などのマクロ経済の不確実性の一因となっている。

その結果、企業は、関税の影響を直接的又は間接的に受けるかどうかにかかわらず、将来のキャッシュ・フローの予測及び財務諸表の作成に使用されるその他の見積もりに関連する重大な課題に直面する可能性がある。例えば、財務報告の以下の側面が影響を受ける可能性がある。

- 非金融資産の減損。例えば、上記で強調したサプライチェーンの課題により、企業は棚卸資産を正味実現可能価額に評価減することが要求されるかどうかを評価することが要求される可能性がある。さらに、関税の変更は、IAS第36号「資産の減損」を適用する減損テストが要求されることを示している可能性がある。
- 不利な契約の引当金。例えば、棚卸資産価格の増加を顧客に転嫁できない場合
- 金融資産の減損。企業は、新たな不確実性の源泉を組み込む、又は考慮するシナリオに異なるウェイト付けを帰属させるために、モデルに変更が要求されるかどうかを検討する必要がある場合がある。
- 法人所得税、特に繰延税金資産の回収可能性、及び期中財務報告における見積年次実効税率
- 収益認識
- 継続企業

<sup>1</sup> 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。

(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2025/closing-out>)

これらの各領域、及びその事実と状況に基づいて企業に関連性がある可能性のあるその他の領域については、このニュースレターで取り上げられている。さらに、急速に変化する環境では、企業は、報告期間の末日の後、財務諸表の承認日より前に利用可能になった情報を慎重に評価しなければならない（**後発事象**を参照）。

さらに、企業は、関税の直接的な影響を受ける企業に経済的支援を提供するために導入される可能性のある政府のスキームをモニターし、関連する会計上の影響を考慮しなければならない。

## 全般的なインフレと金利上昇

一部の経済では現在、インフレ率及び金利は安定又は低下し始めていたものの、最近の地政学的な環境の変化は、インフレの新たな上昇に寄与する可能性がある。その結果、企業が関連するリスクに晒され続けているため、以下の検討事項が引き続き適用される可能性がある。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号は、資産が減損している可能性を示す兆候として、市場金利の上昇を識別している。これは常に当てはまるとは限らない。例えば、市場金利の上昇が問題となっている資産の割引率に影響を及ぼさない場合（例えば、短期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を及ぼさない場合）、又は企業が顧客に請求する価格を通じて、より高い金利を回収することを見込んでいる場合、又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳簿価額を上回るヘッドルームについて懸念が生じることがない場合である。しかし、減損損失の可能性は見逃してはならず、金利の全般的な上昇は、完全な減損レビューが要求されるかどうかを適切に検討することにつながるはずである。

インフレは、廃棄義務のような長期引当金の測定に影響を与える可能性がある。企業は、引当金の測定に使用するインプットが、インフレの影響を組み込む際に整合したアプローチに従うことを確保しなければならない。インフレの影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レートで割り引くべきであり、インフレの影響を除いた実質キャッシュ・フローは実質レートで割り引かなければならない。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が手頃な価格でなくなる可能性がある（生産コストの増加又は顧客の購買力の低下のいずれかのため）。正味実現可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益を得て販売できない棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契約の引当金の認識が要求される場合がある。インフレ、特に昇給率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会計処理される確定給付債務の測定に織り込まれる重要な数理計算上の仮定でもある。インフレが見積りの不確実性の主要な発生要因である場合、企業は、感応度分析のような、IAS第1号「財務諸表の表示」125項から133項で要求される情報を開示する必要性を検討しなければならない。

金利とインフレの両方が、IFRS第16号「リース」に基づくリース負債及び使用权資産の測定に影響を与える可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するため、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可能性があり、その結果、次のようになる。

- 借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増加する可能性があるとする場合、IFRS第9号「金融商品」に基づいて認識されることとなる予想信用損失が増加する。金融機関が使用する予想信用損失モデルの変更、又はそれらのモデルを補完するための「マネジメント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解できるようにするための開示を伴わなければならない。
- 金融機関以外の企業において、顧客が未払額の支払いに苦闘し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損失はより重大（significant）になる。

## エネルギー価格の変動及び電力購入契約の利用

エネルギー価格の変動及び気候変動の影響を低減するための対策を講じる法域を背景に、企業は電力購入契約（PPA）のような再生可能エネルギーの長期契約を締結することが増えている。

フィジカルPPAは、再生可能エネルギー発電施設（風力発電所や太陽光発電所など）で発電された一定量の電力を、一定期間にわたって固定価格で購入することに合意する契約である。通常、再生可能エネルギー発電施設の所有者又は運営者である売手は、買手の敷地又は買手に代わって送電網に電力を供給することに合意する。通常、買手は再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー・クレジット（REC）も受け取る。再生可能エネルギー源から発電される電力の時期／量は予測可能でない可能性があり、PPAで契約した電力の一部が買手が必要としない時期に生産された場合、買手は売却することが要求される。

PPAがIFRS第16号に基づく発電設備のリースであるかどうか、そうでない場合、契約がIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうか（その場合、PPAはIFRS第9号に基づくデリバティブではなく未履行契約として会計処理される）の評価を含む、フィジカルPPAの適切な会計処理の評価は複雑になる可能性がある。PPAをどのように会計処理するかの評価では、例えば、買手が売却する電力の頻度又は量が自己使用の要求事項を満たさないかどうかを判断する際に、経営者が重大な判断を下すことが要求される場合がある。したがって、買手は、企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する、IAS第1号122項の開示要求を検討しなければならない。さらに買手は、PPAの主要な条件（例えば、価格、期間及び契約電力量）と、契約を締結する企業の目的を開示することを検討しなければならない。

また企業は、発電量ごとの契約の固定価格と定期的な決済日における電力のスポット市場価格との差額を反映した金額で、定期的に現金で純額決済するバーチャル電力購入契約（VPPA）を締結する場合もある。通常のVPPAでは、フィジカルPPAと同様に、買手は特定の数のRECを受領する。

フィジカルPPAと同様に、VPPAがIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうかの評価が要求される。しかし、VPPAでは、契約に基づいて引き渡されるのはRECのみであり、その結果、「自己使用」の評価はRECのみに関連する。電力価格にリンクする変動価格要素は、密接に関連していない組込デリバティブを表す。RECの購入が「自己使用」の要求事項を満たし、未履行契約として会計処理される場合、密接に関連していない組込デリバティブは、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で別個に会計処理される。理論的には、密接に関連していない組込デリバティブをスポット・レートによる可能性の非常に高い電力の購入のヘッジ手段として利用するヘッジ関係を確立できるかもしれないが、実務上、契約の量（想定元本）の変動性により、達成される可能性は低い。

2024年12月、IASBは、再生可能電力を購入し引渡しを受ける一定の契約に適用されるIFRS第9号における自己使用及びヘッジ会計の要求事項を修正する「自然依存電力を参照する契約」を公表した。  
— [主な新たな会計上の要求事項](#)を参照。

## 不確実性と財務報告

### 不確実性のある時代における開示

不確実のある時代に報告する際、財務諸表の利用者に、不確実性が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解できるようにする、関連性がある企業固有の情報提供することが特に重要である。これには、企業が不確実性の影響にどのように対処したか、また財務情報を作成する際に行われた主要な仮定及び判断に不確実性をどのように組み込んだかについての適切な洞察が含まれる（以下を参照）。

この情報を開示する際に、企業は、例えば「地政学的な不確実性」への一般的な言及を避け、代わりに、それらに影響を与える実際の進展及び事象、判断及び仮定について具体的に説明しなければならない。また、企業は、見積り及び測定に使用されるリスク及び仮定、及び年次報告書の他の場所に含まれる情報に一貫性を確保する必要がある。

さらに、IFRS会計基準の具体的な開示要求を準拠することに加えて、IAS第1号31項により要求されるように、財務諸表の利用者が、特定の取引、その他の事象及び条件が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解できるようにする必要がある場合、企業は追加の開示

を提供すべきかどうかを検討しなければならない。これには、関連性があるすべての事実と状況の判断及び考慮が要求される。

財務諸表の公表が承認される前に実施される「一歩下がった（stand back）」の評価により、財務諸表に開示された情報をより広い視点から総合的に検討することが可能になる。

### 重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示

企業の特定の状況に応じて、本ニュースレターで解説している領域の多くは、IAS第1号122項から133項によって開示が要求される可能性がある、項目又は取引の特性、又はその測定に関する見積りの不確実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能性がある。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含む、主要な仮定について提供する開示は、報告日における状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれらの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場合、財務上の影響の見積りを含む、当該変化に関する情報を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクがある（したがってIAS第1号125項に基づく開示が要求される）見積りと、より長い期間にわたって資産及び負債に影響を及ぼす可能性のある（したがって、当該項の範囲に含まれないが、別個に開示することが有用である可能性がある）見積りとを区別することも重要である。企業は、不確実性が翌事業年度中に解消されない場合であっても、当該期間内に仮定を修正することは、資産の帳簿価額への重要性がある修正についての重大なリスクを生じさせる可能性があることに留意すべきである。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化する。
- 利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断を理解できるようにするために、仮定及び／又は不確実性の説明に十分な粒度を提供する。（これは、提供される情報が企業固有であることを要求する。）
- 他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見積りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- 重大な見積り（本ニュースレターで解説されている経済的要因により、前報告期間よりも広範になる可能性がある）について、意味のある感応度及び／又は合理的に考え得る結果の範囲を提供する。これらは、特定のIFRS会計基準で要求されるものに限定するべきではない。
- 投資家はその影響を完全に理解するためにこの情報を必要とする場合、重大な見積りの基礎となる仮定を定量化する。

- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の変更を説明する。

最後に、重要性がある会計方針の開示は、企業固有のもの、すなわち、企業が適用する会計方針及び評価方法を含めなければならない。

## 継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行不可能になったり、必要な資金調達へのアクセスが制限されたりする可能性がある。このような状況では、報告日から少なくとも12か月間継続企業として存続できないかどうかを評価する必要がある。(一部の法域では、現地の規制によりこの期間が延長される場合がある)。この評価を行うにあたり、経営者は財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮に入れる必要がある。

企業が「継続企業」であるかどうかを評価するには、通常、次の要因を考慮することが要求される。

- 予測される業績が、企業の利用可能な借入枠に対して適切なレベルのヘッドルーム及び関連性があるローンの特約条項の遵守につながるかどうか。
- 予測可能な将来に対して十分なコミットされた借入枠の利用可能性、及び貸手がこの資金を提供できないという兆候があるかどうか。

経営者は、新たな世界貿易の圧力及び他のマクロ経済の不確実性が企業の特定の状況、特に既存及び新規の資金調達ファシリティへのアクセスを含む現在及び潜在的なキャッシュのリソース、ファクタリング及びリバース・ファクタリング契約に与える影響を考慮しなければならない。そのようなファシリティ及び契約へのアクセス及び使用は開示しなければならない。

経営者が、企業が継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような重要性がある不確実性を発見した場合には、IAS第1号25項は、企業が財務諸表においてそれらの重要性がある不確実性を開示することを要求している。開示は例えば、不確実性がいつどのように具体化するか、及びそれが企業の資源、営業、流動性、及び支払能力に与える影響を説明するなど、企業自身の状況に固有のものでなければならない。企業が継続企業であるかどうかを判断する際に使用する仮定は、財務諸表の他の領域で使用される情報(例えば、流動性リスク管理の開示、非金融資産の減損、繰延税金資産の認識)と整合していなければならない。現在の不確実性を考慮すると、企業は、とりわけ、現在及び予想される収益性に関連する幅広い要因を考慮する必要がある。

ある企業が、計画した軽減策の実行可能性及び有効性を含むすべての関連性がある情報を考慮した上で、IAS第1号25項に基づく開示が要求される継続企業としての存続能力について実質的な疑義を生じさせる重要性があ

る不確実性がないと結論づける場合がある。しかし、現在の環境では、その結論に達するには、考慮すべき結果の範囲及びそれらの結果に割り当てられた確率について重大な判断が必要になる場合がある。さらに、起こり得る結果の範囲及びそれが企業の将来の営業に与える影響は広範囲にわたる可能性があり、起こりうる結果を多かれ少なかれ加重すると、重要性がある不確実性の存在に関する企業の結論に違いが生じる可能性がある。

2014年7月のIFRICアップデートで示されたように、企業が継続企業として存続する能力について重要性がある不確実性がないと結論付けたが、この結論に達するのに重大な判断を要する場合、重大な判断の開示が要求される。このような開示は、財務諸表の利用者に、流動性、実行可能性及び支払能力に対する圧力を理解するための十分な情報を提供するために重要である。

IASBは、2021年に継続企業の評価及び関連する開示要求に関する教育的資料を公表し、2025年に更新した。このガイダンスは、デロイトのiGAAP in Focus財務報告「IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS会計基準の要求事項に関する教育的資料を更新」<sup>2</sup>に要約されている。

## 非金融資産の減損

### IAS第36号の要求事項の対象である資産

IAS第36号の要求事項の対象となる資産の範囲は、広範囲にわたる。これには、有形固定資産(取得原価又は再評価額で計上)、無形資産(取得原価又は再評価額で計上)、のれん、使用権資産(取得原価で計上した場合)、投資不動産(取得原価で計上した場合)、生物資産(取得原価で計上した場合)、及び持分法を使用して計上された関連会社及び共同支配企業に対する投資が含まれる。企業の個別の財務諸表では、(IFRS第9号に従って会計処理されたものを除く)子会社、関連会社、及び共同支配企業に対する投資もIAS第36号の要求事項の対象となる。

特定の資産(のれんを含む)について年次の減損テストを実施する要求事項に加え、IAS第36号は、各報告期間の末日(期中報告日を含む)に、(IAS第36号の適用範囲に含まれる)資産が減損する可能性があることを示す兆候があるかどうかを評価することを、企業に要求している。本基準は、資産が減損している可能性があるかどうかを評価する際に、企業が考慮する必要がある内部及び外部の兆候を定めている。これらの兆候は、網羅的なリストを意図したものではない。企業は、現在のマクロ経済環境や地政学的な環境が自社の事業に与える影響など、自社の事実と状況を考慮し、報告日に減損テストを実施すべきかどうかを評価する必要がある。新しい関

2 本誌2025年11月号iGAAP in Focus財務報告「IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS会計基準の要求事項に関する教育的資料を更新」を参照いただきたい。

税又は関税の引上げ、及びそれらが販売、供給コスト及び事業の再編などの項目に与える影響は、資産が減損している可能性があるという兆候を引き起こす可能性がある。それで減損損失が認識された場合、それにつながった事実と状況は開示しなければならない。

企業は、非金融資産の回収可能価額を見積る際に、割引キャッシュ・フローにしばしば依存する。キャッシュ・フローの予測、成長率及び割引率を慎重に検討することは、減損の計算の裏付可能性及び合理性の観点から重要である。

予測キャッシュ・フローは、報告日時点で存在していた条件について合理的に知り得たことに基づくべきである（重要なのは、使用価値の計算の場合、報告日に企業がまだコミットしていなかったリスクチャリングの影響を除外することである）。したがって、企業は、報告日における新しい関税又は既存の関税の変更（例：税率の増減、適用の延期）によって、主要なインプット（例えば、販売価格及び数量、売上総利益率）が直接的及び間接的にどのように影響を受けるかを合理的に見込み得るかを検討しなければならない。報告日に制定されている関税に加えて、報告日におけるキャッシュ・フローの予想される変動が合理的で裏付け可能な仮定に基づいている場合、報告日にまだ制定されていない関税を企業が反映することも適切である可能性がある。報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**を参照いただきたい。

起こり得る結果の範囲によっては、以下で詳しく解説するように、将来のキャッシュ・フロー及び回収可能価額の経営者の最善の見積りを達成するために、複数のシナリオ及び確率加重の期待アプローチを使用することが適切な可能性がある。減損分析において将来のキャッシュ・フローに関する不確実性を織り込むことには、重大な判断が要求される。関連性がある場合、企業は、関税の予想される直接的及び間接的な影響が減損分析にどのように反映されているかについて、明確な開示を提供しなければならない。

使用する割引率は、市場参加者が同様のリスクの投資に期待するレート of 推定値である。このような不確実性のある時代には、経営者は、資産（又は資金生成単位（CGU））の回収可能価額を見積るために必要な予算及び予測を作成する際に重大な課題に直面する可能性がある。経営者は、予想キャッシュ・フロー・アプローチを使用することが、回収可能価額の見積りにおける不確実性の複数の側面を反映する最も効果的な手段であると判断する場合がある。このアプローチは、単一の期待される結果ではなく、可能性のあるキャッシュ・フローに関するすべての期待を反映している。期待キャッシュ・フローのアプローチは、将来キャッシュ・フローの推定値に確率を割り当てることに大きく依存するが、それで

も、インプットに関するそのような判断は、より恣意的であり、調整の量を裏付ける証拠となる根拠がない割引率に「不確実性」のリスク・プレミアムを追加するよりも、より透明性が高く、基礎となる商業的期待により容易に結びつく可能性がある。企業は、二重計上又は省略を避けるために、キャッシュ・フローの見積り及び適切な割引率の選択に整合した仮定が使用されていることを確認しなければならない。割引率及びキャッシュ・フローに使用される仮定は、特定の計算の中で内部的に整合し、また異なる目的で実行される計算間でも整合していなければならない。

のれん又は耐用年数が確定できない無形資産がCGUに含まれる場合、IAS第36号は、CGUの回収可能額を測定するために使用した主要な仮定に関する情報の開示を要求しており、これには、各主要な仮定に割り当てた値を算定するために使用するアプローチ、及びそれらが過去の経験又は外部情報源を反映しているか（又は異なるか）が含まれる。さらに、新たな進展又は不確実性は、主要な仮定についての合理的に考え得る変更により、CGUの帳簿価額が回収可能額を上回ることとなり、IAS第36号134項(f)に基づく開示が必要になる可能性があるかどうかの評価に影響を与える可能性がある。

上記に加えて、減損テストの実施に用いる主要な仮定は、重大な見積りの不確実性の発生要因となる可能性が高く、したがって、IAS第36号が要求する情報は、IAS第1号125項から133項が要求する情報（のれんの減損テストに関して要求されるもの以外の感応度分析のように）によって補足する必要があるかもしれない。

デロイトのA Closer Look「IAS第36号非金融資産の減損-リマインダーとホット・トピック」<sup>3</sup>は、IAS第36号の適用に関する一般的な質問に回答し、潜在的な落とし穴に対処し、本基準の特定の主要な要求事項をリマインドしている。

#### 棚卸資産の評価

関税のような輸入税は、関連する棚卸資産の原価に反映しなければならない。

IAS第2号「棚卸資産」を適用して、棚卸資産は、その原価と正味実現可能価額（NRV）のいずれか低い方の金額で測定される。NRVは、「通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額」と定義される企業固有の測定値である。不確実性のある経済環境では、NRVの計算はより難しくなり、より詳細な方法又は仮定が要求される可能性がある。新しい関税又は関税の引上げの結果として、棚卸資産項目のNRVは、仕掛品の作業を完了するための原価の見積額の増加、又は顧客への価格を引き上げることができないことを含め、多くの理由でその原価を下回る可能性がある。IAS第2号は、棚卸資産の評価減、又は以前の評価減の戻入れの開

3 デロイト トーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/perspectives/audit-assurance/2023/jp-ifs-igaapinfocus-20230503.pdf)

示も要求している。

さらに、サプライチェーンの混乱が正常生産能力で生産設備を運転する能力に影響を与える場合、製造業の企業は、固定製造間接費の吸収のための実務を再評価しなければならない可能性がある。IAS第2号は、変動製造間接費は、生産設備の実際使用量に基づいて各生産単位に配賦することを要求している。また、生産設備の正常生産能力に基づいて、各生産単位に固定製造間接費を配賦することを要求しており、生産水準が異常に低い又は遊休設備のために配賦しなかった固定製造間接費は、発生したときに費用として認識される。

## 金融リスクの開示

### 金利、為替及びインフレ・リスク

前述のように、現在の世界貿易の状況は、インフレ、外国為替レートの変動及び借入金利の上昇のような、マクロ経済の不確実性の一因となっている。

関連性がある場合、企業は、マクロ経済環境の変化が金融リスク・エクスポージャーにどのように影響するか(特定のローン・コミットメントのような、財政状態計算書で認識されていない一部の金融商品から生じるエクスポージャーを含む)、及びこれらのリスクをどのように管理するかを説明することが期待されている。

例えば、変動金利の金融負債により金利リスクに晒されている企業は、合理的に可能性のある金利の変動によって純損益及び資本にどのような影響があるかを示す感応度分析を提供する必要がある。企業は、適切な場合には、合理的に可能性のある金利の変動の範囲が、最近の金利の変動を反映していることを確保しなければならない。異なるクラスの金融商品に対して別個の感応度分析を提供することが適切な場合がある。

IFRS第7号40項(c)で要求されているように、企業が感応度分析の作成に使用する手法及び/又は仮定を変更する場合(例えば、マクロ経済環境の変化に対応して)、当該変更は変更の理由とともに開示される必要がある。

同様に、ボラティリティの高い市場は、リスクの集中度を高める可能性がある。例えば、その借手が借換リスクに晒されている金融機関の場合である(特に、一部の法域の商業用不動産のようなセクター)。企業は、リスク・エクスポージャーの増加に関して追加情報を開示しなければならないかどうかを検討しなければならない。

### 流動性リスク

企業の流動性リスクを財務諸表の利用者が理解することに役立つように、IFRS第7号は、金融負債の契約上の満期を表形式で開示することを要求しており、重要なことに、流動性リスクをどのように管理しているかの説明を要求している。IFRS第7号B11D項は、満期分析に割引前の契約キャッシュ・フローを反映させ、元本と利息の両方の支払いを含めることを要求している。

企業がサプライヤーに支払うはずだった時期よりも遅い時期に金融機関に支払うオプションを通じて流動性リスクを管理する、サプライヤー・ファイナンス契約に

よって提供される延長したファイナンスの条件に依存する企業は、当該契約の影響が適切に開示されていることを確認しなければならない。IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」44F項は、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債及びキャッシュ・フローに及ぼす影響、並びに流動性リスクへのエクスポージャーを、財務諸表の利用者が評価できるようにする情報の開示を要求している。(例えば、契約条件、財務諸表への影響。)実際、金融機関が当該契約を撤回した場合、特に企業がすでに財政難に陥っている場合、企業の負債を決済する能力に悪影響を与える可能性がある。同様の考慮事項は、売掛金を上回るファクタリング契約への依存に関しても関連性がある場合がある。

激動の市場環境では、価格の急速かつ大幅な変動により、マージン・コールが発動される可能性が高くなる。関連性がある場合、企業は流動性リスク管理の一環として、当該リスクの影響を説明しなければならない。

また、インフレ率と金利の上昇は、融資契約に含まれる特約条項(covenants)を遵守する企業の能力に影響を与える可能性がある。この場合、企業は、非流動に分類されている負債が報告期間後12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示するIAS第1号76ZA項の要求事項を検討しなければならない。

## 公正価値測定及び開示

現在のマクロ経済状況では、公正価値は不確実性のレベルが高まる可能性があり、また、報告日における公正価値の決定には注意が要求される。

IAS第10号「後発事象」では、修正を要しない後発事象の例として、報告日から財務諸表承認日までの投資の公正価値の下落を挙げている。このような下落は、通常、報告日における投資の状況を反映するのではなく、報告期間後に発生した状況に起因する。そのため、企業は報告日時点において財務諸表で認識されている(又は開示されている)金額を調整しないが、この日以後の公正価値の変動について追加の開示が要求される場合がある。市場価格が容易に確認できる相場のある投資の場合、報告日での公正価値とその価値のその後の変動を区別するのは簡単である。しかし、相場のない投資についてはそうではない可能性があり、公正価値の測定及び開示は、報告日時点のマクロ経済状況(不確実性を含む)、及び市場参加者が当該投資の価格付けに使用するであろう要因を反映することが重要である。さらに、企業は、以前に使用した方法又は仮定を変更することが要求される場合がある。

例えば、これまで比較可能な取引に基づいて投資不動産の公正価値を決定していた企業は、不動産市場の活動が低下しているため、関連性のあるデータが限定されていることに気付く可能性がある。その結果、企業は、比較可能な取引アプローチを使用して見積もった公正価値が、その状況における価値の合理的な範囲内にあること

を確認するために、追加の評価方法を適用する必要がある場合がある。使用した評価技法及び仮定について、明確で企業固有の情報を提供しなければならない。また、企業は、(評価技法の変更及び公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替のような) 評価測定の重大な変更、及び当該変更の理由を説明する、IFRS第13号「公正価値測定」91項の要求事項を考慮する必要がある。さらに、企業は、還元利回り (capitalisation rate) 及び/又は収益率 (rate of return) のようなすべての主要なインプットの開示に注意し、開示がIFRS第13号の開示目的に準拠していることを確認する必要がある。

IFRS第13号の開示要求は、開示目的のみ実施される公正価値測定にまで拡大することを覚えておくことに価値がある。例えば、IFRS第7号「金融商品：開示」25項は、償却原価で測定された金融資産及び金融負債の公正価値を開示することを企業に要求している(帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合を除く)。IFRS第13号で要求される開示には、公正価値ヒエラルキーのレベル、公正価値ヒエラルキーのレベル2及び3に含まれる金融商品の公正価値測定の評価技法及びインプットの説明が含まれる。上記のように、公正価値測定技法の重大な変更及びその理由を説明しなければならない。さらに、金利が上昇する環境下では、金融商品(特に固定金利の債券)の帳簿価額が公正価値に近似しているという結論は、もはや適切ではない可能性がある。

最後に、IFRS第13号93項は、企業が定期的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債のレベル3公正価値測定に関して、追加情報を提供することを要求している。この情報には、観測可能でないインプットの1つ以上を合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合の定量的情報、当該変更の影響、及び当該変更の影響をどのように計算したかが含まれる。不確実性の状況では、合理的に考え得る代替的な仮定の範囲は広がる可能性がある。感応度の開示は、企業の財務諸表の利用者に意味のある情報を提供するために、十分に詳細でなければならない。

## IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

関税は財を輸入する購入者に課せられるコストであるが、IFRS第15号の適用にあたり、企業(売手)が顧客との契約をどのように会計処理するかについて多くの経路で影響を与える可能性がある。

関税の直接的及び間接的な影響の結果として、企業は、一定の期間にわたり充足される履行義務を履行する際に、より高いコストを負担することが見込まれる場合がある。企業が現在までに生じたコストを、履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定するためのインプット法として使用している場合、状況の変化に応じて進捗度の測定値を更新しなければならない。報告日時点で完成までのコストを見積る際には、企業は関税の予想される影響(例えば、予想される新しい関税、既存の関税の引上げ又は引下げ、又はそれらの一時的な停止。報告日

後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**を参照いただきたい。)を考慮に入れなければならない。完成までの見積りコストが増加することにより、完成率及び認識した収益の累積額の両方が減少する可能性があり、これは見積りの変更として会計処理し、重要性がある場合、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の39項を適用して開示する。

顧客との契約の中には、コストの増加(例えば、関税の引上げの結果として)が顧客への価格設定に自動的に反映する価格調整条項が含まれている場合がある。このような価格調整条項は、IFRS第15号に記載されているように、変動対価として会計処理される。しかし、契約にコストの変動に対応するメカニズムが含まれていない場合、顧客が支払うべき価格の潜在的な上昇の影響は、契約が変更されるまで取引価格に反映されず、契約が変更された時点でその影響を契約変更として会計処理しなければならない。

売上税とは異なり、価格調整を通じて顧客に転嫁される仕入先に課せられる関税(既存の契約条件又はその再交渉の結果にかかわらず)は、第三者のために回収する金額を構成しないため、そのような調整は(事実と状況に基づき、変動対価又は契約変更のいずれかとして)取引価格に反映しなければならない。

現在のマクロ経済の不確実性は、契約に基づいて支払うべき金額を支払う顧客の能力に影響を与える可能性がある。その結果、予想信用損失が影響を受ける可能性があり、企業は、顧客が支払いができない可能性が、顧客との契約が収益を認識するためのIFRS第15号の条件を満たしているという結論に影響を与える可能性があるかどうかを検討する必要があるかもしれない。このようなシナリオでは、状況に適切な変化が生じるまで、さらなる収益認識が妨げられる場合がある。また、企業は、契約の再交渉、譲歩の付与(例えば、輸入者である顧客と関税の負担を分担する)、又は契約の取消しを行う場合があり、これにより、企業は契約変更又は価格譲歩に関するIFRS第15号の要求事項を検討することが要求される。

該当する場合、企業は、顧客との契約から生じる収益の会計処理(例えば、契約変更の会計処理を評価する際)において行われた重大な判断及びこれらの判断の変更、重大な見積り(例えば、変動対価に関連して)を開示し、これらの財務諸表への影響を説明しなければならない。さらに、企業は、地政学的又はその他の不確実性により、収益の分解に関する開示を変更することが要求されるかどうかを検討する必要がある可能性がある。

最後に、契約に損失が予想される場合、企業は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って、不利な契約の引当金を認識すべきかどうかを評価する必要がある。

## 不利な契約の引当金

世界貿易の変化により、契約による義務を履行するための不可避的なコストが、受け取ると見込まれる便益を上回り、その結果不利な契約となる可能性がある。IAS第37号は、不利な契約に関する引当金の認識を要求している。

報告日に締結されている契約で、不利な契約の引当金が必要となる可能性のあるものの例には、以下のようなものが含まれる。

- 関税の対象となる輸入品の購入契約
- 仕入先が負担するコストが増加した場合の自動価格調整を含む購入契約
- 収益契約（例えば、契約を履行するために必要なコストが関税の対象となる場合）

不利な契約に対して認識される引当金は、契約から解放されるための最小の正味コスト、すなわち、以下のうちいずれか低い方を反映しなければならない。

- 契約履行のコスト
- 契約不履行により発生する補償又は違約金

契約から解放されるための最小の正味コストを決定する際に、企業は、特定の特別な状況で違約金が生じることなく契約を終了することを認める契約条件（「不可抗力条項」）に注意を払わなければならない。輸入者が負担する関税が変更されたときに制定できるような不可抗力条項が契約に含まれている場合、企業はさらなる義務を回避できるため、契約は不利ではない可能性がある。

IAS第37号は、「その法律がほぼ確実に制定されるといふ十分な客観的証拠が存在する場合には、新しい法律の可能性の影響を既存の義務の測定の際に考慮に入れる。」ことを要求している。本基準は、「多くの場合、十分に客観的な証拠は、新しい法律が制定されるまでは存在しない。」ことに留意している。したがって、企業は通常、報告日に制定されている関税に基づいて、契約が不利であるかどうかを評価し、契約が不利である場合には、不利な契約の引当金を測定しなければならない。不利な契約の引当金の評価及び測定に使用する他のインプットが見込まれる金額（例えば、契約に基づき「受け取ると見込まれる便益」が、販売価格又は量の見込まれる変更をどの程度反映しているか）をどの程度反映すべきかを評価するには、判断が要求される。

## リストラクチャリング引当金

経済の不確実性に直面している企業は、さまざまな形態のリストラクチャリング（事業の売却、事業の閉鎖又は移転など）に関与することがあるかもしれない。IAS第37号は、厳格な規程を満たす場合、かつその場合のみ、リストラクチャリングのコストの引当金を要求している。

## 金融商品

### 予想信用損失

IFRS第9号を適用して、予想信用損失（ECL）は、営

業債権、負債性金融商品、リース債権、契約資産、引受ローン・コミットメント及び金融保証から生じるキャッシュ不足の現在の確率加重計算を反映している。ECLの見積りでは、現在の経済環境が借手の返済能力に与える影響、特にインフレ、金利上昇、新しい関税又は関税の引上げ、企業の収益性の低下及び家計所得の減少から生じる影響を考慮しなければならない。信用スプレッドの全般的な拡大は、エクスポージャーが12か月ECLから全期間ECLに移行する可能性を高めることにつながる。これは、現在の不確実性のあるマクロ経済環境及び地政学的環境が、エクスポージャーが最初に認識された時点の信用リスクと比較して、信用リスクの著しい増大を招いた可能性があるという事実を反映している。これは、特定のセクター及び地域へのエクスポージャーが、インフレ率及び金利及び外国為替レートが他のセクターに比べて不均衡な負担を強いられることを反映して、より集中する可能性がある。

報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**も参照いただきたい。

### ヘッジ会計

取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ対象として指定されている場合、企業は、その取引が「可能性の非常に高い予定取引」であるかどうか、そうでない場合は、いまだ発生することが見込まれるかどうかを検討する必要がある。そのため、現在の経済環境は、ヘッジ会計を適用する企業の能力に影響を与える場合がある。例えば、金利上昇の結果として発生することがもはや見込まれない将来の債務の発行をヘッジするために金利スワップを使用する場合がある。

企業が、予定取引の可能性がもはや非常に高くはないが、発生がまだ見込まれると判定する場合、企業は、将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない。その他の包括利益にこれまで認識された利得又は損失は、予定取引が発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に留保される。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、企業は、ヘッジ手段に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ準備金で認識された利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

さらに、信用リスクの増大により、ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的関係から生じる価値変動に信用リスクの影響が著しく優越する場合、ヘッジ関係が、ヘッジ有効性の評価を満たさなくなる可能性がある。そのため、企業は、例えば、現在の環境を理由に相手方のデフォルト・リスクが高まることから、ヘッジ会計の中止につながるかどうかを評価する必要がある。

関連性がある場合、企業は、報告期間中及び報告期間の末日のヘッジ関係の有効性に関する詳細な開示、及び中止したヘッジ関係に関する情報を提供することを検討する必要がある。

## 財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なリスクと不確実性の説明とともに、企業の事業の業績及び財政状態の進展、バランスのとれた包括的な分析を提供する際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう企業に求めてきた。

財務諸表の情報と年次報告書の他の場所で提供される情報との間のつながり（connectivity）を達成することで、企業は財務業績及び財政状態の包括的かつ統合された見通しを提供することができる。気候関連事項の文脈では、つながりは、財務諸表の利用者が気候変動から生じる企業のリスクと機会をよりよく理解するのに役立つ。また、企業がグリーンウォッシングと認識されるリスクを低減することにも役立つ。

欧州証券市場監督局（ESMA）は2023年10月に「The Heat is On: Disclosures of Climate-Related Matters in the Financial Statements」<sup>4</sup>と題するレポートを公表した。このレポートでは、年次財務報告書の中でつながりを識別するために使用される4つのハイレベルの原則を解説している。

1. 一貫性（Consistency and coherence）：仮定が、年次財務報告書の異なる構成要素の中で、また構成要素間で一貫しているように見えるか？
2. 補完性：年次財務報告書の非財務セクションに含まれる情報と財務諸表の間に補完性があるか？
3. 相互参照：年次財務報告書の異なる構成要素内及び構成要素間のリンクはあるか？
4. 繰返しの回避：情報は具体的で財務諸表の理解に有用であるか、それとも単に年次財務報告書の非財務セクションの内容を繰り返すだけであるか？

また、ESMAのレポートは、企業が財務諸表における気候関連事項に関して、より関連性があり透明性の高い情報をどのように提供するかについて、執行機関の見解を示している。特に、本レポートでは、ESMAの一般的な執行優先事項と一貫する気候関連開示の例を提供している。本レポートは欧州の発行企業を対象としているが、取り扱っているテーマは他の法域の企業にも関心を寄せている。

2025年11月、IASBは、「財務諸表における不確

実性に関する開示」を公表し、企業が財務諸表における不確実性の影響を報告するために、IFRS会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する、6つの設例をIFRS会計基準に追加した。これらの設例は主に気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則及び要求事項は他のタイプの不確実性にも同様に適用される。

特に、これらの設例は、気候又は他のリスクから生じる財務諸表への重要性がある影響がないこと自体が（IFRS会計基準で具体的に要求されている範囲を超えて）開示及び説明が要求される可能性があることを強調している。特に、年次報告書の他の箇所に記載されている記述又は広範な業界の要因が、合理的な利用者に他の情報と財務諸表との間の重要性がある不整合に気づく結果となる可能性がある場合である。

しかし、財務諸表に付随する資料に将来の計画に関する情報が含まれていることは、必ずしも財務諸表に追加すべき重要性がある情報であることを意味するものではない。これらのシナリオに示された原則を適用するためには、とりわけ、潜在的なリスクの重要性について慎重に判断する必要がある。

デロイトのiGAAP in Focus「IASBは、財務諸表における気候関連シナリオを用いた不確実性の開示についての設例を公表」<sup>5</sup>では、これらの設例をさらに解説している。

### 情報の一貫性

企業は、年次報告書の他の箇所で気候関連事項に重点が置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び見積りに気候関連事項がどのように反映されているかを一貫しているかどうかを検討しなければならない。財務報告の目的で使用される予測は、報告日における企業の戦略計画及び計画された行動を反映し、報告日における最良の見積りに基づかなければならない（例えば、短期又は中期の行動が、年次報告書に反映されている記載された長期的な脱炭素化コミットメントを達成するために必要な場合）。特に、温室効果ガスの排出削減及び脱炭素化計画のような、気候関連コミットメント及び目標に焦点を当てなければならない。関連性がある場合、企業は財務諸表において、計画された投資及び移行計画の時期及び財務上の影響を開示しなければならない。企業の気候関連計画の議論に短期的なコミットメントと長期的な計画及び願望の両方が含まれる場合、これらを互いに区別し、どの確定コミットメントを企業の予算及び会計上の仮定に組み込むかを明確にすることが重要である。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS会計基準が当

4 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい([https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041\\_Report\\_-\\_Disclosures\\_of\\_Climate\\_Related\\_Matters\\_in\\_the\\_Financial\\_Statements.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041_Report_-_Disclosures_of_Climate_Related_Matters_in_the_Financial_Statements.pdf))。

5 本誌2026年2月号iGAAP in Focus「IASBは、財務諸表における気候関連シナリオを用いた不確実性の開示についての設例を公表」を参照いただきたい。

該事項に明示的に言及していなくても、財務諸表の作成において考慮されることが期待される。投資家又は規制当局は<sup>6</sup>、気候関連事項が、財務諸表にどのように影響するか、どの程度影響するか（又は影響しないか）についての説明なしに、（例えば、減損テストで）検討されたことを記述する定型的な開示（boilerplate disclosures）に満足すると仮定することはできない。例えば、投資家は、財務報告に使用される企業の予測がパリ協定の目標と一致しているかどうかを理解することを望んでいる。<sup>7</sup>異なる気候変動の軌道の下で可能性のあるシナリオ及び可能な結果の範囲は複数ある。企業は、使用する仮定を明確にし、感応度分析をより有効に使用することが重要である。

該当する場合、企業は、（感応度分析を含む）減損テスト又は認識された引当金において使用した仮定と、気候関連のコミットメント、計画及び／又は戦略との間のずれを説明しなければならない。例えば、このようなずれは、企業の気候関連コミットメントが、IAS第37号を適用して推定的義務を生じさせず、関連する引当金が認識されていない場合に生じる可能性がある。

#### 非金融資産の減損

気候関連リスク（物理的リスク又は移行リスク）に対するエクスポージャーは、減損の兆候である可能性がある又は資産又は資産グループの回収可能価額を算定する際に使用する見積キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。気候関連リスクが予測キャッシュ・フロー又は割引率に与える影響は、IAS第36号に基づく開示が要求される重要な仮定となる可能性があるが、その場合、主要な仮定及びその予測が企業の将来のキャッシュ・フローに与える影響についての説明を提供しなければならない。

例えば、減損テストの実施に用いるインプットが気候関連事項と関連し、重要な仮定として識別された場合、企業は、使用した定量化された仮定の開示（例えば、アウトプットの価格設定を通じて炭素コストを回収する企業の予想される能力、又は特定の資産の置換えの時期及び金額を含むカーボン・プライシング）、及びそのような定量化の基礎又は情報源（外部証拠に、より大きくウェイト付けしなければならないことに留意する）、関連性がある場合には、感応度分析を考慮しなければならない。

同様に、気候関連事項が、資産の回収可能価額の見積りに用いた事業計画の仮定、事業計画を超えて考慮した期間及び（割引率及び成長率のような）使用した財務上の仮定に影響を与える場合にも開示が要求される場合がある。

さらに、IAS第36号は、CGUの使用価値がCGUの資産から生じると見込まれる便益の現在のレベルを維持するために必要なキャッシュ・アウトフローを含めるが、資産の拡張に関連するキャッシュ・アウトフローは除外することを要求している。場合によっては、この2つを区別することは（例えば、脱炭素化計画の一環として）容易ではなく、開示すべき重要な仮定を表す場合がある。

#### 財務諸表の他の分野

また企業は、気候関連事項が財務諸表に与える影響を評価する際に、以下の特定のトピックを考慮する必要がある場合がある。

- 企業が、気候関連事項が事業及び／又は資産及び負債の測定に重要性がある財務上の影響を与えるとは見込まれないと結論付けた場合、規制当局は、特にエクスポージャーの高いセクターで事業を行っている場合、実施した評価、行った判断及びそのような結論に達するために使用した期間を開示することを期待している。当該開示は、企業の具体的な状況に合わせて調整しなければならない。
- 法的に要求される又は任意で炭素排出量を相殺することを決定した企業は、その結果としての財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響について、関連する財務諸表の表示科目を含む、適切な開示が行われることを確認しなければならない。これには、例えば、関連する財務諸表項目（例えば、温室効果ガス（GHG）排出枠又はカーボン・オフセットの資産及び／又は排出量引当金）の認識、測定及び表示に使用する会計方針、企業が参加するスキームの主要な条件と性質（スキームが強制か又は任意かを含む）、及び取得した、所有する、負っている、消費した又は売却した炭素排出枠又は再生可能エネルギー証書の数量が含まれる。

2024年10月、ESMAは、カーボン・プライシング・プログラムに関連する財務諸表の考慮事項に関する企業の意識を高めることを目的とした公表文書「Clearing the Smog：財務諸表における炭素排出枠」<sup>8</sup>を公表した。

本文書は、企業が参加した、又は参加する予定のカーボン・プライシング・プログラムの契約上の特徴、及び企業（そのインダストリー又はセクター）が従う可能性のあるその他の要求事項又は規制を慎重に分析するよう企業に促している。契約上の特徴及び商品が異なることにより、会計処理も異なる場合がある。検討すべき論点には以下が含まれる。

6 例えば、2023年3月にESMAによって公表された最近の報告「第27回EECSの施行データベースからの抜粋」（項目VII及びVIII）を参照。

7 デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポートに対する投資家の需要」が、より詳細に解説している。

8 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。（[https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-483087481-68\\_Statement\\_Clearing\\_the\\_smog\\_-\\_Accounting\\_for\\_Carbon\\_Allowances\\_in\\_the\\_FS.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-483087481-68_Statement_Clearing_the_smog_-_Accounting_for_Carbon_Allowances_in_the_FS.pdf)）

- カーボン・プライシング・プログラムは、IFRS会計基準における資産の定義を満たす権利を生じさせるか？その場合、資産の性質、認識の時期及び測定はどうか？
- 企業は炭素排出枠を取得する義務を有するか？その場合、負債はいつ認識しなければならないか？どのように測定しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムが生み出す収益又は費用の項目の性質は何か、また、これらの金額はどの時点で認識しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムに関連するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書においてどのように分類しなければならないか？
- 財務情報の利用者がカーボン・プライシング・プログラムの影響を理解するためには、どのような開示が必要か？

- グリーン・ファイナンス（例えば、ESGインデックス・ローンの発行）を行う金融機関は、財務諸表の利用者が影響を理解し、これらの金融商品に関連する特定のリスクの性質及び程度を評価するために必要な情報の開示を検討する必要がある（例えば、金融商品の主要な特性、帳簿価額、満期、環境規準、それらの金融商品に関連する特定のリスク、キャッシュ・フローへの影響及び感応度、及びこれらのリスクをどのように管理しているか）。また、企業の会計方針の適用に重大な判断が伴う場合、例えば、ESG連動金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び／又は元本残高に対する利息の支払であるかどうかを評価する場合にも、開示が要求される場合がある。

IFRS第9号及びIFRS第7号の最近の修正（以下の**主な新たな会計上の要求事項**も参照）により、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを企業がどのように評価するかに関する要求事項が変更された。これは、ESGにリンクする要素を有する金融資産にこれらの要求事項を適用することを支援することを目的としており、そのような金融商品が償却原価で測定される可能性が高まる。

本修正は、2026年1月1日以後開始する事業年度に発効するが、企業は、それ以前の期間にすべての修正又は金融資産の分類に関連する修正のみを早期適用することが認められる。

さらに、気候関連リスクは、金融機関が顧客に提供する金融商品の信用リスク・エクスポージャーに影響を与える可能性があり、これは、金融商品から生じる信用リスクについてIFRS第7号35A項から36項で要求される開示を行う際に考慮する必要があるかもしれない。

デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポーティングに対する投資家の需要」<sup>9</sup>は、気候に関する投資家の期待の背景と、どの要求事項がIFRS財団の公表物である「In Brief: IFRS基準と気候関連の開示」<sup>10</sup>及びIASBの教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」<sup>11</sup>によって強調されているか、及びそれらの要求を実務においてどのように適用する可能性があるかについて提供している。

さらに、2024年4月、IFRS解釈指針委員会は、財務諸表における気候関連コミットメントの影響を評価するために実施すべき分析を説明するアジェンダ決定を公表した。

## サステナビリティ報告の動向

### 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

ISSBの目的は、資本市場のサステナビリティ情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準を開発することである。

現在までに、ISSBは、最初の2つの基準を公表している。IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」である。

- IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するための全般的な要求事項を示している。

- IFRS S2号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、気候関連リスク及び機会に関する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

両基準は、2024年1月1日以後開始する事業年度に発効し、作成者にサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を合わせるためのさらなる期間を認める実質的な移行の救済措置がある。基準は2024年1月1日に発効するが、法域が基準をアドプションしたときのみ強制適用されることになる。30を超える法域が、法的又は規制上の

9 デロイト トーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/perspectives/audit-assurance/2022/jp-ifrs-igaapinifocus-20220325.pdf>）

10 IASBのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2019/november/in-brief-climate-change-nick-anderson.pdf>）

11 日本語訳についてASBJのウェブサイト参照いただきたい。（[https://www.asb-j.jp/jp/iasb\\_activity/press\\_release/y2023/2023-0704.html](https://www.asb-j.jp/jp/iasb_activity/press_release/y2023/2023-0704.html)）

フレームワークにおいて、IFRSサステナビリティ開示基準を使用することをすでに決定した又は導入する段階である。これらの法域は、GDPベースで、グローバル経済の半分超を示している。デロイトの「法域ごとのIFRSサステナビリティ開示基準のアドプション」<sup>12</sup>は、ISSB基準をアドプションした又はアドプションする過程にある法域の概要を提供している。

デロイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」<sup>13</sup>は、IFRS S1号及びIFRS S2号の主要な要求事項を解説している。さらに、IFRS S1号及びIFRS S2号を適用する企業を支援するために利用可能である、ISSBスタッフによって開発された権威のない教育的資料<sup>14</sup>がある。

2つの基準の公表後に、

- 2025年7月、ISSBは2つの公開草案を公表した。
  - 「SASBスタンダード」の修正案-ISSBが包括的な見直しのために優先した9つの「SASBスタンダード」の修正を提案し、適切である場合には、産業にわたって共通トピックに関する開示の整合性を維持するために、他のSASBスタンダードの対応する指標を整合させる。
  - IFRS S2の実施に関する産業別ガイダンスの修正案-SASBスタンダードとの整合性を維持するためのガイダンスの修正を提案している。

公開草案のコメント期間は2025年11月30日に終了した。デロイトのiGAAP in Focus「ISSBはSASBスタンダードの向上、および『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の結果的修正を提案」<sup>15</sup>は、提案の詳細を解説している。

- 2025年12月、ISSBは、「温室効果ガス排出の開示に対する修正」(IFRS S2号の修正)を公表した。これには、追加的な救済措置を提供し、特定の温室効果ガス排出の開示要求からの既存の救済措置を明確化するためのIFRS S2の修正が含まれている。iGAAP in Focus「ISSBが温室効果ガス排出の開示に関するIFRS S2の修正を完了」<sup>16</sup>では、本修正の詳細を説明している。

## 重大な域外への広がりをもつ法域の動向

欧州連合の企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) 及び欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)

2025年2月26日、欧州委員会 (EC) は、CSRD、EUタクソノミ規則、企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CSDDD) によって課せられるサステナビリティ及びデューデリジェンス報告の負担を大幅に軽減することを目的としたいくつかの法案 (いわゆる「オムニバス・パッケージ」) を公表した。主要な変更には以下が含まれる。

- CSRDの適用：従業員数が1,000人超、正味の売上高が5,000万ユーロ超又は貸借対照表の合計が2,500万ユーロ超の企業に限定される。
- 報告の期限：企業のWave 2 (Wave 1に含まれない大企業) のCSRDの発効日を2025年から2027年に、Wave 3 (上場中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険及び再保険企業) のCSRDの発効日を2026年から2028年に延期する。
- CSDDDの延期：CSDDDの国内法制化及び大企業への適用を1年延期する。
- CSRDの報告期限及びCSDDDの国内法制化と適用に関する変更は、2025年4月16日にEU官報に掲載され、現在発効している。加盟国は、2025年の報告期間に間に合うように、2025年12月31日までに国内の法律の条文を置換えることが期待される。

一方、Wave 1に属する企業は、それぞれの委任法令が2025年11月10日にEU官報に掲載され、2025年11月13日に発効した後、2024年に適用された報告レベルを、2025年及び2026年についても維持することが認められる。

さらに、2025年3月27日、ECはESRSを簡素化するために、EFRAGサステナビリティ報告審議会技術的助言を要請した。本改訂の目的は、以下のとおりである。

- 必須のESRSデータポイントの数を大幅に削減する。
- 不明瞭とみなされる規定を明確にする。
- 重要性の原則の適用方法をさらに明確にする。
- 基準の構成と表示を簡素化する。
- グローバルなサステナビリティ報告基準との相互運用性を向上させる。ESRSを最初に適用した企業の経験により得られた考慮事項を反映する。

12 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/special-topics/sustainability/issb-adoption-tracker)

13 本誌2023年9月号iGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」を参照いただきたい。

14 日本語訳についてSSBJのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.ssb-j.jp/activity/educational-materials.html)

15 デロイト トーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/perspectives/audit-assurance/2025/jp-crd-igaapinfocus-20250710.pdf)

16 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2025/amendments-ghg-emissions)

- ESRSを最初に適用した企業の経験により得られた考慮事項を反映する。

EFRAGは2025年12月3日にECに技術的助言を提出した。DeloitteのiGAAP in Focus「EFRAGが欧州サステナビリティ報告基準の改正案を欧州委員会に提出」<sup>17</sup>は、改訂版ESRSの草案を示している。ECは、改訂されたESRSを委任法として採択することを予定しており、2027事業年度に適用され、2026年に任意適用される可能性がある。

詳細については、iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「欧州委員会は、サステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示要件について大幅な軽減を提案」<sup>18</sup>(オムニバス提案が発表されてからの進展を反映するために2025年12月17日に更新)を参照いただきたい。

以下の内容は、2022年12月にEU官報に掲載されたCSRDを反映したもので、オムニバス・パッケージで提案されている修正案は考慮されていない。オムニバス・パッケージの提案が確定した時点で、内容を更新する予定である。

CSRDは、投資家、市民社会、その他の利害関係者向けの企業のマネジメント・レポートのサステナビリティ報告を改善し、それによって欧州グリーンディール及び国連の持続可能な開発目標(SDGs)に沿った完全に持続可能で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献することを目的としている。

CSRDの対象となる企業範囲は広く、限定的な例外はあるものの、EUの規制市場に証券を上場している(非EU企業を含む)企業が含まれる。その範囲は、(非EUの親会社のEU子会社を含む)特定の非上場のEU企業にも拡大している。

ESRSの最初のセットには、以下が含まれる。

- 以下を取り扱う2つの横断的基準：
    - サステナビリティ関連情報を作成及び表示する際に企業が準拠すべき全般的な要求事項(ESRS 1)。これには、ダブル・マテリアリティの原則を使用して報告する重要性の評価を実施する要求事項が含まれる。
    - 活動のセクターに関係なく(すなわち、セクター共通)、サステナビリティのトピック横断的に、すべての企業に適用される全般的な開示(ESRS 2)
  - セクター共通の観点から環境、社会及びガバナンスのトピックをカバーする10のトピック別基準
- CSRDは、異なる種類の企業について、ESRSに従っ

た強制開示の発効日を指定している。企業の最初のウェブは、2024年1月1日以後開始する期間にESRSを適用することが要求された。

これらの要求事項を適用する企業にとって、次の文書が利用可能である。

- 2024年11月、ECは、90のよくある質問(FAQ)のセットを官報(official journal)に公表した。FAQは、ESRS、EUタクソノミ規則開示、デジタル・フォーマットの要求事項、保証、サステナブル・ファイナンス開示規則に関する多くのFAQとともに、CSRDに基づく特定のサステナビリティ報告の要求事項の解釈を明確にしている。

- 2024年5月、EFRAGは、EFRAG IG1号「重要性評価」、EFRAG IG 2号「バリューチェーン」、EFRAG IG 3号「詳細なESRSデータポイント」及び付属する説明文書の3つのESRS適用ガイダンス文書を公表した。

さらに、EFRAGは、EFRAG ESRS Q&Aプラットフォームを通じて受け取ったテクニカルなESRSの質問を含む説明文書の編集物を公表した。これらEFRAGの文書には権威がない。

2025年のESMAの共通の執行優先事項には、改訂されたESRS(上記参照)はEU官報に掲載された後のみ適用されること、したがって、企業は2025年の事業年度の開示を作成するために、EFRAGの公開草案又はECへの最終的な技術的アドバイスを頼るべきではないことをリマインドすることが含まれている。

さらに、ESMAは、サステナビリティ・ステートメントに関連する2025年の優先事項として、以下の項目を識別している。

ESRSに基づく報告におけるマテリアリティの検討に関して、ESMAは、

- 企業は、ESRS 2のマテリアリティ評価プロセスに関する開示に特に注意を払い、ボイラープレートな開示を避け、ESRSの要求事項を企業の事実と状況にどのように適用したかについて十分な洞察を提供する必要があることを強調する。
- マテリアリティ評価プロセスへの入力パラメータに関するデータポイント、閾値の開示(特に、そのマテリアリティについて、企業が評価プロセス中に最も不確実性があつた事項について)、企業がグロスの影響をどのように考慮したか(すなわち、予防、緩和、又は是正措置の効果が現れる前)、及び影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントに関する情報を強調する。

<sup>17</sup> デロイト トーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2025/jp-crd-igaapinfocus-20251209.pdf)

<sup>18</sup> デロイト トーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2026/jp-crd-igaapinfocus-20251217.pdf)

- 評価プロセスの結果に関するESRS 2の開示の重要性を強調し、IROの説明に関する要求事項及び推奨事項（例えば、関連する期間、IROが企業自身の事業で発生する又はバリューチェーンで発生するか、重要性があるIRO間の相互依存性の説明、プラスの影響とマイナスの影響の軽減の区別の促進）、及びIROとトピックの開示とのつながり（connection）（例えば、IROをESRSのトピック及びサブトピックにマッピングし、IROの説明におけるESRS用語の使用を通じて）を強調し、及び優れた実務として、ステートメント内で簡単に識別できるように、企業固有の開示を体系的に示すことを奨励する。
  - ESRSが認めている場合、重要性がない情報は明確に識別され、重要性がある情報を不明瞭にするべきではないことを企業にリマインドする。
- サステナビリティ・ステートメントの範囲及び構成に関して、ESMAは、
- サステナビリティ・ステートメントは、財務諸表と同じ報告企業のものでなければならないことをリマインドする。
  - サステナビリティ・ステートメントで提供される情報は、企業のバリューチェーンにつながりがある（connected）重要性があるIROに関する情報を含むように拡張されていることに留意し、バリューチェーン内の企業に関する範囲限定の開示の考慮事項についてリマインダーを提供する。
  - 内部の相互参照及び参照による組込みを使用する意向である企業は、読みやすさ及び明確性の全体的な目的を損なう情報の分散を生じさせないことを提言する。
  - 関連する情報を開示する際にサステナビリティ・ステートメントのアクセス可能性及び読みやすさを高めるために、開示要求への参照を含めるといふ実際上の解決策に留意し、内部参照を容易にするためにハイパーリンクの使用を奨励する。
  - 金額又はその他の定量的情報がサステナビリティ・ステートメントと財務諸表の両方に含まれている場合、ESRS第1号124項は前者から後者への参照を要求することをリマインドする。

以下のデロイトのニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「欧州サ

ステナビリティ報告基準（ESRS）の最終化<sup>19</sup>は、ESRSの1stセットを解説している。

- iGAAP in Focus 「EUタクソノミー企業報告の要求事項」<sup>20</sup>は、EUタクソノミー規則の要求事項を解説している。
- iGAAP in Focus 「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく『適正な表示』」<sup>21</sup>は、CSRDの下での「適正な表示」に関連する考慮事項及びサステナビリティ報告書の作成に対する影響について解説している。

#### 相互運用可能性のガイダンス

2024年5月、IFRS財団とEFRAGは、IFRSサステナビリティ開示基準とESRSの両方を適用する企業を支援する相互運用可能性のガイダンス<sup>22</sup>を公表した。このガイダンスでは、2つの基準間の整合（alignment）の概要を示す。ESRSにおけるファイナンシャル・マテリアリティの定義は、IFRSサステナビリティ開示基準における重要性の定義と整合しており、共通に定義されている用語が多数あり、気候に関するIFRSサステナビリティ開示基準の開示のほとんどすべてがESRSに含まれていることを指摘している。

しかし、これは、企業が1つの基準を適用することで、自動的に他の基準への準拠を主張できることを意味するものではない。両基準を一緒に適用する場合は、それぞれの基準の目的及び要求事項を考慮するよう注意する必要がある。例えば、それぞれの基準、特にESRSで規定されている追加の気候関連開示要求で識別していることを確認する必要がある。さらに、ESRSは、一般目的財務報告書の利用者よりも幅広い関係者の情報ニーズを満たすことを意図していることに留意する必要がある（ダブル・マテリアリティの原則を適用していることを前提として）。

相互運用性ガイダンスは、関連性がある基準と併せて読まなければならない。企業は、IFRSサステナビリティ開示基準又はESRSの要求事項を満たすために、当該ガイダンスに単独で依拠することはできない。

#### 米国

- 証券取引委員会（SEC）

2025年3月27日、SECは、2024年3月の気候関連情報開示の最終規則に法的に異議を申し立てた当事者に対する法律上の抗弁を取り消すことを決議した。規則は、登録企業に対し、年次報告書及び登録届出書において気候関連の開示を要求することになっていた。以前、SEC

19 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.deloitte.com/jp/ja/services/audit/perspectives/igaapinfocus-20230922.html)

20 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2023/eu-taxonomy)

21 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/audit/crd/jp-crd-igaapinfocus-20241010.pdf)

22 IFRS財団のウェブサイト参照いただきたい。(https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/ifrs-foundation-and-efrag-publish-interoperability-guidance/)

は、最終規則に異議申立の司法審査が行われるまでの間、最終規則の発効日を延期（一時停止）した。

2025年9月12日、裁判所は訴訟を一時停止する命令を出し、「最終規則を取り消し、廃止し、修正し、訴訟で弁護するかどうかを決定するのはSECの責任である」と述べている。訴訟がどのように進行するか、又はSECが規則を修正又は廃止するかどうかは不明である。しかし、現職のSEC委員長が2022年に最終規則の合法性に疑問を呈する意見記事を共同執筆し、また他の3名の現職SEC委員のうち2名が最終規則の公表に反対票を投じたことを踏まえると、裁判所がそれを支持する又は訴訟が取り下げられる場合であっても、最終規則が現在の形で継続する可能性は低い。

#### ●カリフォルニア

2023年10月、カリフォルニア州知事は、カリフォルニア州で事業を行う特定の米国の公開及び非公開企業が定量的及び定性的の双方の気候関連の開示を提供することを、一括して要求する3つの法案に署名した。

法案SB-253「気候関連企業データ説明責任法（Climate Corporate Data Accountability Act）」及びSB-261「温室効果ガス：気候関連の財務リスク（Greenhouse Gases：Climate-Related Financial Risk）」は、米国において温室効果ガス排出及び気候変動リスクの企業報告を義務付ける、最初のインダストリー共通の米国の規則を定める。

さらに、カリフォルニア州議会法案であるAB-1305「自主的な炭素市場開示（Voluntary Carbon Market Disclosures）」は、気候関連の排出権のグリーンウォッシングに対抗することを目的としており、カリフォルニア州内で自主的なカーボン・オフセット（VCO）を市場売却又は売却する米国及び国際的な企業、及びカリフォルニア州で事業を行い、カリフォルニア州で特定の気候関連排出権を行う企業（VCOを購入又は使用しているかどうかにかかわらず）に対する要求を定める。

SB-219「温室効果ガス：気候に関する企業の説明責任：気候関連の財務リスク」は、2024年9月に署名され、SB-253の準拠に伴う財務上の負担を軽減することに役立つために、以下のことを認めている。

- 企業が、連結親会社レベルでの排出量開示報告書を提出する。
- カリフォルニア州大気資源局（CARB）は、スコープ3のGHG排出量報告のスケジュールを設定する。

SB-253では、企業は2025年のGHG排出量データに基づいて、2026年からスコープ1及びスコープ2のGHG排出量を報告することになる。CARBは、2025年

2月2日から2026年2月1日に終了する会計年度について、報告の期限を2026年8月10日とすることを提案している。企業は、2026年のGHG排出量データに基づいて、2027年にスコープ3のGHG排出量の報告を開始する。

CARBは、SB-253が要求する報告に関する規則を公表することが要求されている。2025年7月1日までにSB-219によって修正されたSB-253には、2025年7月1日の期限が含まれているが、規制の実施について、CARBのスタッフは、2026年第1四半期までに規制の開発に向けて取り組むことを提案した。しかし、州法では、規制が提案されてから最終決定するまでに最長1年が設定されている。

SB-261では、企業は2026年1月1日以前に、その後は隔年で、気候関連の財務リスク報告書をウェブサイトに掲載しなければならない。しかし、以下に説明するように、米国第9巡回区控訴裁判所は一時的差止命令を認め、CARBは、2026年1月1日の期限を執行せず、差止命令が解除された場合には新たな期限を設けることを示している。

SB-253及びSB-261に対する異議申立は続いている。2024年1月に提訴した「Chamber of Commerce of the United States of America v. California Air Resource Board」の原告は、SB-253とSB-261が「気候変動に関連する言論を違法に規制しようとしている」と主張し、これらの法案は憲法修正第1条及びその他の連邦法に違反していると主張している。彼らは、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に対し、SB-253及びSB-261を無効と宣言し、いかなる強制力も効力もないと宣言するよう求めている。

2025年11月18日、米国第9巡回区控訴裁判所は、SB-261については一時的差止命令を認めたが、SB-253については同様の一時的差止命令を認めなかった。仮差止命令は、裁判所が弁論を行うまで有効である。

iGAAP in Focusサステナビリティ報告「カリフォルニア州の気候法—新しい州議会法案での報告期限に変更なし」<sup>23</sup>は、州議会法案の内容を説明している。また、デロイトUSのSustainability Spotlight<sup>24</sup>は、より詳細を解説している。

## 温室効果ガスプロトコル

温室効果ガスプロトコル（GHGプロトコル）は、温

23 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2024/california-climate-update)

24 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/member-firms/united-states/sustainability-spotlight/california-climate-legislation-update--status-of-carb-rulemaking-and-next-steps)

室効果ガス（GHG）排出を測定及び報告するための受入可能でグローバルなフレームワークを開発することを目的とする、GHG排出についてのコーポレート・レポートのフレームワークの測定及び開示に関するガイダンスを提供する。多くのサステナビリティ報告基準設定主体は、サステナビリティ報告基準で要求する開示に関して、GHGプロトコルの要求事項を参照している（例えば、IFRSサステナビリティ開示基準及びESRS）。

2025年10月、GHGプロトコルは、「スコープ2ガイダンス」の更新案に関する公開協議を開始した。本協議の焦点は、帰属的（attributional）バリューチェーンの枠組み内でのロケーション基準手法及びマーケット基準手法についてである。

同時に、GHGプロトコルは、企業のインベントリ以外の排出の影響を報告する要求を開発するアクション及びマーケット手段専門作業部会（Actions and Market Instrument Technical Working Group）に情報を提供するために、電力セクターの帰属的手法について協議している。

協議期間は2026年1月31日に終了する。iGAAP in Focus「GHGプロトコルが『スコープ2ガイダンス』改正案のコンサルテーションを開始」<sup>25</sup>は、本提案の詳細を解説している。

### 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

IFRS S1号及びIFRS S2号の公表後、金融安定理事会（FSB）は、TCFDがその権限を果たしたと結論付け、ISSB基準がサステナビリティ開示のグローバルなフレームワークとして機能するべきであることを認識した。そのため、FSBは、2024年から気候関連情報開示のモニタリングを、TCFDからIFRS財団に移管することを発表した。

しかし、TCFDの報告義務の対象となる企業は、関連性がある当局がISSB基準に基づく報告を認める又は要求するように要求事項を修正しない限り、TCFD提言に沿った開示を継続しなければならない。

規制当局は、企業が公表した気候変動の影響についての情報の品質に焦点を合わせている。例えば、2022年に英国財務報告評議会（FRC）は、TCFDの開示及び財務諸表における気候関連報告のテーマ別レビューを実施した。レビューの結果は、ベストプラクティスの例が存在するため、これらの分野での報告及び開示に対してより伝統的な「様子見」アプローチを採用している企業への期待をより明確にしている。FRCは、気候報告は取締役会レベルのトピックとしてしっかりと設定しなければならないことを強調した。

FRCのテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要

な問題が指摘された。これらの分野は、英国外のTCFD又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性がある。

- **粒度と特定性**—企業は、企業全体のリスク及び機会に関する情報を提供し、必要に応じて事業（business）、セクター及び地域別に分解して提供しなければならない。
- **バランス**—気候関連のリスク及び機会に関する議論は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術の開発への依存についての議論を含め、予想される規模に比例しなければならない。また、リスク及び機会の可能性及び依存関係を記述する際に、バランスも必要である。例えば、現在の炭素集約型の収益源の喪失は、脱炭素化の必然的な機能であるかもしれず、代替的な収益源は現在、初期段階又は開発中の技術に依存しているかもしれない。これらの依存関係の開示は、移行リスクが低炭素経済における機会によって自然に相殺されるという印象を与えないために重要である。
- **他のナラティブ開示との相互リンク**—TCFDの開示は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポート内での企業による全体戦略の説明に組み込むことにより、ナラティブ・レポートの他の要素と統合しなければならない。
- **重要性（マテリアリティ）**—企業は、TCFDの全セクターガイダンス及び補足ガイダンス<sup>26</sup>をどのように組み込むかについての説明を提供しなければならない。開示が行われていない場合は、省略の理由を含めなければならない。特に、企業がこれらの開示を検討し、重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの開示の対象となる事項が企業の内部評価で対処されていないかどうかを明確にしなければならない。
- **TCFDと財務諸表開示のつながり**—TCFD報告で識別された気候関連リスクと機会は、財務諸表の裏付けとなる判断及び見積りに適切に統合されなければならない。企業はまた、気候変動と移行計画に対応して、セグメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価することを検討しなければならない。
- **ガバナンス**—企業は、気候関連のパフォーマンス目標の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関する決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督に関する具体的な情報を提供しなければならない。また、気候関連リスクをどのように管理しているか及び気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示を検討しなければならない。
- **戦略**—戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分析に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合していなければならない。リスクと機会に関する企業の議

25 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2025/jp-crd-igaapinfocus-20251028.pdf>）

26 TCFDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.fsb-tcf.org/publications/#implementing-guidance>）

論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならない。

- **リスク管理**— 気候関連事項は、全体的なリスク管理プロセスに統合しなければならない。特に、気候関連リスクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分に説明しなければならない。気候関連のリスク及び機会の潜在的な影響は、「高い」や「低い」などの用語のみで説明するのではなく、可能な限り定量化しなければならない。これは、気候関連の機会の影響が、リスクの影響をどの程度上回るかもしれないか又は上回らないかもしれないかを示す上で特に重要である。
- **指標と目標**— 指標は、スコープ1及び2の排出量だけに焦点を絞るのではなく、他の気候関連のリスクと機会の指標も含めなければならない。目標に対する進捗状況の読者の理解をサポートするために、過去データ及び変動の説明を提供しなければならない。
- **保証**— 企業は、与えられた保証のレベル及びそれがカバーするものを明確に説明しなければならない。「検証済み (Verified)」などの用語は、実際に取得されたよりも高いレベルの保証を意味する可能性があるため、避けなければならない。

2023年7月、英国FRCは、気候関連の指標と目標の開示の品質に関するテーマ別レビュー<sup>27</sup>の結果を公表した。本レビューは、ネット・ゼロ・コミットメントと中間排出目標に関する企業の開示の品質が徐々に向上していることを示している。しかし、報告書は、以下の点を指摘している。

- 目標を達成するための具体的な行動及びマイルストーンの開示が不明確な場合があり、企業間の指標の比較可能性は依然として困難である。
- 表示する情報の量が多いため、多くの企業は、低炭素経済への移行計画を明確かつ簡潔に説明するのが難しいと感じている。
- 気候目標が財務諸表にどのように影響するかについての説明にはまだ改善が必要である。「検討されている」気候に関する定型的 (ボイラープレート) な文章は、影響に関する洞察をほとんど提供しない。

気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、自主的又は強制的なTCFD開示を提供している、又はISSB基準又はESRSを適用してサステナビリティ関連情報を提供する準備をしているかどうかに関係なく、上記の点を考慮しなければならない。

## 通貨と超インフレ

高レベルの全般的なインフレ水準による、超インフレ (この用語はIAS第29号「超インフレ経済下における財

務報告」で定義されている) の対象となる法域の数が増加している。したがって、企業は以下の課題にますます直面している。

- 経済がIAS第29号で定義されている超インフレであるかどうかを判断することに、困難な場合がある。当該定義には、3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は超えるかどうかを含む、超インフレのいくつかの特徴が含まれている。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数を適用するべきかを決定することも難しい可能性がある。
- 現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用されている状況での、企業の機能通貨を決定する際の困難。これは、現地通貨が超インフレである場合に特に重大になる可能性がある。IAS第29号は、(その経済で活動する企業によってではなく) 機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業によってのみ適用される。また、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」では、「企業は、IAS第29号に従った修正再表示を、例えば、本基準に従って決定される機能通貨以外の通貨 (親会社の機能通貨など) を機能通貨として採用することによって、避けることはできない。」と具体的に規定されていることにも留意すべきである。
- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が制限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換算し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨で換算するための適切な為替レートを識別することが困難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有ではないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替制限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の特徴であることが多い。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」<sup>28</sup>は、通貨が交換可能である場合及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを定めるガイダンスを提供する、2023年8月にIASBが公表した「交換可能性の欠如」(IAS第21号の修正) を解説している。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS第1号122項及び125項で要求されているように開示を提供しなければならない。

2025年10月に公表された国際通貨基金 (IMF) の直近のインフレ予測やIAS第29号で定められた指標を含む、執筆時点の入手可能なデータに基づいて、以下の経

<sup>27</sup> 英国FRCのウェブサイトを参照いただきたい。(https://media.frc.org.uk/documents/Thematic\_review\_of\_climate-related\_metrics\_and\_targets\_2023.pdf)

<sup>28</sup> 本誌2023年10月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」を参照いただきたい。

済は、2025年12月31日以後終了する報告期間の財務諸表においてIAS第29号を適用する目的及びIAS第21号に従った在外営業活動体の再換算を行う超インフレにあると広く考えられている。

- アルゼンチン
- シエラレオネ
- ブルンジ
- 南スーダン
- ハイチ
- スーダン
- イラン
- シリア
- レバノン
- トルコ
- マラウイ
- ベネズエラ
- ミャンマー（新規）
- ジンバブエ

#### ガーナ、ラオス及びスリナム

ガーナ、ラオス及びスリナムは、2025年12月31日以後終了する報告期間について、もはや超インフレ経済として識別されないが、これらはすべて継続してモニターすべきである。

#### ナイジェリア

2025年9月現在、ナイジェリアの3年間の累積インフレ率は98.3%であり（ナイジェリア国家統計局による）、2025年3月から7月にかけては100%をわずかに上回っていた。2025年10月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書においては、2025年末までに3年間の累積インフレ率は80%に下がると予想され、2026年にはさらに下がる見通しである。

現在の3年間の累積インフレ率はわずかではあるが100%を下回っており、今後も当該基準を下回ると予想されているため、ナイジェリアは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターすべきである。

#### エジプト

2025年9月現在、エジプトの3年間の累積インフレ率は94.8%であり（エジプト中央銀行による）、2025年4月以降100%を下回っている。2025年10月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書には、2025年12月の予測は含まれていないが、2026年6月に3年間の累積インフレ率が63%となる予測が含まれている。

現在の3年間の累積インフレ率はわずかではあるが100%を下回っており、今後も当該基準を下回ると予想されているため、エジプトは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターすべきである。

#### その他の国

2025年10月現在、超インフレをモニターすべき通貨である他の国には、アンゴラ、エチオピア及びイエメンが含まれる。

企業は、IAS第29号適用の目的のために超インフレと広く考えられる経済のリストが、その報告日までに変更になる可能性があることを、理解しなければならない。

### 主な新たな会計上の要求事項

今後の会計上の要求事項の完全なリストについては、このニュースレターの付録を参照いただきたい。

IAS第8号30項は、企業に対し、（財務諸表の公表が承認された日までに）公表はされているが未発効の新規及び改訂されたIFRS会計基準の起り得る影響を検討し、（年次財務諸表で）開示することを要求している。これらの開示の十分性は、現在、規制当局が焦点している分野である。

### 2026年1月1日以後開始する事業年度に発効

#### 自然依存電力を参照する契約

2024年12月IASBは、以下についてIFRS第9号及びIFRS第7号を修正する「自然依存電力を参照する契約」を公表した。

- 自然条件に依存する源泉から生成される電力を購入する契約が企業の自己使用の予想のために保有されるかどうかを取り扱う適用指針を、IFRS第9号に追加する。
- 企業がIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用し、変動する名目数量の自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定する場合、企業がヘッジ対象として電力の変動する名目数量を指定することを認める。
- IFRS第7号に関連する開示要求を追加する。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化」<sup>29</sup>は、IFRS第9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

#### 金融商品の分類及び測定の見直し

2024年5月IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号を修正し、以下の項目を取り扱う「金融商品の分類及び測定に関する修正」を公表した。

- 電子送金で決済される金融負債の認識の中止
- 金融資産の分類—基本的な融資の取決めと整合的な契約条件
- 金融資産の分類—ノンリコース要素を有する金融資産
- 金融資産の分類—契約上リンクしている商品
- 開示—その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVTOCI）として指定した資本性金融商品に対

<sup>29</sup> 本誌2025年3月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化」を参照いただきたい。

する投資

- 開示一偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」<sup>30</sup>は、IFRS第9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

## 2027年1月1日以後開始する事業年度に発効

### IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

2024年4月、IASBは、IAS第1号を置き換えるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。新基準は、IAS第1号の要求事項の多くを変更せずに引き継ぎ、以下の新しい要求事項でそれらを補完する。

- 純損益計算書において、指定された区分（営業、投資、財務、法人所得税及び非継続事業）と定義された小計を表示する。
- 財務諸表の注記における経営者が定義した業績指標（MPM）に関する開示を提供する。
- 集約と分解を改善する。

IAS第1号の要求事項の一部は、IAS第8号及びIFRS第7号に移動する。IASBはまた、IAS第7号及びIAS第33号「一株当たり利益」に若干の修正も行う。

iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」<sup>31</sup>は、IFRS第18号の主要な要求事項を解説している。

### IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

2024年5月、IASBは、要件を満たす子会社が財務諸表にIFRS会計基準を適用する際、削減された開示を提供することを認める、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。

子会社が公的説明責任を有しておらず、最終的な又は中間的な親会社が、IFRS会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している場合、子会社は削減された開示の要件を満たす。

IFRS第19号の適用は、要件を満たす子会社にとって任意であり、そのような子会社は、連結、個別又は単独財務諸表に適用が可能である。

2025年8月、IASBは、新たな又は最近修正されたIFRS会計基準について削減された開示を提供するIFRS第19号の修正を公表した。本修正は、IFRS第19号と同じ発効日である。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」<sup>32</sup>はIFRS第19号の主要な要求事項を、iGAAP in Focus財務報告「IASB、新たな又は最近修正されたIFRS会計基準の開示要求を削減するIFRS第19号の修正を公表」<sup>33</sup>は本修正を解説している。

### ハイパーインフレ表示通貨への換算

2025年11月、IASBは、IAS第21号が以下を要求するように修正する「超インフレ表示通貨への換算」を公表した。

- 企業が、超インフレではない経済の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に財務諸表を換算する場合（比較対象金額を含む）すべての金額を、直近の財政状態計算書日の決算日レートを使用して換算する。
- 機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨である企業が、超インフレではない経済の通貨を機能通貨とする在外営業活動体を換算する場合当該在外営業活動体の比較数値を、IAS第29号の下で比較数値を修正再表示するために使用する一般物価指数を適用して修正再表示する。
- 新しい換算方法を適用して換算した在外営業活動体に関する要約財務情報を含む、新しい換算方法を適用していることを開示する。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、超インフレ表示通貨への換算に関するIAS第21号の修正を公表」<sup>34</sup>は、本IAS第21号の主な修正を解説している。

## その他の報告に関する検討事項

### IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は数年前から企業が適用してきたが、規制当局は、この分野における執行活動において引き続き重大な発見事項を得ている。これらの発見事項は、多く

30 本誌2024年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」を参照いただきたい。

31 本誌2024年6月号iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」を参照いただきたい。

32 本誌2024年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」を参照いただきたい。

33 本誌2025年11月号iGAAP in Focus財務報告「IASB、新たな又は最近修正されたIFRS会計基準の開示要求を削減するIFRS第19号の修正を公表」を参照いただきたい。

34 本誌2026年1月号iGAAP in Focus財務報告「IASB、超インフレ表示通貨への換算に関するIAS第21号の修正を公表」を参照いただきたい。

の場合、不適切な開示、特に収益認識に関連して行われた重大な判断に関連している。企業は、財務諸表に含める情報の適切性及び明確性を、例えば以下の点で考慮しなければならない。

- すべての重大な収益の源泉。具体的な会計方針、収益認識の時期、一定の期間にわたる収益認識の基礎、適用する方法論を含む。
- 契約、特に長期契約がIFRS第15号の適用範囲における顧客との契約の定義を満たしているかどうかを評価する際に行った重大な判断
- 企業が顧客に財又はサービスを提供する際に、企業が本人又は代理人として行動しているかの評価（例えば、企業がオンライン・ショッピングのプラットフォームを運営している、又はソフトウェアのライセンスなどのサービスを提供する場合）
- 企業が既存の契約について認識すると見込んでいた収益の金額及び時期に関する情報を開示するIFRS第15号120項の要求事項。この情報には、見積りを決定する際に使用した重大な判断、及び変更による潜在的な影響の説明を含めなければならない。企業は、例えば、期中の新規契約及び解約された契約、発行した請求、グループ構造の変更（例えば、企業結合又は処分）の影響、為替の変動の影響を示す、残存履行義務の期首残高と期末残高の間の調整表を含めることを検討する場合がある。

さらに、顧客との長期契約（例えば、工事契約）では、対応する義務の履行が複数の事業年度にまたがっているため、しばしば収益及びコストに関して不確実性が生じる。現在のマクロ経済環境を考慮すると、企業は、特に収益が一定の期間にわたって認識される場合に履行義務の完全な充足に向けて進捗度を測定する際に、使用する予測が合理的で裏付け可能であることを確認しなければならない。契約が不利になった場合、IAS第37号を適用して引当金を認識及び測定し、IAS第37号の開示要求を適用しなければならない（特に、経済的便益の流出の量又は時期の不確実性の開示、及び関連性がある場合には、将来の事象に関して行われた主要な仮定の開示について）。

## キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フローの適切な報告は、投資家及び規制当局にとって引き続き焦点が当たる分野である。規制当局が提起した主要な問題には以下が含まれる。

- キャッシュ・フローの営業、投資、又は財務への分類は、IAS第7号の定義に準拠しなければならない。
- 現金及び現金同等物として表示する金額は、IAS第7号の規準を反映しなければならない。特に、
  - 要求払債務で、企業の資金管理の不可欠な部分の一部となっている銀行当座借越のみを、現金及び現金同等物の構成要素として含めなければならない。銀行の借入枠は、実務において残高がマイナスとプラスの間で通常は頻繁に変動しない場合、財務活動の

一部として表示しなければならない。

-取得時に満期が3か月以内の短期投資のみが、通常、現金同等物として適格である。

- 現金及び現金同等物の構成要素は開示しなければならない。
- 限定的な状況を除き、キャッシュ・フローは総額ベースで表示しなければならない。
- 非資金取引は、キャッシュ・フロー計算書に表示してはならない。
- 投資及び財務活動に関連する重要性がある非資金取引は、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。
- キャッシュ・フローの分類に関する重要性がある会計方針及び判断（例えば、利息、配当金、制限の対象である現金）を開示しなければならない。

## セグメント報告

### 事業セグメントの識別及び集約

IFRS第8号「事業セグメント」は、事業セグメントの識別及び開示セグメント情報の測定にマネジメント・アプローチを採用しているため、企業は、経営者報告、最高経営意思決定者（CODM）への報告と財務諸表に含まれるセグメント情報の整合性を確保しなければならない。

事業セグメントを識別する際に、企業は、特定の要件を満たす場合に限り、2つ以上の事業セグメントを1つの事業セグメントに集約することが認められている。当該要件は厳密であり、集約は、非常に均質な事業でのみ可能である。

地政学的な不確実性又は気候問題により、企業の事業セグメント又は集約要件の適用の変更が生じる可能性がある。例えば、企業は、新しい関税の導入のため、組織再編を通じて事業構造を変更する可能性があり、また気候変動の予想される影響により、セグメントが長期的に類似した経済的特徴を持たない可能性があるという指標（indicator）が生じる場合がある。事業セグメントに変更があった場合、企業は、事業セグメントよりも大きいCGU又はCGUグループへののれんの配分はできないため、IAS第36号を適用した減損テストの実施に与える影響に留意しなければならない。

企業は、集約された事業セグメントの簡潔な記述、及び該当する場合は、それらのセグメントが類似した経済的特徴を共有していることを示す指標を含む、セグメントを識別するために使用したすべての重要性がある要素及び集約要件を適用する際に行った判断について、企業固有の開示を提供しなければならない。

### 地域及び主要な顧客に関する情報

貿易障壁及び地政学的な不確実性が高まっている現在の環境では、IFRS第8号で要求されている地域及び主要顧客に関する全社的な開示は、財務諸表の利用者にとって特に関連性がある可能性がある。例えば、企業の重要性がある収益のすべて（又はほとんどすべて）が外国に

帰属しているという事実は、重要性がある情報である可能性がある（特に、それらの外国が貿易制限の対象となる場合）。個々の外国に帰属する外部顧客からの収益又はそこに所在する非流動資産に重要性がある場合、当該収益又は非流動資産は区分して開示しなければならない。また、企業は、顧客の地理的位置に基づいて、又は販売が行われた場所に基づいて、個々の国又は地域に収益がどのように配分されているかを開示する必要がある。

最後に、IFRS第8号は、原則として、取締役会又は経営者が企業の利益を損なうとみなす開示の免除を提供していないことは注目に値する。

2024年6月、IFRS解釈指針委員会は、「報告セグメントに係る収益及び費用の開示」というタイトルのアジェンダ決定を公表した。本アジェンダ決定は、IFRS第8号「事業セグメント」の23項 (f) の、各報告セグメントに関して、IAS第1号97項に従って開示する重要性がある収益及び費用の項目を開示するという要求事項を取り扱っている。

アジェンダ決定で強調された主要なポイントは次のとおりである。

- 企業は、以下いずれかの場合に、各報告セグメントに関して所定の金額を開示することが要求される。

-たとえCODMに個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に含まれる場合  
-たとえセグメント純損益の測定値に含まれていなくても、CODMに定期的に提供されている場合

- 開示すべき重要性がある項目には、IAS第1号98項に列挙されている項目（例えば、資産の評価減、リストラクチャリング費用又は処分損益）が含まれるが、これらに限定されない。

- 企業は、純損益計算書に表示又は注記に開示されている収益及び費用の各項目を、報告セグメント別に開示することは要求されない。

- 各報告セグメントについて開示すべき情報を決定するにあたり、企業は判断を適用し、以下の点を考慮する。

-IAS第1号における重要性及び集約の原則

-IFRS第8号の中核となる原則。その原則は、企業が従事している事業活動及び事業を営んでいる経済環境の性質及び財務上の影響を財務諸表の利用者が評価できるようにするための情報を、企業が開示することを要求している。

企業は、以下の場合、セグメント情報で開示されている情報がIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の説明資料と整合しているかどうかを検討しなければならない。

- （たとえCODMに個別に提供されたりレビュー

されたりしていなくても、）CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に重要性がある収益及び費用の項目が含まれる場合。

- （たとえセグメントの純損益の測定値に含まれていなくても、）そのような重要性のある項目に関する情報がCODMに提供されている場合。

## 繰延税金資産の認識及び移転価格を含む法人所得税

企業は、現在のマクロ経済環境に起因する利益水準の低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。利益の減少又は減損により損失が生じる場合、企業は、関連する繰延税金資産の全部又は一部を実現するために、税法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所得があるかどうかを検討する必要がある。

IAS第12号「法人所得税」を適用して、企業は、子会社、支店及び関連会社、及び共同支配の取決めの持分に関連する将来加算一時差異に対する繰延税金負債を認識していない可能性があるが、これは、一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高いとみなされた結論づけたためである。逆に、企業は、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高いと判断した（及び繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断した）ため、そのような投資に関連する将来減算一時差異について繰延税金資産を認識した可能性がある。企業又はその子会社が流動性の問題又は現在のマクロ経済環境に起因する他の課題を有しており、投資先の未分配利益の本国送金に関する意図に変更がある場合、これらの結論を再検討することが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応度及び／又は今後12か月で起こりうる結果の範囲を含む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

世界貿易の変化の結果として、企業は、移転価格の方針を変更する可能性がある。IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」を適用し、企業は、関連性がある税務当局が結果として生じる税務処理を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。そうではない場合、企業は、IFRIC第23号の要求事項を適用して、関連する税金を算定する際に不確実性の影響を反映しなければならない。移転価格の変更及び関連する不確実な税務処理について、重要性がある場合、関連性がある開示を検討しなければならない。

## 税源浸食と利益移転に関するOECD/G20の包摂的枠組み

2021年12月、経済協力開発機構（OECD）は第2の柱モデルルールを公表した。グローバル税源浸食防止（GloBE）ルールは、テスト対象年度の直前の4会計年度のうち少なくとも2会計年度において、最終親会社の連結財務諸表における年間収益が7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業グループの構成企業に適用される。本ルールの目的は、大規模多国籍企業が事業を行う各法域で生じる所得に対して最低水準の税金を支払うことを確保することである。この目的を達成するために、ルールは、法域ベースで決定されるGloBE実効税率が最低税率15%を下回る場合にはいつでも、法域で発生する超過利益に対してトップアップ課税を課す。

2023年5月に修正されたIAS第12号は、第2の柱における法人税等に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債の認識、及びそれらに関する情報の開示を禁止している。しかし、第2の柱の法制が発効した後には、本基準は、第2の柱の法人所得税に関連する当期税金費用（収益）の別個の開示を要求する。

その導入以来、ルールは進化を続けており、OECDからのさらなる変更が見込まれており、また、当該枠組みを採用した法域における結果的な地域における法律の変更もある。IAS第12号46項は、報告期間の末日までに制定又は実質的に制定された税率及び税法を用いて、当期税金負債又は資産を測定することを要求している。しかし、報告期間の末日後に法律の改正が発表又は制定された場合には、企業は、IAS第10号21項の要求事項を満たすために開示が要求されるか否かを検討すべきである。

## 米国の新税法-「One Big Beautiful Bill Act」

2025年7月4日、「An Act to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of H. Con. Res. 14」（一般に「One Big Beautiful Bill Act」と呼ばれる）（以下、「同法」という。）が米国連邦法として署名された。

同法は、特に、次の内容を規定している。

- 適格事業用不動産の全額費用化（「100%ボーナス減価償却」）の恒久的な延長、国内研究開発（R&D）費用の即時損金算入、純事業利息を損金算入するためのより寛大な計算式を含む、2017年の減税及び雇用法の多くの規定を延長する。
- 税源浸食及び乱用防止税（BEAT）に適用する税率を0.5%引き上げる。これは、議会の行動がなければ適用されたであろう引上げよりも低いものである。
- 2026年に適用されるはずだったグローバル無形資産低課税所得（GILTI）制度及び外国稼得無形

資産所得（FDII）制度の両方に対する特別控除額の削減を廃止する。

同法には、いくつかのクリーンエネルギー税制優遇措置の段階的廃止及び制限等、いくつかの増税規定も含まれており、またGILTI及びFDIIに広く適用されるさまざまな変更が加えられており、これらの制度の変更の全体的な影響は、個別の企業の実態と状況による可能性が高いことを意味する。

IAS第12号を適用する目的では、これらの変更は、2025年7月4日に実質的に制定されたものと考えなければならない。その日より前に終了する報告期間については、法人所得税の認識及び測定は影響を受けないが、IAS第10号（又は期中報告期間については、IAS第34号「期中財務報告」）に基づく修正を要しない後発事象の開示の必要性を検討しなければならない。

2025年7月4日以後終了する報告期間について、同法は、米国で事業を展開する企業の当期税金と繰延税金残高の両方に影響を与える可能性がある。

### 当期税金

同法の規定の多くは、将来の課税年度に発効する予定である。しかし、当期利益に対する税金支払額に影響を与える又は以前の課税年度に遡及して適用される場合は、財務業績計算書で認識される当期税金に反映される。

同法が当期税金に与える影響は、（例えば、2021年12月31日より後2025年1月1日より前に支払った又は発生した資産化された国内R&Dの残りの未償却残高を損金算入する選択の使用、又は2025年1月19日より後に取得及び使用された不動産の100%ボーナス減価償却の復活を通じた）減少と（例えば、2025年9月30日より後に取得した車両に対する適格事業用クリーン自動車クレジットの終了、又は法人代替ミニマム税制の下でより高い税額の対象となる企業は、同法による税負担の増加を通じた）増加の両方をもたらす可能性があるため、総合的に検討しなければならない。

### 繰延税金

将来年度に解消が見込まれる一時差異に関する繰延税金資産及び負債は、その解消が発生したときに適用されると予想される実質的に制定された税法に基づいて認識及び測定しなければならない。その結果、2025年に当期税金負債が変動しない場合でも、同法は（2025年7月4日以後終了する期間について）以下に影響を与える可能性がある。

- 例えば、国内R&Dコストの即時費用化又はボーナス減価償却の復活による一時差異の金額
  - GILTI税制の変更の結果として、繰延税金残高の測定
  - 同法により将来の課税所得の予想を変更する場合、繰延税金資産の認識
- 米国のデロイトの次のニュースレターは、さらな

る情報を提供している。

- Heads Up–Accounting Considerations Related to the New U.S. Tax Legislation
- A closer look –Inside the new tax law

さらに、デロイトのIFRS in Focus「米国税制改正法のIFRSにおける影響の会計処理」<sup>35</sup>では、2017年の減税及び雇用法に関するさらなる背景を解説している。

## 非GAAP及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば、業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利益を強調したいという欲求につながる。しかし、このようなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性があることを意味する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非GAAP指標又は代替的業績指標（APM）を通じて適切に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むがこれらに限定されない要因を検討しなければならない。

- 調整された指標から除外される項目は、事象又は経済状況に直接関係していることを証明できるか？
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通常の営業に増分なものであるか？
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的に定量化可能であるか？

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示しようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提供しなければならない。

さらにAPMの定義及び計算は、期間にわたり一貫していなければならない。

非GAAP指標又はAPMをマネジメント・レポートに含める場合、企業は、引き続き関連性がある非GAAP財務指標に関する証券監督者国際機構（IOSCO）の声明<sup>36</sup>そして代替的業績指標に関するESMAのガイドライン<sup>37</sup>（2020年に更新）又は法域における同等のものについて、協議しなければならない。

## 後発事象

期末以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する修正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を示す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な検討が要求される場合がある。この評価は、判断が要求されることが多い。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、IAS第36号に基づく減損レビュー、IFRS第15号に基づく履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定するために使用する場合がある完了までのコストの見積り、IFRS第9号に基づく予想信用損失計算、又は合理的に考え得る予測の変化に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなければならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受けない。報告日以降に評価がどのように変化したかについて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識別しなければならない。

例えば、報告日後に新しい関税又は既存の関税の変更が発表された場合、企業は、当該発表が報告日に合理的に予想できたかどうかを評価するために判断を適用しなければならない。そうである場合、企業は、減損の分析の実施に使用したキャッシュ・フロー（関連性がある場合には、シナリオの確率加重を含む）を、報告日に合理的に予想される条件を反映するように更新しなければならないかどうかを検討しなければならない。報告日時点では、新しい関税又は既存の関税の変更が合理的に予想できなかったと企業が判断した場合、減損の計算は修正されず、代わりに（重要性がある場合には）当該発表に関する関連性がある情報を開示しなければならない。

## 企業結合及び他の取得取引

企業結合及び他の類似の取引は複雑になる可能性があり、その会計処理には、例えば、以下の決定のために重大な判断が伴う場合がある。

- 取引が企業結合の定義を満たしているか、又は資産の購入として会計処理しなければならないか。
- 取引が企業結合である場合、企業結合の一部を構成する取引の要素と、別個の取引として会計処理しなければならない要素を識別する（例えば、特定の支払いが購入価格の一部を形成するか、報酬としなければならないか）。
- 当該取引が投資先に対する支配、共同支配、又は重要な影響力をもたらすかどうか。この評価は、議決権以

<sup>35</sup> IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/ifrs-in-focus/2018/effects-of-the-u-s-tax-reform>）

<sup>36</sup> IOSCOのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD532.pdf>）

<sup>37</sup> ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（[https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370\\_qas\\_on\\_esma\\_guidelines\\_on\\_apms.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370_qas_on_esma_guidelines_on_apms.pdf)）

外の要因が関係する場合に特に判断が要求される場合がある。例えば、

- 株主間の契約に基づく、議決権行使又は取締役の指名に関する特別な権利の存在
- 投資先が特定の法制度の対象となる場合（例えば、政府機関の関与又は取締役の指名）
- 例えば、投資先への資本の関与を制限するなど、企業（投資者）が法的規定の対象となるかどうか。
- 企業又は第三者が保有するオプション又はその他の潜在的な議決権

企業結合及び他の取得取引は非常に重大となる可能性があり、企業は、当該取引の影響及び当該取引をどのように会計処理するかを決定する際に行った重大な判断について明確で整合的な説明を行わなければならない。これには、以下が含まれる場合がある。

- 資産のグループが企業結合であり、IFRS第3号「企業結合」を適用して会計処理しなければならないかどうかを決定する際に伴う判断。
- のれんを生じさせる要因の説明。定型的な開示ではなく、対象の企業結合を参照する。
- 条件付対価の取決め説明及び支払額の潜在的な変動性の説明。
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の7項から9項で要求される、支配、共同支配、及び重要な影響力を評価する際に行った重大な判断に関する情報。

2023年12月、IOSCOは、財務諸表で認識及び開示されたのれんの信頼性、忠実な表現及び透明性を向上することを目的とした「のれんの会計処理に関する提言」<sup>38</sup>を公表した。IOSCOは、財務諸表の作成者に対して4つの提言を行っている。

- すべての識別可能な無形資産を適切に認識し、企業結合で認識したのれんを構成する要因の企業固有の開示を提供する。
- 減損テストで使用される仮定が、合理的で裏付け可能であることを立証するのに十分な証拠を得る。
- のれんの減損テストで使用される仮定と非財務情報開示の整合性を確保する。
- 主要な仮定をどのように決定しているかを含む、のれんの減損テストを明確に開示する。

最後の提言に関して、IOSCOは、好事例には次の開示が含まれることを指摘している。:

- 公正価値又は使用価値がCGU又はCGUのグループの帳簿価額を超える割合（特に、翌事業年度中ののれんの帳簿価額に重要性がある修正が生じる

重大なリスクがある場合)

- 主要な仮定に関連する不確実性の程度。例えば、評価モデルにおける仮定に関する不確実性は、不確実性のある時間軸を有する可能性のある景気後退からの景気回復に対する将来の期待を伴う可能性がある。
- 主要な仮定に悪影響を与えることが合理的に見込まれ得る潜在的な事象及び/又は状況の変化

## IAS第33号「1株当たり利益」

基本的1株当たり利益（EPS）及び希薄化後EPSは、多くの場合、企業の業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、ある期間の決算発表及び財務諸表に含まれている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らない。<sup>39</sup>財務諸表の作成においてなされた重大な判断を開示するというIAS第1号の一般的な要求事項は、EPSの計算にも適用されることに留意すべきである（例えば、株式再編の実質を決定する際に判断が必要な場合）。

誤って適用されやすいEPSの計算についてのIAS第33号の要求事項を、以下に記載する。

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかどうかの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づいて行わなければならない。
- 無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての期間の基本的EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される普通株式の加重平均数を遡及的に調整することが要求される。
- 優先株式が資本に分類される場合、基本的EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される利益は、配当及び償還において生じるプレミアムを含む、優先株式のすべての影響を調整する。

非GAAP指標の使用に関するガイダンス（「非GAAP及び代替的業績指標」を参照）は、調整後EPS数値の表示にも適用される。特に、IAS第33号で要求されているように、EPS指標よりも目立たせてはならず、その算定方法（調整項目に対する税金に対して使用する基礎を含む）を明確に開示しなければならない。

## IFRS第17号「保険契約」

IFRS第17号は、2023年1月1日以後開始する事業年度に発効した。2024年10月、ESMAは「From “black box” to “open book” ?—IFRS第17号『保険契約』の最初の適用による証拠」<sup>40</sup>を公表し、欧州の保険会社の

38 金融庁のウェブサイト参照いただきたい。(https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20231221/20231221.html)

39 例えば、2022年9月に公表された英国FRCの1株当たり利益のテーマ別レビューでは、EPSの計算におけるより一般的な誤りを強調しており、企業に特定の主要な要求事項をリマインドしている。

40 ESMAのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-1188985980-1046\_-\_From\_black\_box\_to\_open\_book.pdf)

サンプルの財務諸表のレビューからの所見及び推奨事項を提供している。

IFRS第17号の継続的な適用に関連する事項について、ESMAは、会計方針、判断及び見積りに関連する開示が、しばしば企業固有のものではなく、又は限定的な場合では欠落していると指摘している。この点に関して、本報告では、例を挙げている。

また、一部の企業が、財務諸表の外（例えば、経営者による説明又はリスクレポート）において、財務諸表からの相互参照の使用を含む、保険契約から生じるリスクの性質及び範囲に関する開示を表示していることを、ESMAは観察しているが、これはIFRS第17号では認められていない。IFRS第17号が要求する開示は、財務諸表の注記に含めなければならない。

## 経営者による説明

2025年6月、IASBは、経営者による説明及び類似の報告書の改善を支援するため、要求事項のグローバルな整合性の強化も含む、経営者による説明に関する改訂実務記述書を公表した。改訂実務記述書は、どの企業が経営者による説明を作成することが要求されるか、どのくらいの頻度で作成しなければならないか、誰が経営者による説明の発行を承認すべきか、又は経営者による説明が対象となる外部保証の水準を明記していない。改訂実務記述書は、規制当局が国内の要求事項及び経営者による説明に関するガイダンスを更新又は開発する際に使用する、グローバルなベンチマークを提供するとともに、企業が投資者のニーズを満たす情報を提供するための包括的な資源を提供することを目的としている。iGAAP in Focus財務報告「IASB、経営者による説明に関する改訂実務記述書を公表」<sup>41</sup>は、経営者による説明に関する実務記述書について詳細に解説している。

## 期中財務報告

適時性がありかつ高品質の期中開示は、財務諸表の主要な利用者にとって重要である。期中財務諸表を作成する際に最も関連性がある可能性が高い検討領域について、本ニュースレターにおいてすでに説明されているものに加え、以下で説明する。

## 重要な事象及び取引

要約期中財務諸表を作成する企業は、IAS第34号「期中財務報告」15項に従い、「直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解する上で重大な事象及び取引の説明」を提供することが要求される。重大である場合に、開示を検討する場合がある事象の網羅的ではないリストは、IAS第34号15B項に示されている。さらに、IAS第34号16A項は、会計方針及び計算方法の変更に関するものを含め、要約期中財務諸表の

注記において行うべき開示を規定している。

現在のマクロ経済的及び地政学的環境から生じる継続的な不確実性に企業が対応するため、要約期中財務諸表の注記で開示する必要がある可能性がある他の重要な事象が存在する可能性が高い。

## 見積り

不確実性の継続的なレベルを考慮すると、企業は期中報告期間中に（例えば、新しい関税の賦課又は金利の変化の結果として）見積りを修正し、IAS第34号16A項(d)に従って開示を提供する必要があるかもしれない。この場合、開示は、特に資産及び負債について、直近の年次報告日より見積り方法の使用が多い場合は、見積りの変更の理由及び使用した見積り方法を明確に説明しなければならない。

## 資産の減損

減損損失及び減損損失の戻入れに関するIFRS会計基準の要求事項は、要約期中財務諸表に適用される。

多くの資産（のれん、有形固定資産、使用権資産、無形資産、及び子会社、共同支配企業及び関連会社への投資を含む）については、IAS第36号に従って、報告日に、減損又は以前の減損の戻入れの兆候があるかどうかを評価し（禁止されている以前ののれんの減損の戻入れを除く）、もしそうである場合、回収可能価額（使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方）を算定することを意味する。企業は、直近の年次報告日に到達した結論に関係なく、期中報告日時点での減損の兆候の存在を評価しなければならない。

環境の不確実性により、直近の年次報告日における使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の計算において、以前に使用された予測キャッシュ・フローは、その後の期中報告日の状況をもはや反映しない可能性がある。この場合、企業は、期中報告日における経営者の改訂した予想と更新した状況を反映した、新しい又は更新した予測を作成する必要がある。

期中報告期間中に重要性のある減損損失が認識された場合、企業はIAS第34号15B項(b)により要求されるように、当該損失に関する追加の開示を検討しなければならない。

## 継続企業

IAS第1号25項及び26項が定める継続企業の要求事項は、期中財務諸表に適用される。したがって、経営者は、期中報告期間の終了から少なくとも12か月間継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関連する重要性のある不確実性があるかどうかを検討する必要がある。この評価を行うにあたり、企業は期中財務諸表の承認日までに入手可能

41 本誌2025年10月号「IASB、経営者による説明に関する改訂実務記述書を公表」を参照いただきたい。

なすべての情報を考慮しなければならない。

さらに、企業は、新しい情報又は更新された情報により、要約期中財務諸表に継続企業の評価について開示することが要求されるかどうかを検討する必要がある。

## 認識及び測定

要約期中財務諸表の資産、負債、収益及び費用を認識する原則は、年次財務諸表と同じである。IAS第34号41項は、期中財務諸表で使用される測定の手続が、信頼性のある情報をもたらす、すべての重要性があり関連性がある財務情報が、適切に開示されることを要求している。したがって、本ニュースレターの他の箇所に記載されている課題、例えば非金融資産の回収可能価額及び金融資産の予想信用損失引当金の測定は、期中財務諸表でも同様に取り扱わなければならない。それにもかかわらず、IAS第34号は、年次財務諸表及び期中財務諸表の両方に合理的な見積りがしばしば使用されるが、期中財務諸表は一般に年次財務諸表よりも見積り方法をより多く使用することが必要になることを認めている。

## 法人所得税の会計処理

期中財務報告書には、次の年次財務諸表に適用されるものと同じ会計上の認識及び測定原則を適用すべきであるという基本原則と一致して、期中報告期間の法人所得税費用は、年間の見積り利益総額に適用される税率、すなわち、期中報告期間の税引前利益に適用される見積平均年次実効税率を用いて計上する。

実務的な範囲内で、見積平均年次実効税率は租税区域ごとに決定され、租税区域ごとの期中税引前利益に個別に適用される。利益の種類が異なるごとに異なる税率が適用される場合にも、同じ原則が適用される。世界貿易の変化及びマクロ経済の不確実性によってもたらされる不確実性の結果として、企業はそのような精度で期中税金計算を行う際に、困難に直面する可能性がある。この場合、企業は、より個別の税率を使用した場合の結果に比して合理的な近似値となるものであれば、各租税区域全体又は各種利益全体の加重平均を使用することが認められる。

また、IAS第34号に基づく期中財務報告のために、予測キャッシュ・フローの調整（非金融資産の減損の文脈で議論されるものなど）も、企業の見積り年次実効税率（AETR）に織り込む必要があるかもしれない。さらに、不確実性のあるビジネス環境の状況では、これらのキャッシュ・フローの見積りはより頻りに改訂される可能性が高く、それに伴い、AETRが変更された場合、ある期中報告期間に法人所得税費用として計上した金額も、その後の期中報告期間で調整する必要が生じる可能性がある。AETRは、累計ベースで再見積りされる。

IAS第12号の繰延税金資産の認識を裏付ける規準は、各期中報告期間の末日に適用され、それらが満たされた場合に限り、当期の税務上の欠損金の便益を見積平均年次実効税率の計算に反映することができる。

## その他の開示

上記で説明したように、IAS第34号の包括的な目的は、期中財務諸表が年次財務諸表に含まれる関連性のある情報の説明及び更新を提供することである。上記の具体的な検討事項に加えて、企業は、包括的な目的を達成するために必要となる可能性のある追加の開示を検討する必要がある。現在の不安定で不確実性のある環境では、期中報告期間の後発事象の結果として生じる重大な影響について追加の開示が要求される場合がある。

IAS第1号は、一般に、IAS第34号に従って作成された要約期中財務諸表の構成及び内容には適用されないが、IAS第1号4項は、IAS第1号15項から35項が期中財務諸表に適用されることを明確にしている。IAS第1号17項及び31項はいずれも、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響について利用者が理解できるようにするために必要な場合、IFRS会計基準で規定されている情報に対する追加情報を要求する。企業の財務状況が直近の年次財務諸表から著しく変化した可能性がある現在の状況では、（年次）財務諸表の完全なセットについてのみに通常要求される開示の一部は、期中報告期間中に発生した状況の結果に関する関連性のある情報を提供する可能性がある。

## 付録

### 新しい及び改訂IFRS会計基準及び解釈指針

IAS第8号第30項は、新しい及び改訂IFRS会計基準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な影響を検討し、（年次財務諸表において）開示することを企業に要求している。これらの開示の十分性は、現在の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2025年12月15日時点のものを反映している。当該日以後、財務諸表が発行される前に、IASBが公表した新しい及び改訂IFRS会計基準の適用による潜在的な影響についても検討し、開示しなければならない。

下表に記載の新しい又は修正されたIFRS会計基準についての解説は、デロイトトーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」を参照いただきたい。（<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/audit-assurance/perspectives/ifrs-kaisetsu-1.html>）

以下の表は、さまざまな四半期報告期間について、2025年12月31日現在の基準等の概要を示している。

この表は、すべての事業年度に使用可能である。2025年12月31日に終了する第1四半期は、事業年度が2025年9月1日に開始することを意味する。同様に、2025年12月31日に終了する第2四半期は

2025年7月1日に開始する事業年度を指し、2025年12月31日に終了する第3四半期は2025年4月1日に開始する事業年度を指し、2025年12月31日に

終了する第4四半期は2025年1月1日に開始する事業年度を指す。

基準等	発効日	2025年12月31日での適用			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
「交換可能性の欠如」(IAS第21号の修正)	2025年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「金融商品の分類及び測定に関する修正」(IFRS第9号及びIFRS第7号の修正)	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「IFRS会計基準の年次改善—第11集」	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「自然依存電力を参照する契約」(IFRS第9号及びIFRS第7号の修正)	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」(2025年8月に修正)	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「超インフレ表示通貨への換算」(IAS第21号の修正)	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可

### 最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRS解釈指針委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定期的に公表している。

2020年8月、IFRS財団の評議員会は、最新版IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブックを公表し、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料が、IFRS会計基準自体から権限を得ており、したがって、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に適用される遡及適用について、IAS第8号の一般的な要求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各IFRIC Updateはまた、企業がその決定を行い、必要な会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間（例えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応）を与えられることが期待されていることを指摘している。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのぐらいの

であるかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変更に関連する開示が、IFRS会計基準で要求されているかどうかを検討することが期待される。

過去12か月間に、以下のアジェンダ決定が委員会によって公表された。<sup>42</sup>

2025年3月 IFRIC Update	他の企業の義務に対して発行する保証 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」—授業料から生じる収益の認識 IAS第38号「無形資産」—気候関連支出から生じる無形資産の認識
2025年6月 IFRIC Update	IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」—超インフレ経済の指標の評価

以上

<sup>42</sup> 一連のアジェンダ決定については、ASBJのウェブサイトの「IASBの活動」の「IFRS-IC会議」のページ（[https://www.asb-j.jp/jp/iasb\\_activity/ifric.html](https://www.asb-j.jp/jp/iasb_activity/ifric.html)）を参照いただきたい。

# 会計基準等開発動向

2026年2月13日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

## ■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）については、今後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定とされている。	2025年10月29日付で、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等が公表され、2026年2月6日まで意見募集が行われている。
法人税等に関する会計基準	2026年4月1日以後に開始する事業年度から課される防衛特別法人税に係る取扱いについて、法人税等会計基準の見直しに係る改正後の基準とは別に、実務対応報告を公表することで短期的な対応を行うことが検討されている。	2025年11月20日付で、実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」が公表され、2026年1月20日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されており、2026年2月に最終化することが目標とされている。
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われている。	2026年1月9日付で、企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等が公表され、2026年3月9日まで意見募集が行われている。

## ■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。 2022年6月8日にコメントが締め切れ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 ( <a href="https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf">https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf</a> ) が公表された。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

項目	内容	ステータス
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、検討が行われている。	2025年12月より検討が開始されている。現在、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」及び企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正案に関する検討が行われており、2026年2月に公開草案を公表することが目標とされている。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、検討が行われている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	2025年12月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われている。	第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとされ、2026年1月9日付で、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表された。 当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いが踏襲されており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされている。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更	(1)のれんの非償却を導入 (2)のれん償却費の計上区分変更	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済同友会等より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、まず主にスタートアップ関係者に対する意見聴取を行いつつ可能な限り聴取対象の範囲を拡大した上で、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかの観点から意見聴取をASBJに依頼することとされた。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）においては、ASBJにおいて公聴会の形式で行われた意見聴取について報告がなされ、意見聴取の状況や内容に関して基準諮問会議委員から現時点での感触等が確認された。また意見聴取の範囲を含む今後の進め方について意見交換が行われ、可能な限り追加的な意見聴取をASBJに依頼して進めていくとともに、事務局においてのれんを非償却とすることに伴う関連の改正から

項目	内容	ステータス
		生じるコストなど幅広い影響も含めて会計基準としての改善に繋がるかどうかの評価を進めるとされた。
連結財務諸表における取扱い	(1) 連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2) 連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）において、次回以降、事務局の分析を提示する予定であるとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」の改正	2025年12月にISSBより、「温室効果ガス排出の開示に対する修正-IFRS S2号の修正」（以下「IFRS S2号の修正」という。）及び「SASBスタンダード」の結果的修正が公表された。 SSBJでは、IFRS S2号の修正に対応するサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）の取扱いについて、検討が行われている。また、「SASBスタンダード」の結果的修正を受け、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）において参照される「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて検討が行われている。 さらに、SSBJ基準の初めての改正にあたって、適用基準、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」及び気候基準のそれぞれに必要と考えられる改正について検討が行われている。	2025年12月15日付で、「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」として下記3つの公開草案が公表され、2026年1月28日まで意見募集が行われていた。 (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第3号（サステナビリティ開示ユニバーサル基準の改正案）「サステナビリティ開示基準の適用（案）」 (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第4号（サステナビリティ開示テーマ別基準第1号の改正案）「一般開示基準（案）」 (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第5号（サステナビリティ開示テーマ別基準第2号の改正案）「気候関連開示基準（案）」 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されており、2026年3月末までに改正が確定するように検討を進める予定とされている。
温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示	「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（SHK制度）の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示について、その取扱いについて実務上の解釈が分かっていることが指摘されていることから、明確化を図るために、サステナビリティ開示実務対応基準の開発が検討されている。	2026年1月22日付で、サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」が公表され、2026年3月25日まで意見募集が行われている。

■今後開発が予定されるSSBJ基準

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	2025年7月に、ISSBより、公開草案『「SASBスタンダード」の修正案』及び「SASBスタンダード」の修正案の結果的修正の提案である公開草案『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案（いずれもコメント期限：2025年11月30日）が公表された。ISSBにより確定基準が公表される時期は未定である。 SSBJ基準では、現行の適用基準において、「SASBスタンダード」（2023年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。 このため、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正される場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことが考えられている。	ISSBにより確定基準が公表され次第、検討を開始することが考えられるとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等（サステナビリティ開示基準の適用等）	2025年7月に公表された「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」において、2027年3月期から、時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社に対し、段階的にサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の適用を義務付ける方針が示されたことなどを受け、以下の項目に関して必要な制度整備が行われるもの。 【1】SSBJ基準の適用開始に向けた環境整備 （1）SSBJ基準の適用 （2）SSBJ基準の適用に伴う開示項目の追加 （3）Scope3温室効果ガス排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバー・ルールの整備 【2】人的資本開示に関する制度見直し 【3】その他の改正事項 （1）総会前開示への対応 （2）特定有価証券に係る半期報告書の提出期限延長申請に係る手続規定の整備 （3）株式転換条項の付された社債券について、あらかじめ定められた条件に基づき株式を発行する場合には「有価証券の募集」に該当しない旨の明確化	2025年11月26日に左記公開草案が公表され、2025年12月26日まで意見募集が行われていた。また、改正後の規程は公布の日から施行する予定とされている。なお、各規定の適用予定は下記のとおり。 ①SSBJ基準の適用開始に向けた環境整備（左記【1】） ・2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が3兆円以上である会社： 2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等 ・2026年3月31日を基準として算定した5事業年度末の平均時価総額が3兆円未満1兆円以上である会社： 2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等 ②人的資本開示に関する制度見直し（左記【2】）、総会前開示への対応（左記【3】（1）） 2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等

項目	内容	ステータス
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)	ASBJにおいて、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等及び実務対応報告公開草案第72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」(コメント募集期間：2025年11月20日～2026年1月20日)が公表されたことを受け、財務諸表等規則等及び財務諸表等規則ガイドライン等について所要の改正を行うもの。	2025年12月19日付で左記の改正案が公表され、2026年1月23日まで意見募集が行われていた。なお、公布の日から施行する予定とされている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

# 新刊書籍のご案内

## 会社法計算書類作成ハンドブック（第20版） 有限責任監査法人トーマツ著 中央経済社

本書は2026年3月決算対応として、2025年12月末現在の会社法、関連規則に基づく計算書類等の作成実務を解説し、第20版として刊行されました。制度の概要や記載例、留意事項など、実務に携わる方々にとって有用となるポイントや、実際の記載事例を多数紹介しています。さらに、株主総会関連書類を幅広く取り上げるとともに、新リース会計基準やサステナビリティ開示など最新のトピックも紹介しています。

価格 8,580円(税込)  
2026年2月刊  
ISBNコード：  
978-4-502-56931-9



## 第3版／詳解 グループ通算制度Q&A デロイト トーマツ税理士法人 大野久子監修 株式会社清文社

弊法人は連結納税制度創設当初から『詳解 連結納税制度Q&A』『詳解 グループ通算制度Q&A』を発行し、このたび通算12冊目となる本書（第3版）を上梓しました。

本書は、実務レベルで使える情報を、できるだけ詳しく、分かりやすく提供することを目的とし、詳細な仕組みや個別制度、地方税、組織再編における取扱い、別表の記載方法等にいたるまで解説しています。

グループ通算制度の実務にかかわる方必携の1冊として、広くご利用いただけましたら幸いです。

価格 8,800円(税込)  
2026年2月刊  
ISBNコード：  
978-4-433-71075-0

購入リンク：  
<https://store.skattsei.co.jp/book/products/view/2534>



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。  
市販の書籍 <https://www.deloitte.com/jp/ja/our-thinking/publications.html>

# 会計情報

発行日 令和8年2月20日(毎月20日発行)  
第595 3月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング  
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。  
JPTOKYOTRC\_Mailing@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>  
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をされるものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001